



新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2024年2月 イシン株式会社



1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式220,320千円(見込額)の募集及び株式270,000千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式79,380千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2024年2月20日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

イシン株式会社

東京都新宿区新宿六丁目28番7号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

● 社是・経営理念

当社グループは社是に「事業家創発」を置き、理念に「世界的視野を持った事業家たちが差別化された事業を通じて社会の進化に貢献する」を掲げ、近年の我が国における人口減少や高齢化、地域衰退をはじめとする様々な社会課題を、産官学金⁽¹⁾の共創によってイノベーションを起こし、社会の持続力を高めていく「創発型社会」の実現を目指しております。

社是
Company credo

事業家創発

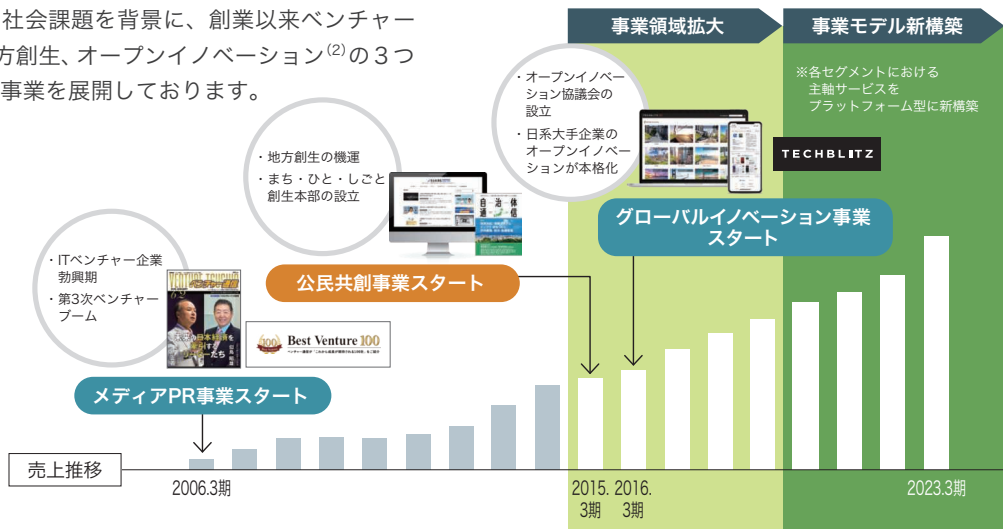
事業家が生まれる創発的企業文化

理念
philosophy

世界的視野を持った事業家たちが
差別化された事業を通じて社会の進化に貢献する

● 事業開発の変遷と展開する事業

様々な社会課題を背景に、創業以来ベンチャー振興、地方創生、オープンイノベーション⁽²⁾の3つの領域で事業を展開しております。



売上高及びセグメントごとの売上高構成比は以下の通りです。

〈新興産業支援領域〉

グローバルイノベーション 事業

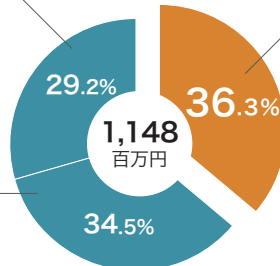
日系大手企業の
オープンイノベーション支援

〈新興産業支援領域〉

メディアPR 事業

ベンチャー企業の
ブランディング及び
採用マーケティング支援

売上高及び構成比率
2023年3月期の実績



〈公民共創支援領域〉

公民共創 事業

企業の自治体向けマーケティング・
販促及び各種営業支援

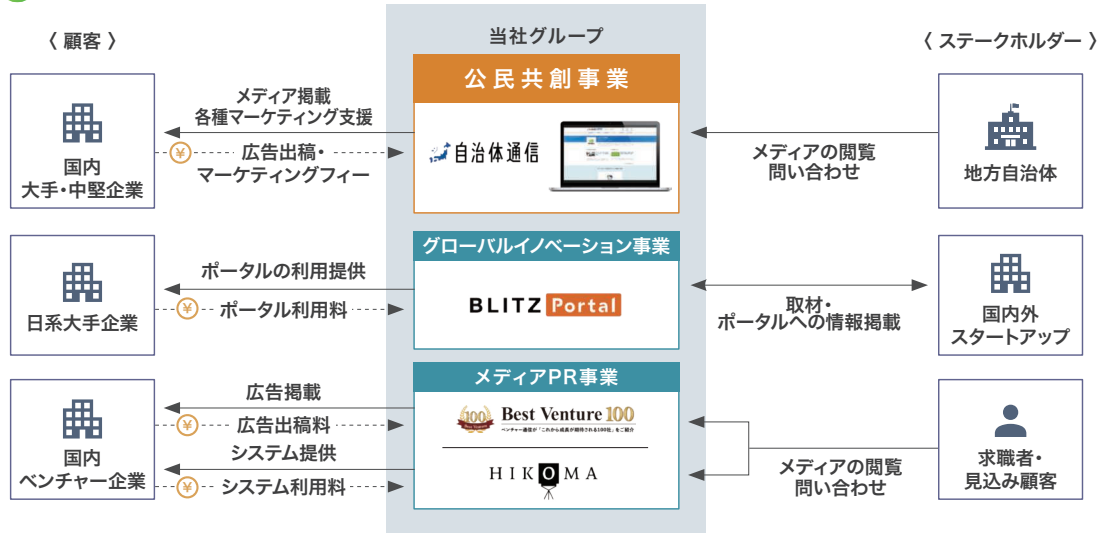


各セグメント利益については、公民共創事業は74百万円、グローバルイノベーション事業は114百万円、メディアPR事業は246百万円となっております。

(1) 「産業界」と「官公庁」ならびに「学術機関」「金融」をまとめた表現のこと。

(2) 企業が外部のアイデアや技術を活用することで、新たな価値を創造するための手段・考え方。

● 事業系統図

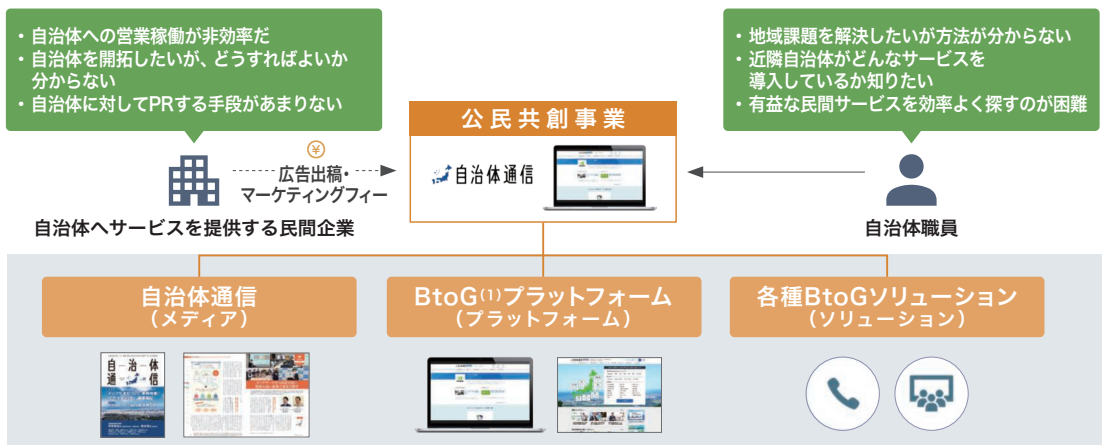


● 事業内容・提供サービス

各事業ともにメディアを起点として各領域に新規参入し、その後、当該事業領域に存在する様々な課題・顧客ニーズに対応したソリューション型サービスを提供することで、当該事業領域をとりまく包括的な課題を特定し、その後に継続的で幅広い課題解決が可能となるプラットフォーム型サービスを立ち上げております。

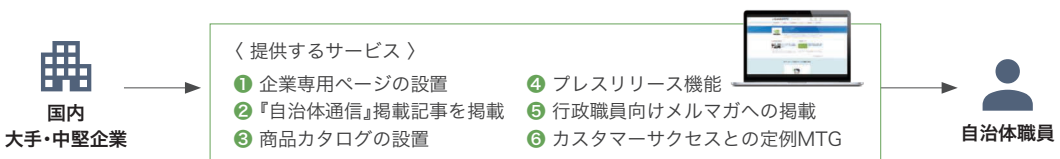
公民共創事業

自治体と民間企業をつなぐ事業として、自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)を中心に、防災・危機管理、学校教育・生涯学習、公共インフラ、健康福祉、地方創生などのテーマで、主に大手・中堅企業の自治体向けマーケティング等の業務を一気通貫で支援しております。



① BtoGプラットフォーム

企業の自治体向けのWEBマーケティングを総合的に支援するサービスであります。



(1) BtoG : Business to Governmentの略称。

②自治体通信

2014年創刊の『自治体通信』は、課題解決に取り組む自治体とその取り組みをサポートする民間企業を紹介する情報誌です。2023年3月期の発刊回数は11回で、全国約1,780か所の自治体に無料で毎月約34,800部(2024年1月発刊号実績)を、掲載企業がリーチしたい自治体の担当課に直接配送しております。



③ソリューション



テレマーケティング

民間企業向けに自治体に対する架電業務を代行するサービスであります。具体的には、ターゲットとなる自治体のリストやトークスクリプトを作成し、当社専門チームにて自治体へ架電を行います。

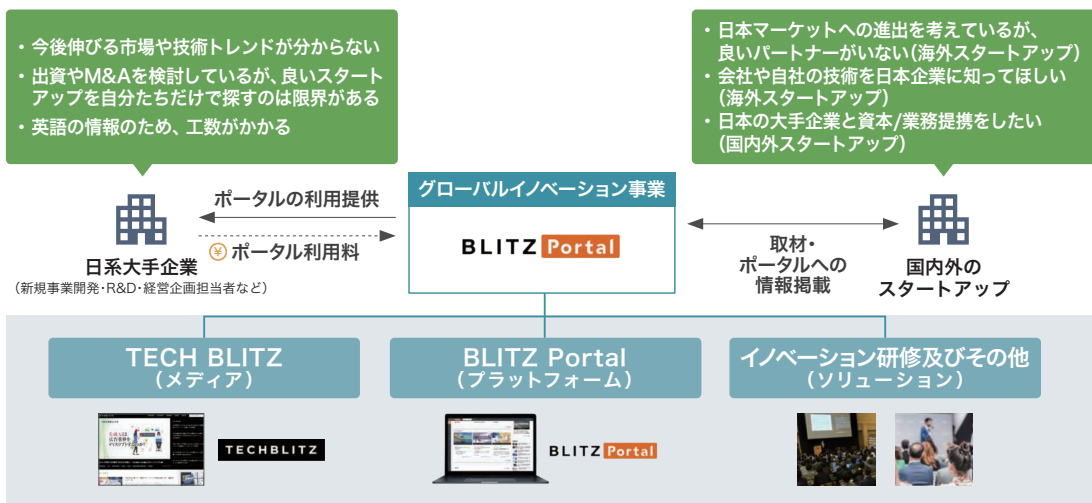


ウェビナー

自治体職員を集客対象としたオンラインイベントやセミナー、展示会を企画・開催するサービスです。民間企業の協賛を募り、協賛企業のソリューションのPRや、参加者リードの獲得を支援しております。

グローバルイノベーション事業

当事業では、日系大手企業と国内外のスタートアップをつなぐサービスを通じて、国内大手企業のオープンイノベーションの推進を支援しております。



①BLITZ Portal

日系大手企業向けに、成長産業に特化した情報ポータルサイト「BLITZ Portal (ブリッツポータル)」を提供しております。



〈サービス概要(2024年1月末時点)〉

- ① トレンドレポート
 - ② 注目企業調査レポート
 - ③ 企業データベース
 - ④ カスタマーサクセス(サポート)
 - ⑤ その他コンテンツ
- (マッチング情報/資金調達情報/ウェビナー・ユーザー会)

②研修・イベントサービス

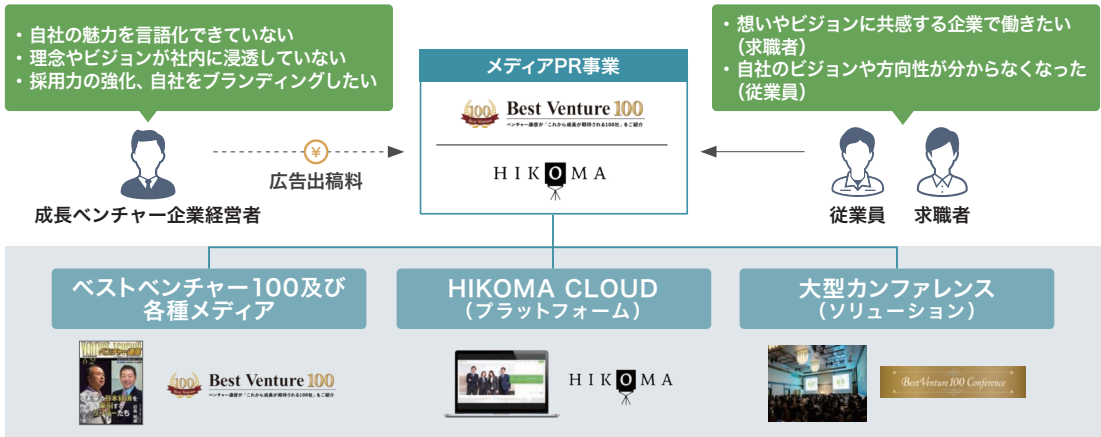
海外の著名大学の教授を講師として招いたグローバルイノベーション研修や、オープンイノベーションに特化し大手企業やスタートアップが登壇する大型イベントなど、日系大手企業のイノベーション活動を支援する様々なソリューションを展開しております。

③TECHBLITZ

世界のスタートアップエコシステムを取材・調査し、イノベーション創発に役立つコンテンツを配信しているメディア「TECHBLITZ」を運営しております。

メディアPR事業

当事業では、主に成長ベンチャー企業向けにブランディング及び採用支援を行っております。また、成長ベンチャー企業の経営者とのネットワークを活かした大型のカンファレンスも開催しております。



①各種メディア

当サービスでは複数のメディアを運営しており、その中でも主力メディアは、ベンチャー業界メディアの『ベンチャー通信』『ベンチャー通信Online』及び『ベストベンチャー100』であります。

②HIKOMA CLOUD

企業の採用ページ制作に特化したCMS⁽¹⁾を提供し、自社サイトを通じた採用活動の支援をしております。CMSの提供の他にも、コンテンツ制作の支援やカスタマーサクセスチームの伴走のもと、サイト改善や求人広告の運用サポートを行っております。

③大型イベント

成長が著しいベンチャー企業の経営者を中心に集めた「ベストベンチャー100カンファレンス」を開催しております。主に成長企業に対してマーケティングをしたいBtoB企業にスポンサーとして協賛していただいております。

各事業で展開するサービスまとめ

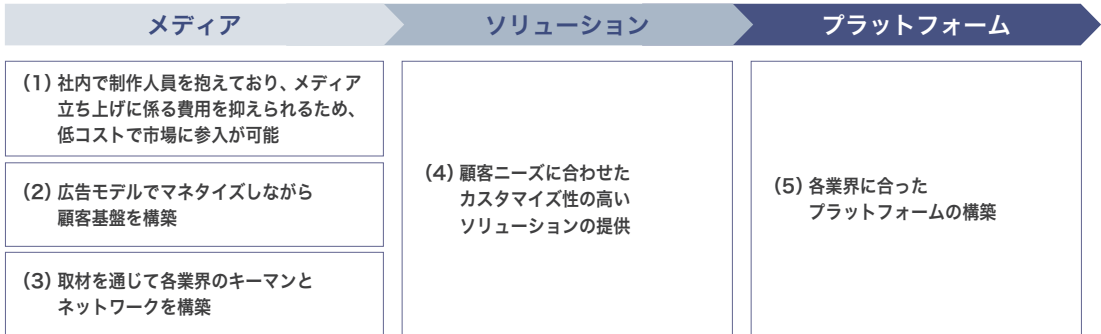
サービス区分	セグメント別のサービス		
	〈 公民共創領域 〉	〈 新産業支援領域 〉	
	公民共創事業 企業の自治体向けマーケティング・販促及び各種営業支援	グローバルイノベーション事業 日系企業のオープンイノベーション支援	メディアPR事業 ベンチャー企業のブランディング及び採用支援
プラットフォーム	BtoGプラットフォーム 企業の自治体向けのWEBマーケティングを支援	BLITZ Portal 成長産業に特化した情報ポータルサイト	HIKOMA CLOUD 採用ページ制作に特化したCMS
ソリューション	各種BtoGソリューション 企業の自治体に対する架電業務を代行 自治体向けのウェビナー開催	イノベーション研修及びその他 グローバルイノベーション研修 大型イベントの開催	大型カンファレンス 成長ベンチャー企業向けカンファレンス開催
メディア	自治体通信 課題解決に取り組む自治体とその取り組みをサポートする民間企業を紹介	TECHBLITZ 世界のスタートアップエコシステムを取材・調査	各種メディア ベンチャー業界誌、その他各種メディア運営 Best Venture 100

(1) Contents Management Systemの略称であり、Web専門知識がなくとも、簡単にWebサイトの作成・更新・運営ができるシステム。

● 当社の特徴

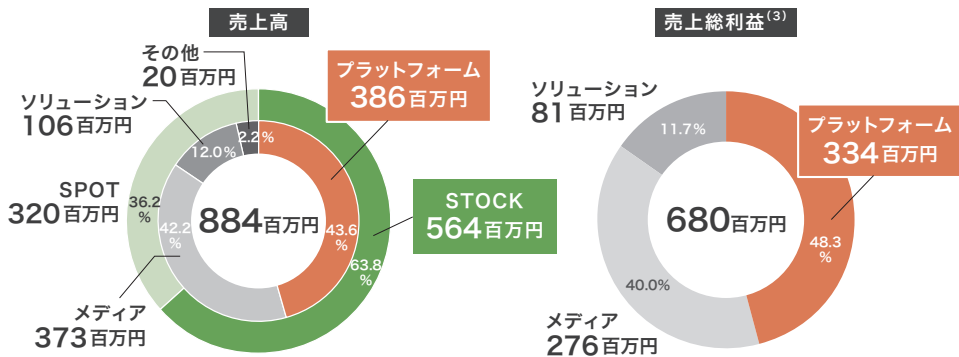
① 事業展開スタイルとそのメカニズム

当社は、社会課題を背景にメディアを起点としてソリューション及びプラットフォームを立ち上げる事業展開スタイルと、それを実現するためのノウハウや組織能力を有しております。



② プラットフォームを中心とした安定収益基盤

STOCK売上⁽¹⁾が売上の過半を占めており、安定した収益基盤が確立。サービス区分ごとの売上高・売上総利益はプラットフォームサービスが最大となっております⁽²⁾。



● 当社の成長戦略

① 公民共創事業を成長領域とした売上拡大

「BtoGプラットフォーム」及び各種ソリューションサービスに注力し、短期的には契約社数の増加を図り、中長期的には提供サービスの付加価値を高めることで契約社数及びLTV⁽⁴⁾の最大化を図ってまいります。

② 新しい領域の開発及び、既存領域において新たなソリューションを開発

新規事業開発として、GX⁽⁵⁾、生成AI、事業承継、医療など幅広い領域への展開を検討しております。また既存の事業領域において営業BPO関連やHR関連サービスなど新たなソリューションを開発することで、継続的な成長を目指してまいります。

③ 適切なコストコントロールによる収益性の改善

当社のコスト構造として、売上総利益率が70%台を維持しており、柔軟で機動的な販管費の設計が可能であると考えております。高い売上総利益率を維持しながら、販管費については、各事業で最適化を図りながら収益性を改善してまいります。

(1) STOCK売上：継続的な契約から生じる売上。主要サービスは「HIKOMA CLOUD」、「ベンチャー通信Online」、「BLITZ Portal」、「BtoGプラットフォーム」等です。各サービスの契約期間は原則1年間となっており、解約率は、「HIKOMA CLOUD」（月次解約率：4.2%）、「ベンチャー通信Online」（月次解約率：4.3%）、「BLITZ Portal」（年次解約率：26.4%）、「BtoGプラットフォーム」ライトプラン（年次解約率：55.2%）、スタンダードプラン（年次解約率29.6%）、となっております。

(2) 2024年3月期第3四半期累計数値を記載しております。

(3) 売上総利益の割合（%）については、各サービス区分に分類できない売上原価が約11百万円発生したため、メディア、ソリューション、プラットフォームに区分される売上総利益の合計値に対する割合を記載しております。

(4) LTV：Life Time Value（顧客生涯価値）の略称。

(5) GX：Green Transformationの略称。化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動。

業績等の推移

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第17期 2022年3月	第18期 2023年3月	第19期第3四半期 2023年12月
売上高 (千円)	1,024,213	1,148,005	884,903
経常利益 (千円)	116,692	111,047	120,675
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益 (千円)	97,271	83,772	89,971
包括利益又は四半期包括利益 (千円)	130,777	228,560	44,070
純資産額 (千円)	945,701	1,174,261	1,218,331
総資産額 (千円)	1,332,147	1,613,127	1,623,813
1株当たり純資産額 (円)	296.75	358.14	—
1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	60.79	52.36	56.23
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	35.6	35.5	41.0
自己資本利益率 (%)	23.0	16.0	—
株価収益率 (倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	64,827	106,014	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△18,832	△17,896	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△757	△788	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高 (千円)	757,247	880,085	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	69 (13)	85 (18)	— (—)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
4. 第17期及び第18期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第19期第3四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
5. 当社は、2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

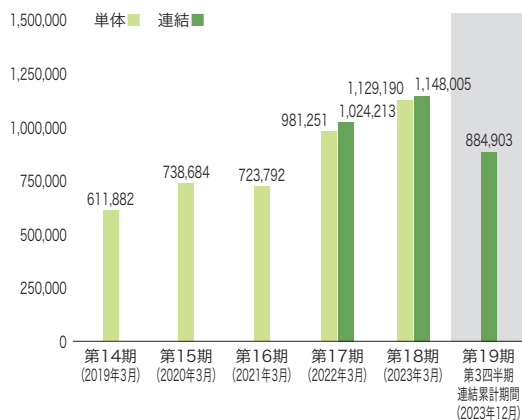
回次 決算年月	第14期 2019年3月	第15期 2020年3月	第16期 2021年3月	第17期 2022年3月	第18期 2023年3月
売上高 (千円)	611,882	738,684	723,792	981,251	1,129,190
経常利益 (千円)	45,455	32,551	12,167	139,528	131,822
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	73,562	△54,634	15,719	105,814	125,198
資本金 (千円)	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
発行済株式総数 (株)	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
純資産額 (千円)	332,657	280,506	293,742	399,557	524,755
総資産額 (千円)	484,974	485,523	554,072	748,701	980,013
1株当たり純資産額 (円)	20,791.06	17,531.63	18,358.93	249.72	327.97
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	4,597.67	△3,414.63	982.50	66.13	78.25
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	68.6	57.8	53.0	53.4	53.5
自己資本利益率 (%)	24.9	△17.8	5.5	30.5	27.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	52 (6)	55 (11)	60 (10)	68 (13)	84 (18)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
5. 第17期及び第18期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第14期、第15期及び第16期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期及び第18期の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 当社は、2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 当社は、2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」の作成上の留意点について、「(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第14期、第15期及び第16期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づきPwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次 決算年月	第14期 2019年3月	第15期 2020年3月	第16期 2021年3月	第17期 2022年3月	第18期 2023年3月
1株当たり純資産額 (円)	207.91	175.32	183.59	249.72	327.97
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	45.98	△34.15	9.82	66.13	78.25
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

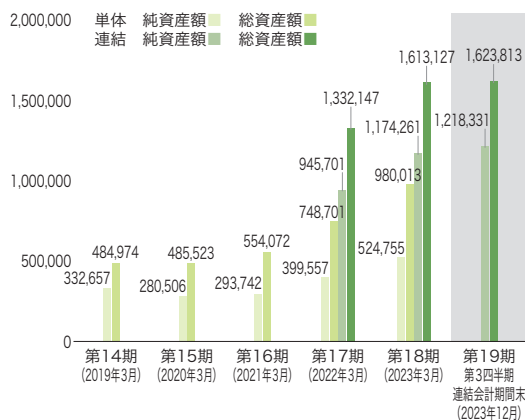
売上高

(単位：千円)



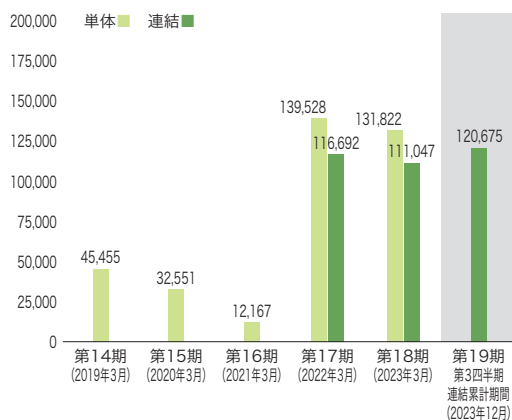
純資産額／総資産額

(単位：千円)



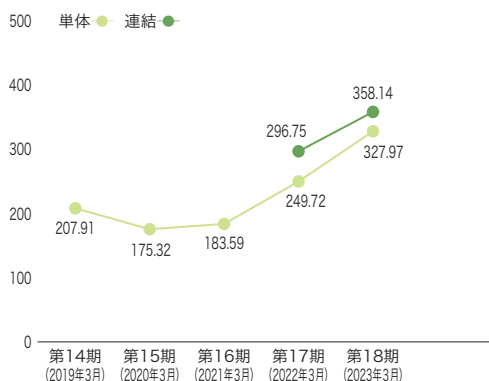
経常利益

(単位：千円)



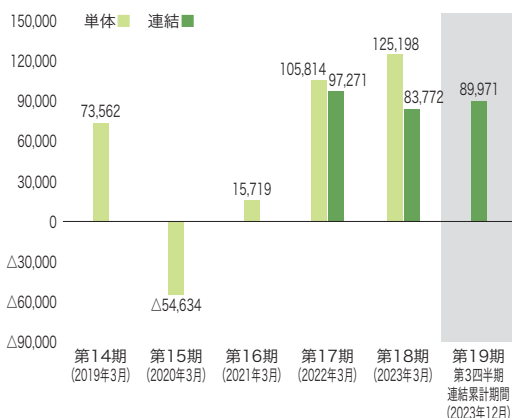
1株当たり純資産額

(単位：円)



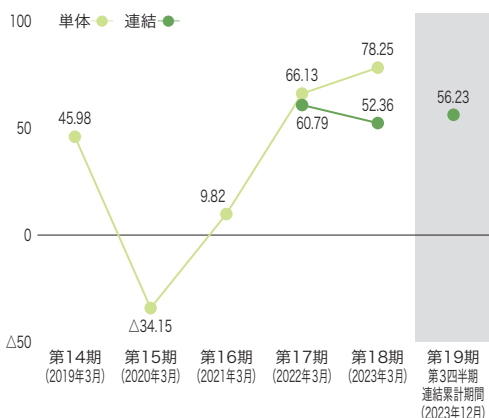
親会社株主に帰属する 当期(四半期)純利益／当期純利益 又は当期純損失(△)

(単位：千円)



1株当たり 当期(四半期)純利益 又は1株当たり当期純損失(△)

(単位：円)



(注)2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記では、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり指標の数値を算定しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	7
2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	8
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	16
3 【事業の内容】	18
4 【関係会社の状況】	25
5 【従業員の状況】	26
第2 【事業の状況】	28
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	28
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	37
3 【事業等のリスク】	39
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	45
5 【経営上の重要な契約等】	52
6 【研究開発活動】	52
第3 【設備の状況】	53
1 【設備投資等の概要】	53
2 【主要な設備の状況】	54
3 【設備の新設、除却等の計画】	54

第4	【提出会社の状況】	55
1	【株式等の状況】	55
2	【自己株式の取得等の状況】	66
3	【配当政策】	66
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	67
第5	【経理の状況】	82
1	【連結財務諸表等】	83
(1)	【連結財務諸表】	83
(2)	【その他】	139
2	【財務諸表等】	140
(1)	【財務諸表】	140
(2)	【主な資産及び負債の内容】	156
(3)	【その他】	156
第6	【提出会社の株式事務の概要】	157
第7	【提出会社の参考情報】	158
1	【提出会社の親会社等の情報】	158
2	【その他の参考情報】	158
第四部	【株式公開情報】	159
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	159
第2	【第三者割当等の概況】	160
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	160
2	【取得者の概況】	162
3	【取得者の株式等の移動状況】	164
第3	【株主の状況】	165
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年2月20日
【会社名】	イシン株式会社
【英訳名】	Ishin Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 片岡 聡
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿六丁目28番7号
【電話番号】	03-5291-1580(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 丸山 広大
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿六丁目28番7号
【電話番号】	03-5291-1580(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 丸山 広大
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 220,320,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 270,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 79,380,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	240,000(注) 2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2024年2月20日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2024年3月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 上記とは別に、2024年2月20日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式73,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【募集の方法】

2024年3月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2024年3月5日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	240,000	220,320,000	119,232,000
計(総発行株式)	240,000	220,320,000	119,232,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2024年2月20日開催の取締役会決議に基づき、2024年3月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,080円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は259,200,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2024年3月14日(木) 至 2024年3月19日(火)	未定 (注) 4.	2024年3月22日(金)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2024年3月5日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、2024年3月13日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2024年3月5日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2024年3月13日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2024年2月20日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2024年3月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2024年3月25日(月)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。))の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2024年3月6日から2024年3月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿支店	東京都新宿区新宿三丁目25番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2024年3月22日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町一丁目4番地		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麴町三丁目3番6		
計	—	240,000	—

(注) 1. 2024年3月5日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2024年3月13日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
238,464,000	9,500,000	228,964,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,080円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額228,964千円に、「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限73,029千円を合わせた、手取概算額合計上限301,993千円については、ソフトウェアの保守開発費用、新規事業の開発費用、人員採用費及び人件費に充当する予定であり、具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

① ソフトウェアの保守開発費用

各事業で展開しているソフトウェア(成長産業に特化した情報ポータルサイト「BLITZ Portal」、企業の自治体向けのWEBマーケティングを総合的に支援する「BtoGプラットフォーム」及び企業の採用ページ制作に特化したCMS(注1)「HIKOMA CLOUD」)の保守開発費用として、92,515千円(2025年3月期22,915千円、2026年3月期34,800千円、2027年3月期34,800千円)を充当する予定であります。各サービスは、当社の安定した収益基盤の中心であるプラットフォームサービスであり、各サービスの安定したサービス運営のための費用であります。

② 新規事業の開発費用

中長期の成長戦略として、GX(注2)生成AI、事業承継、医療など幅広い領域への事業を検討しており、新領域開発に伴う調査や人件費などに18,900千円(2025年3月期6,900千円、2026年3月期6,000千円、2027年3月期6,000千円)を充当する予定であります。当社の成長戦略の一つとして、展開する各領域において新たなソリューションの開発や、新たな事業領域を開拓することを検討しており、それを実現するための費用であります。

③ 人員採用費及び人件費

人員の採用に伴う採用費及び人件費として、190,578千円(2025年3月期45,932千円、2026年3月期72,323千円、2027年3月期72,323千円)を充当する予定であります。主に成長領域である公民共創事業を中心に増員を計画しております。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

- (注) 1. CMS: Contents Management Systemの略称であり、Web専門知識がなくとも、簡単にWebサイトの作成・更新・運営ができるシステム。
2. GX: Green Transformationの略称。化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2024年3月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	250,000	270,000,000	東京都目黒区 明石 智義 197,200株 東京都新宿区 松浦 道生 52,800株
計(総売出株式)	—	250,000	270,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,080円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2024年 3月14日(木) 至 2024年 3月19日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本店並びに全国 各支店及び営業 所	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一になります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2024年3月13日)に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	73,500	79,380,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 73,500株
計(総売出株式)	—	73,500	79,380,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2024年2月20日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式73,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,080円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1.	自 2024年 3月14日(木) 至 2024年 3月19日(火)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株式会社及び その委託販売先金融商品 取引業者の本店並びに全 国各支店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である明石智義(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2024年2月20日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式73,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式73,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 (注)2.
(4)	払込期日	2024年4月23日(火)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、2024年3月5日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2024年3月13日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2024年3月25日から2024年4月18日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われぬ場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である明石智義、売出人である松浦道生並びに当社株主である株式会社Bright Stone、村口和孝、片岡聡、吉田秀明、丸山広大、松本大及び当社新株予約権者である西中大史他32名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目までの2024年9月20日までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(但し、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(但し、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2024年2月20日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期
決算年月	2022年3月	2023年3月
売上高 (千円)	1,024,213	1,148,005
経常利益 (千円)	116,692	111,047
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	97,271	83,772
包括利益 (千円)	130,777	228,560
純資産額 (千円)	945,701	1,174,261
総資産額 (千円)	1,332,147	1,613,127
1株当たり純資産額 (円)	296.75	358.14
1株当たり当期純利益 (円)	60.79	52.36
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	35.6	35.5
自己資本利益率 (%)	23.0	16.0
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	64,827	106,014
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△18,832	△17,896
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△757	△788
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	757,247	880,085
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	69 (13)	85 (18)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
4. 第17期及び第18期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。
5. 当社は、2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (千円)	611,882	738,684	723,792	981,251	1,129,190
経常利益 (千円)	45,455	32,551	12,167	139,528	131,822
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	73,562	△54,634	15,719	105,814	125,198
資本金 (千円)	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
発行済株式総数 (株)	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
純資産額 (千円)	332,657	280,506	293,742	399,557	524,755
総資産額 (千円)	484,974	485,523	554,072	748,701	980,013
1株当たり純資産額 (円)	20,791.06	17,531.63	18,358.93	249.72	327.97
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	4,597.67	△3,414.63	982.50	66.13	78.25
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	68.6	57.8	53.0	53.4	53.5
自己資本利益率 (%)	24.9	△17.8	5.5	30.5	27.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	52 (6)	55 (11)	60 (10)	68 (13)	84 (18)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
5. 第17期及び第18期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第14期、第15期及び第16期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期及び第18期の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 当社は、2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 第15期において当期純損失を計上しております主な要因は、Ishin SG Pte. Ltd.の株式評価損71,380千円を計上したことによるものです。

9. 当社は、2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第14期、第15期及び第16期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくPwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
1株当たり純資産額 (円)	207.91	175.32	183.59	249.72	327.97
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	45.98	△34.15	9.82	66.13	78.25
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社創業者の明石智義(現代表取締役会長)は、2005年に東京都渋谷区にメディア事業を目的とする会社として、株式会社幕末を設立いたしました。その後、2012年に本社を東京都新宿区に移転し、2014年に商号もイシシ株式会社に変更いたしました。イシシ株式会社の設立以後の企業集団に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
1999年12月	ベンチャー業界メディア『フロンティア(現ベンチャー通信)』を創刊(メディアPR事業のサービス開始)
2005年4月	東京都渋谷区神南にて株式会社幕末(資本金50万円)を設立
2005年6月	成長が期待されるベンチャー企業を紹介するメディア「ベストベンチャー100」の提供を開始(2007年にベンチャー企業向けの有料会員制サービスに変更)
2007年3月	資本金を300万円に増資
2007年11月	資本金を800万円に増資
2008年8月	本社を東京都港区白金台に移転
2009年5月	経営者の“経営力”を上げる情報メディア『経営者通信』を創刊
2009年7月	東京都港区白金台にて企業向け動画サービス提供を目的として株式会社幕末ムービーを設立
2012年3月	本社を東京都新宿区新宿に移転
2012年12月	子会社管理の目的でシンガポール現地法人Bakumatsu Holdings Pte. Ltd.を設立 東南アジアでのメディア運営を目的としてシンガポール現地法人Bakumatsu Singapore Pte. Ltd.を設立
2014年1月	当社とGMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)、GMO VenturePartners株式会社の共同出資により、ベンチャー企業に対する投資育成を目的としてGMOベンチャー通信スタートアップ支援株式会社を設立(現関連会社)
2014年8月	イシシ株式会社に商号変更 Bakumatsu Singapore Pte. Ltd.をIshin SG Pte. Ltd.に商号変更 大阪府大阪市北区に西日本支店を開設
2014年9月	自治体の“経営力”を上げる情報メディア『自治体通信』を創刊(公民共創事業のサービス開始)
2015年7月	アメリカでのメディア運営を目的として、アメリカのデラウェア州にIshin USA, Inc.を設立(グローバルイノベーション事業のサービス開始)(現連結子会社) Bakumatsu Holdings Pte. Ltd.をIshin Group Pte. Ltd.に商号変更
2015年11月	東南アジア・インドのVCファンドに投資する目的で英領西インド諸島、ケイマン諸島にIshin Global Fund I L.P.を設立(現連結子会社) ファンドを運用管理する目的で英領西インド諸島、ケイマン諸島にIshin Global Fund I Limitedを設立(現連結子会社)
2016年4月	メディア広告の拡販を目的に東京都新宿区新宿に株式会社Nメディアを新設分割
2016年9月	株式会社幕末ムービーを清算終了
2017年8月	Ishin SG Pte. Ltd.がグローバル教育事業の共同立ち上げを目的に、シンガポールでインターナショナルスクールの入学斡旋を行うCulture Connection Pte. Ltd.(本社：シンガポール)と資本提携
2018年3月	Ishin Group Pte. Ltd.を清算終了
2018年4月	株式会社Nメディアを吸収合併
2019年4月	採用オウンドメディア(注)制作サービス「HIKOMA CLOUD」の提供を開始 イスラエルのテルアビブ市にイスラエル支店を開設
2019年5月	企業の自治体向けの架電業務を代行する、テレマーケティングサービスの提供を開始
2019年10月	西日本支店を閉鎖 大阪府大阪市中央区に西日本オフィスを開設
2020年6月	イスラエル支店を閉鎖
2020年12月	自治体と民間企業の情報流通プラットフォーム「RABAN」の提供を開始
2021年4月	イノベーション情報ポータル「BLITZ Portal」の提供を開始
2022年4月	企業の自治体向けのWEBマーケティングを総合的に支援する「BtoGプラットフォーム」の提供を開始
2022年12月	Culture Connection Pte. Ltd.の全保有株式を譲渡

年月	概要
2023年4月	高知県香南市に高知オフィスを開設
2023年9月	Ishin SG Pte. Ltd. を清算結了

(注) オウンドメディア：顧客が自社で所有・管理できるメディアのこと。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社(イシシ株式会社)、子会社3社(Ishin USA, Inc.、Ishin Global Fund I Limited及びIshin Global Fund I L.P.)、関連会社1社(GMOベンチャー通信スタートアップ支援株式会社)により構成されており、公民共創事業、グローバルイノベーション事業、メディアPR事業の3つの事業を主な事業として展開しております。いずれの事業においてもメディアを起点に新たな市場へ参入し、顧客の課題を解決するソリューション及びプラットフォームを立ち上げてまいりました。

サービス区分ごとの定義は以下の通りです。

- ・メディア : 当社メディアに広告掲載することで収益を得るサービス。
- ・プラットフォーム : 主な収益はシステム利用料が中心で、同サービス上で顧客とステークホルダーの双方向性のあるサービス。
- ・ソリューション : 上記2区分には含まれない、顧客ニーズに合わせたカスタマイズ性の高いサービス。

なお、Ishin Global Fund I L.P. は東南アジアやインドのベンチャーキャピタルファンドに投資する投資事業組合であり、Ishin Global Fund I Limitedはその運営管理を行っております。当該ファンドは主に東南アジア・インドのファンドへの投資活動及びベンチャー投資家へ海外スタートアップの情報提供を行うなど、当社グループが展開する各事業との連携や相乗効果を目的として運営しているものであり、各セグメントには配分しておりません。

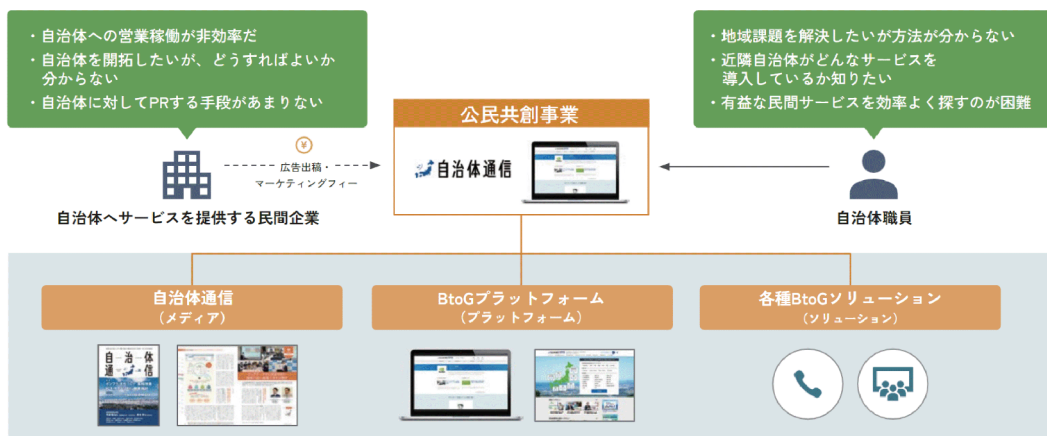
当社グループの事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。また、以下に示す区分は、セグメントと同一の内容であります。

(公民共創事業)

当事業では、自治体と民間企業をつなぐ事業として、自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)を中心に、防災・危機管理、学校教育・生涯学習、公共インフラ、健康福祉、地方創生などのテーマで、主に大手・中堅企業の自治体向けマーケティング等の業務を一気通貫で支援しております。

民間企業及び自治体の課題、提供するサービスは以下の通りです。

※当該事業を展開する主な会社は、当社であります。



当社は、自治体・民間企業の両者の間に立ち、サービスを通じて両者の課題解決を支援しております。

各サービスの詳細は以下の通りです。

① BtoG (注1) プラットフォーム

BtoGプラットフォームは企業の自治体向けのWEBマーケティングを総合的に支援するサービスであります。主な提供サービスは、自治体職員向けに運営しているWEBメディア「自治体通信Online」にて、各企業の専用ページを設置することができ、雑誌『自治体通信』に掲載した記事だけでなく、各企業のソリューション紹介やサービスカタログの設置が可能となっております。また、各企業のサービスリリースやセミナー開催などの情報を告知が出来たり、自治体職員向けのメールマガジンにて各社のソリューションの紹介も行っております。また、企業の自治体向けのマーケティング施策について、当社の社員と定期的に相談ができるカスタマーサクセスサービスもごさいます。以下が提供している具体的なサービスであり、プラットフォームを利用している民間企業からの月額利用料に係るSTOCK売上(注2)が主な収益となっております。

- (注) 1. BtoG : Business to Governmentの略称。
2. 継続的な契約から生じる売上。

<BtoGプラットフォームのサービス内容 (2024年1月末時点) >

① 企業専用ページの設置

『自治体通信Online』に企業ページとソリューション紹介ページを掲載可能。



② 『自治体通信』掲載記事を掲載

過去に掲載頂いた全てのOnline記事を企業ページに格納することができます。



③ 商品カタログの設置

商品資料をOnlineに設置することで、行政職員リードを獲得することができます。



④ プレスリリース機能

サービスリリースやイベント告知を『自治体通信Online』上にアップ可能。



⑤ 行政職員向けメルマガへの掲載

行政職員を中心とした約27,000名のハウスリストにメルマガを配信できます。



⑥ カスタマーサクセスとの定例MTG

自治体向けマーケティングにおける施策の相談と壁打ちをすることが可能です。



(注) 同サービスは、ライトプラン・スタンダードプラン・プレミアムプランの3つのプランを提供しております。ライトプランは①～③のみ、スタンダードプランは④⑤まで、プレミアムプランは⑥までが提供サービスとなっております。各プラン最低12か月以上の契約となっており、基本的な月額費用は、ライトプラン：3.5万円、スタンダードプラン：10万円、プレミアムプラン：契約内容に応じて変動となっております。

② 自治体通信

2014年創刊の『自治体通信』は、課題解決に取り組む自治体とその取り組みをサポートする民間企業を紹介する情報誌です。2023年3月期の発行回数は11回で、全国約1,780か所の自治体に無料で毎月約34,800部(2024年1月発行号実績)を、掲載企業がリーチしたい自治体の担当課に直接配送しております。

当サービスでは、民間企業の雑誌掲載に係る広告掲載に係るSPOT売上(注)が主な収益となっており、ソリューションを提供する民間企業のインタビューと自治体の導入事例のインタビューをセットにした記事広告を『自治体通信』の誌面に掲載しております。自治体でのソリューションの導入事例を紹介することにより、読者である自治体職員に導入イメージを喚起し、導入の動機形成を促す効果があるものと認識しており、自治体職員との商談獲得、商談資料として多面的に活用いただいております。また、雑誌という形態は、一定数あるとみられる自治体での回覧文化に沿ったものでもあり、セキュリティ対策のため庁内のWEBの利用環境に制限がある自治体も多いことから、雑誌媒体によるプロモーションの有用性は高いと考えております。

(注) 都度の契約から生じる売上。

③ テレマーケティング、ウェビナー等の各種ソリューション

テレマーケティングは、民間企業向けに自治体に対する架電業務を代行するサービスであります。具体的には、ターゲットとなる自治体のリストやトークスクリプトを作成し、当社専門チームにて自治体へ架電を行い、顧客に自治体のリード情報(資料請求した自治体の名称・担当課・担当者氏名・メールアドレス等)や調査レポートを納品いたします。当サービスでは、業務支援として、主に架電量に応じた収益を得ております。

ウェビナーは、自治体職員を集客対象としたオンラインイベントやセミナー、展示会を企画・開催するサービスです。民間企業の協賛を募り、協賛企業のソリューションのPRや、参加者リードの獲得を支援しております。いずれの場合も、民間企業からプランに応じ費用を徴収しております。

各種ソリューションサービスは、主にSPOT売上が中心となっております。

各サービスを提供した顧客事例は以下のとおりです。

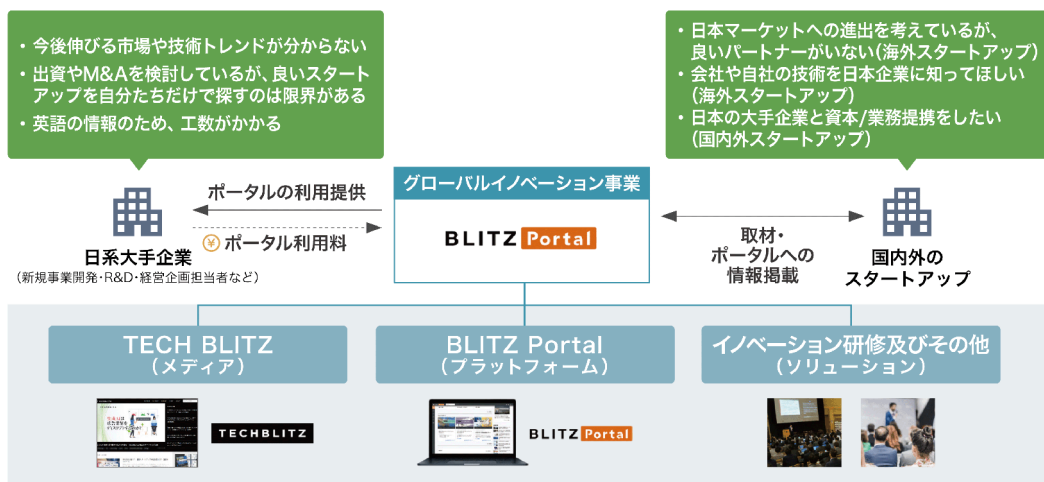
顧客	大手通信会社	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体に対してAI関連のITツールを販売していきたい。 ・早期のシェア拡大に向けて全国の自治体にPRしたいが、自社製品をどのようにPRすれば良いか分からない。 	
提供サービスの変遷	①自治体通信	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の導入事例を中心としたインタビューコンテンツを作成 ・複数回に渡り『自治体通信』に掲載し、全国の自治体へのPRを支援
	②テレマーケティング	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットとなる担当課への架電業務を支援 ・自治体のリード獲得を支援
	③ウェビナー	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体DXウェビナーの企画・集客サポート ・ソリューションの訴求及びリード獲得を支援
	④BtoGプラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスカタログの掲載や定期的なプレスリリースの配信 ・WEB上でのリード獲得やマーケティングを支援 ・『自治体通信』掲載記事のWeb掲載

(グローバルイノベーション事業)

当事業では、日系大手企業と国内外のスタートアップをつなぐサービスとして、成長産業に特化した情報提供サービスや各種ソリューションを通じて、大手企業のオープンイノベーション（注1）の推進を支援しております。

日系大手企業担当者（主に新規事業開発・R&D（注2）・経営企画担当者）及びスタートアップの課題、提供するサービスは以下の通りです。

※当該事業を展開する主な会社は、当社、Ishin USA, Inc.であります。Ishin USA, Inc.では、米国での現地スタートアップの調査及び取材、現地の日系大手企業の販売及び顧客フォローを担っております。



当社は、成長産業に特化した情報提供サービスや、各種ソリューションを通じて、日系大手企業と国内外のスタートアップの両者の課題解決を支援しております。

(注) 1. 企業が外部のアイデアや技術を活用することで、新たな価値を創造するための手段・考え方。

2. Research and Developmentの略称。

各サービスの詳細は以下の通りです。

① BLITZ Portal(ブリッツポータル)

当サービスでは、日系大手企業向けに、成長産業に特化した情報ポータルサイト「BLITZ Portal(ブリッツポータル)」を提供しております。当社グループは日本、米国サンフランシスコに拠点を置き、グローバルで活動する契約リサーチャーやライターと連携しながら、国内外の成長産業の市場やスタートアップ、技術の動向を、レポートやデータベースとして提供しております。

成長産業においては変化が激しいゆえに整理された情報が少なく、かつ特に海外のスタートアップについては

情報源が英語に限られていることが多くっております。当社グループは成長産業の市場やスタートアップ、技術の動向を日々情報収集し、独自レポートとして日本語でわかりやすく整理しております。また、米国の大手スタートアップデータベースである「Crunchbase(クランチベース)」を運営するCrunchbase, Inc.(クランチベース)とライセンス契約を結んでおり、「BLITZ Portal」に「Crunchbase」のデータの日本語版を搭載し、約305万社(2024年1月末時点)の国内外の企業データベースを保有しています。さらに、当社グループの取材先スタートアップは日本企業との協業を期待している企業が多く、当社グループは取材先スタートアップと日系大手企業をマッチングするサポートも行っております。

<BLITZ Portalのサービス概要(2024年1月末時点)>

<p>1 トレンドレポート</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・毎月配信 ・アーカイブデータ(約170本) ・自社オリジナルコンテンツ ・海外コンテンツの日本語翻訳レポート 	<p>2 注目企業調査レポート</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・毎月配信 ・アーカイブデータ(約4,600本) ・全13カテゴリ 計70~100本の新着レポート 	<p>3 企業データベース</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・305万社超の企業データベース ・日本語フリーワード検索および表示 ・国内5万社超、海外300万社超 ・自社接点/調査先 + crunchbase データ連携 	
<p>カスタマーサクセス (サポート)</p>	<p>探索サポート</p> 	<p>マッチング仲介</p> 	<p>コミュニティ引き合わせ</p> 
<p>その他コンテンツ</p>	<p>マッチング情報</p> 	<p>資金調達情報</p> 	<p>ウェビナー・ユーザー会</p> 

当サービスは月額利用料に係るSTOCK売上を主な収益としております。顧客企業の利用者にIDを付与し、ID数に応じて月額利用料を徴収しております。

② 研修・イベントサービス

スタンフォード大学やカリフォルニア大学パークレー校の教授を講師として招いたグローバルイノベーション研修や、オープンイノベーションに特化し大手企業やスタートアップが登壇する大型イベントなど、日系大手企業のイノベーション活動を支援する様々なソリューションを展開しております。当サービスでは、研修提供に係る収益及びイベントの協賛や参加に係るSPOT売上が中心となっております。

③ TECHBLITZ

世界のスタートアップエコシステムを取材・調査し、イノベーション創発に役立つコンテンツを配信しているメディア「TECHBLITZ」を運営しております。読者は無料で閲覧できるメディアとなっており、国内外の有望スタートアップに取材し先進事例となるソリューションや技術を紹介するインタビューコンテンツや、事業会社やVC・学術関係者からイノベーション創発の事例、概況、トレンドに係るコンテンツを掲載しており、大手企業の担当者が日々情報収集をする際に活用されております。

(メディアPR事業)

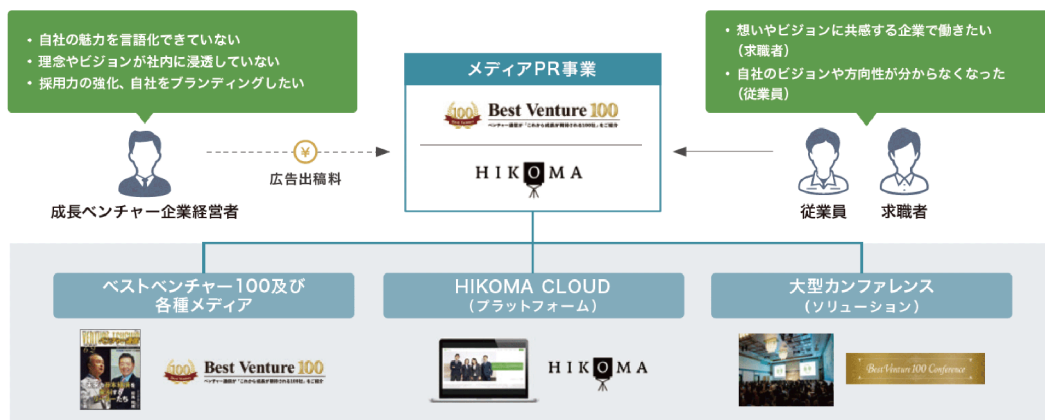
当事業では、主に成長ベンチャー企業向けにブランディング及び採用支援を行っております。近年、クチコミやSNSなどで風評被害につながるケースが増加しており、企業が正しい情報をステークホルダーにわかりやすく伝える必要性が高まっております。

当社はメディアの広告やCMS(注)の提供を通じて、顧客がステークホルダーに対して自社の魅力やビジョンを発

信することを支援しており、特に採用需要の旺盛な成長企業を中心に導入が進んでおります。また、成長ベンチャー企業の経営者とのネットワークを活かした大型のカンファレンスも開催しております。

(注) CMS : Contents Management Systemの略称であり、Web専門知識がなくとも、簡単にWebサイトの作成・更新・運営ができるシステム。

成長ベンチャー企業の経営者及びステークホルダーの課題、提供するサービスは以下の通りです。



各サービスの詳細は以下の通りです。

※当該事業を展開する主な会社は、当社であります。

① 各種メディア

当サービスでは複数のメディアを運営しており、中でも主力メディアは、ベンチャー業界メディアの『ベンチャー通信』『ベンチャー通信Online』であります。提供サービスの特徴は2つあり、1つは企業の伝えたいメッセージをユーザーにわかりやすく伝える記事広告を制作している点であります。もう1つはSEO(Search Engine Optimization、検索エンジン最適化)の効果が期待できる点で、顧客の社名・社長名で検索した際に、当社サイトに掲載されている記事が検索順位の上位に表示されやすくなっております。当サービスでは、雑誌掲載に係るSPOT売上及びオンラインメディア掲載に係る月額の記事掲載料に係るSTOCK売上が主な収益となっており、主に経営者インタビューを中心とした記事広告を『ベンチャー通信』『ベンチャー通信Online』に掲載しております。

また、もう一つの主力サービスである「ベストベンチャー100」は、成長が期待されるベンチャー企業向けの有料会員制サービスとなっており、会員企業に対するコミュニティ形成及び会員企業のブランディングや採用支援を目的として、WEBメディア「ベストベンチャー100」の掲載や、カンファレンス及び経営者交流会を開催しております。当サービスは、会員企業からの月額会員費用に係るSTOCK売上が主な収益です。

② HIKOMA CLOUD

企業の採用ページ制作に特化したCMSを提供し、自社サイトを通じた採用活動の支援をしております。CMSの提供の他にも、コンテンツ制作の支援やカスタマーサクセスチームの伴走のもと、サイト改善や求人広告の運用サポートを行っております。当事業は、CMSの月額利用料及び求人広告の運用の手数料といったSTOCK売上が主な収益となります。

③ 大型イベント

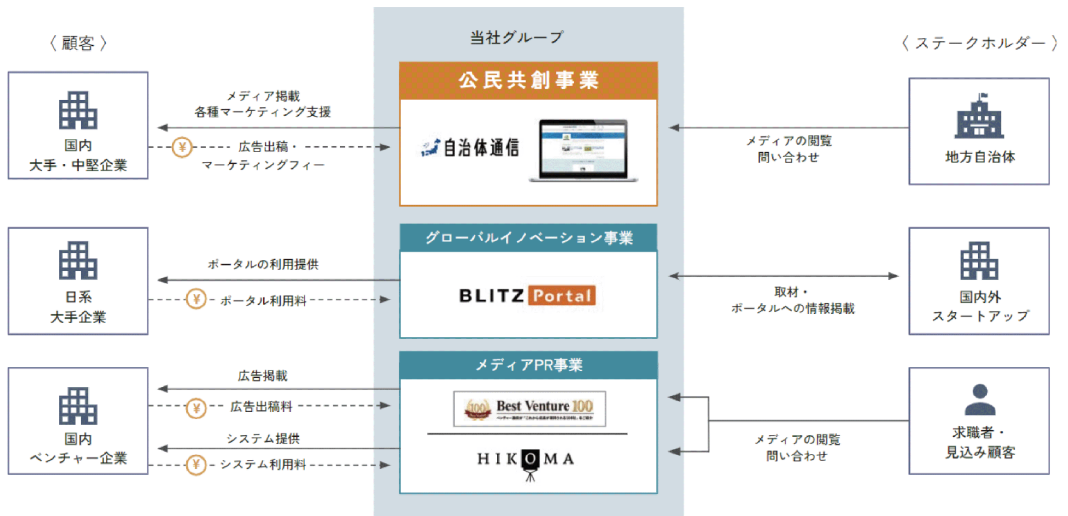
成長が著しいベンチャー企業の経営者を中心に集めた「ベストベンチャー100カンファレンス」を開催しております。主に成長企業に対してマーケティングをしたいBtoB企業にスポンサーとして協賛していただき、イベントでの自社ソリューションのプレゼン機会や参加者リード、経営者とのマッチング機会の提供、といったサービスを提供しております。イベント協賛金に係るSPOT売上が主な収益となります。

以上、各3事業でメディア、ソリューション、プラットフォームを展開しており、事業ごとに展開しているサービスは以下のとおりです。

サービス区分	セグメント別のサービス		
	〈公民共創領域〉	〈新興産業支援領域〉	
	公民共創事業 企業の自治体向けマーケティング・販促及び各種営業支援	グローバルイノベーション事業 日系大手企業のオープンイノベーション支援	メディアPR事業 ベンチャー企業のブランディング及び採用支援
プラットフォーム	BtoGプラットフォーム 企業の自治体向けのWEBマーケティングを支援 	BLITZ Portal 成長産業に特化した情報ポータルサイト 	HIKOMA CLOUD 採用ページ制作に特化したCMS (※) 
ソリューション	各種BtoGソリューション 企業の自治体に対する架電業務を代行 自治体向けのウェビナー開催 	イノベーション研修及びその他 グローバルイノベーション研修 大型イベントの開催 	大型カンファレンス 成長ベンチャー企業向けカンファレンス開催 
メディア	自治体通信 課題解決に取り組む自治体とその取り組みをサポートする民間企業を紹介 	TECHBLITZ 世界のスタートアップエコシステムを取材・調査 	各種メディア ベンチャー業界誌、その他各種メディア運営 

[事業系統図]

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Ishin SG Pte. Ltd. (注) 2. 3.	シンガポール国	730千 星ドル	営業支援	100.0	事務業務代行 調査営業開発業務委託 役員の兼任2名
Ishin USA, Inc. (注) 3.	米国カリフォルニア州	120千 米ドル	業界レポート 執筆及び販売 代理	100.0	事務業務代行 ポータルサイト提供 調査営業開発業務委託 役員の兼任2名 従業員の出向1名
Ishin Global Fund I Limited	英国領ケイ マン諸島	1 米ドル	ファンド管理	100.0	事務業務代行 役員の兼任2名 従業員の出向1名
Ishin Global Fund I L.P. (注) 3. 5.	英国領ケイ マン諸島	5,001千 米ドル (注) 4.	投資事業組合	2.0 (注) 4.	—
(持分法適用関連会社) GMOベンチャー通信 スタートアップ支援 株式会社	東京都渋谷 区桜丘町26 番1号	50百 万円	ベンチャー企 業支援	20.0	役員の兼任2名

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 第18期連結会計年度（2023年3月期）において連結子会社であったIshin SG Pte. Ltd. は、2023年9月に清算終了しております。
3. 特定子会社に該当しております。
4. Ishin Global Fund I L.P. の「資本金」欄は、出資約束金額の総額を記載しており、「議決権の所有割合」欄は、出資比率を記載しております。
5. Ishin Global Fund I L.P. について、投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取り扱い(実務対応報告第20号)に基づき支配していると考えられることから、連結子会社としております。
6. 第17期連結会計年度（2022年3月期）において持分法適用関連会社であったCulture Connection Pte. Ltd. については、2022年12月26日付けでIshin SG Pte. Ltd. が保有していた全株式を譲渡したことに伴い、持分法適用の範囲から除外しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
公民共創事業	30	(4)
グローバルイノベーション事業	13	(8)
メディアPR事業	17	(1)
全社(共通)	26	(7)
合計	86	(20)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、制作部、WEB開発部、業務室、経営企画室及び管理本部に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2024年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
85(20)	34.4	3.0	5,276

セグメントの名称	従業員数(名)	
公民共創事業	30	(4)
グローバルイノベーション事業	12	(8)
メディアPR事業	17	(1)
全社(共通)	26	(7)
合計	85	(20)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、制作部、WEB開発部、業務室、経営企画室及び管理本部に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておきませんが、労使関係は安定しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女賃金差異

① 提出会社

最近事業年度	補足説明	
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注) 1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注) 2.	
26.7	-	-

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものがあります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 男女間賃金差異は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

② 連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年労働省令第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは社是に「事業家創発」を置き、理念に「世界的視野を持った事業家たちが差別化された事業を通じて社会の進化に貢献する」を掲げ、近年の我が国における人口減少や高齢化、地域衰退をはじめとする様々な社会課題を、産官学金の共創によってイノベーションを起こし、社会の持続力を高めていく「創発型社会」の実現を目指しております。

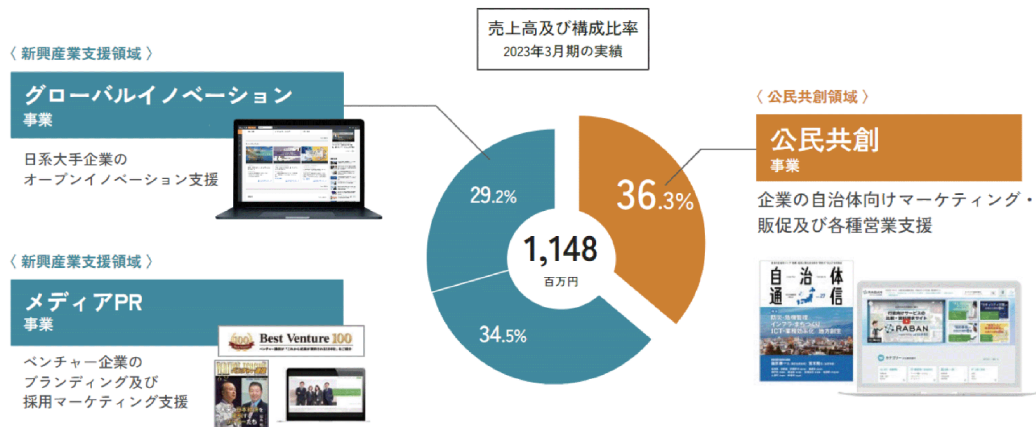
各事業ともにメディアを起点として各領域に新規参入しており、現在は地方創生・オープンイノベーション・ベンチャー振興の3つの領域で事業を展開しております。またメディア型サービスだけではなく、当該事業領域に存在する様々な課題・顧客ニーズに対応したソリューション型サービスを提供することで、当該事業領域をとりまく包括的な課題を特定し、その後に継続的で幅広い課題解決が可能となるプラットフォーム型サービスを立ち上げております。これによって持続的で安定的な収益基盤を確立してまいりました。当社は企業と自治体、スタートアップと日系大企業、求職者と企業など、各領域においてステークホルダー間の接触機会の創出ならびに相互理解を深めることに貢献しております。当社の提供するサービスを通じて、国内外で産官学金の連携・創発を生み出し、新たな知恵・技術の組み合わせによる社会課題の解決を図ってまいります。

(注) 産官学金：「産業界」と「官公庁」ならびに「学術機関」「金融」をまとめた表現のこと。

当社の売上高の成長と事業開発の変遷は以下のとおりです。



売上高及びセグメントごとの売上高構成比は以下の通りです。



なお、各セグメント利益については、公民共創事業は74百万円、グローバルイノベーション事業は114百万円、メディアPR事業は246百万円となっております。

(2) 経営環境

当社は、複数の領域でメディア、ソリューション及びプラットフォームを展開しており、展開する事業を通じて、各領域に変革をもたらすことができると認識しており、各事業の将来的にアプローチできる市場を合算し「社会トランスフォーメーションに関わる市場機会」と定義しております。また、現在のターゲット市場は約1,000億円規模と想定しており、うち公民共創事業は約600億円と試算しており、成長可能性が高い事業領域であると考えております。



(注) 上記は各セグメントの市場規模を合算した数値を記載しております。個別の算出方法については、後述するセグメント別の市場規模をご参考ください。

(公民共創事業)

現在、人口減少や少子高齢化に伴って地域経済が縮小する一方、地方自治体は社会変化に伴い多様化する公的ニーズへの対応や、職員数の減少に伴い効率的・効果的な行政運営が求められている中で、民間企業のノウハウやアセットを活用する官民連携の必要性が高まっております。特に、業務のデジタル化による行政職員の業務効率化や住民の諸手続きの効率化による住民サービスの向上、医療、防災や見守りなどのデータの利活用による地域課題の解決など、自治体のデジタルトランスフォーメーション(DX)領域は今後拡大が見込まれています。デジタル庁によるデジタル田園都市国家構想推進交付金などの財政面での後押しもあり、自治体のデジタルトランスフォーメーション市場は2021年度の520億円から2030年には1,760億円(注1)にまで拡大が見込まれています。

同事業における他社への優位性は、当社はBtoGに特化した領域に早期に参入し、独自サービスとして展開するBtoGプラットフォームを中心に、メディア及び各種ソリューションを展開している点です。また、独自の記事制作

ノウハウを活かし2014年から運営しているメディア「自治体通信」は自治体職員からの高い認知・ブランドを得ていることや、元行政職員が10名以上在籍（2024年1月末時点）していることで、顧客である民間企業に対して自治体の課題にあった提案が可能であることも競争優位性の源泉となっております。

当社が提供する、主にBtoGマーケティング・販促及びBtoGに特化したBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）に係る市場は、将来的にアプローチできる市場が約3,300億円（注2）、今後のターゲット市場が約1,310億円（注3）、現在のターゲット市場が約600億円（注4）と推計しております。

（注）1. 出所：株式会社富士キメラ総研「2023 デジタルトランスフォーメーション 市場の将来展望 市場編」

2. 以下[1]に[2][3]をそれぞれ乗じた数値を合算して算出。

[1]国（省庁、独立行政法人、国立大学法人等）及び地方公共団体の官公需の総額：約26兆円。官公需とは、国や地方公共団体等が、物品購入や工事の発注、役務・サービスの提供依頼を行うことであり、官公需の金額はすなわち企業の売上高と認識。

※出所：中小企業庁「官公需法に基づく「令和5年度国等の契約の基本方針」の概要等について」

[2]各業種における広告宣伝費は売上高比率で0.64%と仮定。（経産省「2022年企業活動基本調査確報－2021年度実績－」データより、各業種の売上高における広告宣伝費率を0.64%と算出）

[3]各業種におけるBPO率を売上高比率で0.67%と仮定。（経産省「2022年企業活動基本調査確報－2021年度実績－」における全産業の売上の合計に対して、矢野経済研究所「BPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）市場に関する調査（2022年度）」の市場規模の割合を元に算出）

3. 以下[1][2]を乗じた数値に対して、[3]をそれぞれ乗じた数値を合算して算出。[2]については、当社が主に支援するサービスが建築土木以外のため。

[1]地方公共団体の官公需契約の総額：約16.7兆円（中小企業庁「令和3年度地方公共団体による中小企業者の受注機会の増大のための措置状況等調査結果」）

[2]建築土木以外の案件は金額ベースで約60%

※出所：「官公需契約の手引 平成30年度版」

[3]各業種の売上高における広告宣伝費率を0.64%、BPO率を売上高比率で0.67%と仮定。

4. 上記で算出した今後のターゲット市場約1,310億円に対して、直近1年間に公示された入札案件の全32カテゴリのうち、当社がカバーしている16カテゴリの公示案件数の割合（45.8%）を乗じて算出。（株式会社うるる「入札リサーチセンターの入札動向マンスリーレポートの直近1年間（2022年9月～2023年8月）の公示案件を対象に当社にて算出）

（グローバルイノベーション事業）

1990年代以降、IT技術の急速な発展・普及やグローバル化に伴い、様々な業界で破壊的イノベーションを起こし、効率のかつ急速に世界市場を席卷するケースが増えております。このような競争環境下では、自社のリソースのみで短期間でイノベーションを生み出すことが困難であり、外部のアイデアや技術を自社内で活用しイノベーションを起こす「オープンイノベーション」は、日本企業にとっても必要不可欠な戦略となっております。

同事業における他社への優位性は、成長産業に特化した情報ポータルサイト「BLITZ Portal」において、約305万社（2024年1月末時点）の国内外の企業データベースを保有しており、他社の類似サービスと比しても多くの企業情報を掲載しております。また、成長産業の市場やスタートアップ、技術の動向をまとめた独自レポートや、米国に拠点があり現地のスタートアップと取材など直接の接点を得られることで、日系大手企業と海外スタートアップのマッチングのサポートも可能となっております。

当社が提供するデータベース・各種調査に係る市場は、将来的にアプローチできる市場が約3,800億円（注1）、今後のターゲット市場が約1,500億円（注2）、現在のターゲット市場が約350億円（注3）と推計しております。また2022年11月には政府より「スタートアップ育成5か年計画」が発表され、スタートアップへの投資額を2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）へと拡大、ユニコーン企業社数も2022年時点の6社から2027年までの5年間で100社まで増やす目標が掲げられており、今後も国内外でのオープンイノベーション領域の市場は活発化していくものと見込んでおります。

（注）1. 「情報サービス業」のうち「データベースサービス」と「各種調査」の市場規模（出所：経済産業省「特定サービス産業動態統計調査 2022年」）

2. 「情報サービス業」のうち「データベースサービス」の市場規模(出所：経済産業省「特定サービス産業動態統計調査 2022年」)。同事業の主力サービスが、成長産業に特化した情報ポータルサイト「BLITZ Portal」であるため。
3. 当社の主な顧客ターゲットが売上100億円以上の日系企業であり、国内の売上100億円以上の企業数約1.4万社(中小企業庁「成長志向の中小企業の創出を目指す政策の検討成果と今後の方向性 2023年」)と、主力サービス「BLITZ Portal」の顧客単価約250万円(2023年8月実績)を乗じて算出。

(メディアPR事業)

昨今のクチコミサイトやSNSの浸透により、様々なステークホルダー(顧客・求職者・社員・株主・パートナー企業等)とメディアとの接点が日常的に拡大しており、企業の情報戦略はこれまで以上に多面的な展開が求められています。一方、企業が意図しない情報や事実と異なる情報が公開され続ける等、企業のブランドが毀損されるリスクも懸念され、特に採用需要の旺盛な成長企業において、企業ブランディングのニーズは高まっております。

同事業における他社への優位性は、1999年に創刊したメディア『ベンチャー通信』をはじめ、「ベストベンチャー100」といった様々なメディアを運営しており、ベンチャー業界メディアとしての歴史・ブランドや、メディア運営で培った取材・編集力を有しております。そのため、特に、経営者が伝えたいメッセージを、読者に対してわかりやすく伝える記事制作ノウハウを活かし、成長ベンチャー企業の魅力やビジョンを発信することで、ブランディング及び採用支援を行っております。

当社が展開する成長企業向けのブランディング及び採用支援に係る市場は、将来的にアプローチできる市場が約2,900億円(注1)、今後のターゲット市場が約200億円(注2)、現在のターゲット市場が約50億円(注3)と推計しております。

- (注) 1. 同事業の主力商品の主な顧客が情報通信業であり、また採用活動を行っているのが従業員数10名以上の企業であると仮定し、「経済センサス-活動調査」(令和3年)、経済産業省「2021年企業活動基本調査速報-2020年度実績-」より推定した従業員数が10名以上の情報通信業の企業数約37,500社に対して、「中途採用状況調査2021年版」(株式会社マイナビ)、「中途採用状況調査2021年版」(株式会社マイナビ)に基づき推計した非上場企業の採用平均予算約775万円を乗じて算出。
2. 上記で算出した、従業員数10名以上の情報通信業の企業に対して、「中途採用状況調査2021年版」(株式会社マイナビ)に基づき推計した非上場企業の採用ブランディングに係る平均予算の約53万円を乗じて算出。
 3. 同事業が主にベンチャー企業を対象にしたサービスであるため、特許庁「スタートアップが直面する知的財産の課題に関する調査研究報告書(令和3年度)」の未上場のベンチャー企業数約7,900社に対して、同事業の顧客単価約64万円(2023年3月期の実績)を乗じて算出。

(3) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な経営指標

当社は、持続的な成長と企業価値の向上を目指しており、主な経営指標として売上成長率、営業利益率、成長領域である公民共創事業におけるソリューションサービスの売上高及び契約社数、プラットフォームサービスのMRR(Monthly Recurring Revenue)及び契約社数を特に重視しております。

(4) 経営戦略

(当社の強み・特徴)

当社の強み・特徴は、メディアを起点として、ソリューションやプラットフォームを立ち上げる事業展開スタイルであると考えております。各セグメントで同様の事業展開をしてきたことで、現在ではサービス区分ごとの売上及び売上総利益はプラットフォームサービスが最大となっております。またプラットフォームサービスはSTOCK売上が中心であるため、グループ全体の売上においてもSTOCK売上が過半を占め、安定した財務基盤が確立されております。

① 事業展開スタイルとそのメカニズム

当社は、社会課題を背景にメディアを起点としてソリューション及びプラットフォームを立ち上げる事業展開

スタイルと、それを実現するためのノウハウや組織能力を有しております。

メディア	ソリューション	プラットフォーム
(1)社内で制作人員を抱えており、メディア立ち上げに係る費用を抑えられるため、低コストで市場に参入が可能	(4)顧客ニーズに合わせたカスタマイズ性の高いソリューションの提供	(5)各業界にあったプラットフォームの構築
(2)広告モデルでマネタイズしながら顧客基盤を構築		
(3)取材を通じて各業界のキーマンとネットワークを構築		

具体的な事業展開におけるポイントは以下のとおりです。

- (1) 社内に制作人員を抱えており、メディア立ち上げに係る費用を抑えられるため、売上総利益率が高く、また当社が培った制作ノウハウを活かし効率的なコンテンツ制作が可能
- (2) メディア広告掲載を通じて顧客基盤を構築
- (3) 取材を通じて業界関係者とのネットワークを広げ、業界メディアとしてのポジションを確立
- (4) メディア広告掲載をきっかけに顧客のニーズを把握し、そのニーズにあったソリューションを開発、提供
- (5) 業界の構造を理解することで、各業界のニーズにあったプラットフォームを立ち上げる

また、上記を実現する組織能力として、社会課題と向き合い自ら事業立ち上げを行う事業家人材の採用・育成をベースとしながら、メディア立ち上げのための編集力・コンテンツ制作力、カスタマイズ性の高いソリューションを顧客へ提案を行うための課題解決型の提案力、プラットフォームを立ち上げるための事業開発力を有しております。

各セグメントの事業開発の実績は以下のとおりです。

セグメント	サービス区分	開始時期	詳細
メディアPR事業	メディア	1999年～	『ベンチャー通信』創刊。その後各種メディアを立ち上げ
	ソリューション	2007年～	ベストベンチャー100カンファレンスの開催
	プラットフォーム	2019年～	「HIKOMA CLOUD」開始
公民共創事業	メディア	2014年～	『自治体通信』創刊
	ソリューション	2019年～	テレマーケティングサービス開始
	プラットフォーム	2022年～	「BtoGプラットフォーム」開始
グローバルイノベーション事業	メディア	2015年～	イノベーションメディア（現「TECHBLITZ」）開始
	ソリューション	2016年～	大型サミットの開催、企業調査サービスの開始
	プラットフォーム	2021年～	「BLITZ Portal」開始

具体的に、公民共創事業のケースでは、地方公共団体の歳出規模が15兆円（注）を超える巨大なマーケットでありながら、行政運営上の課題は類似性が高いにも関わらず自治体間での課題解決手法の情報流通が限定的である点、また自治体向けにビジネスを展開している民間企業も、営業活動の非効率性に課題を持っていることを認識いたしました。また、行政の特性上、紙文化が根強く、雑誌メディアとの親和性が高いと考え、自治体向けの情報誌『自治体通信』を創刊し、顧客基盤を獲得いたしました。その後、各社の課題をヒアリングする中で、営業活動において自社のノウハウやリソースが不足しているという課題を認識したため、それを解決するために自治体への架電業務を代行するテレマーケティングサービスやイベントサービスを立ち上げ、市場調査やリード獲得支援、更には自治体職員との直接の接点の場の提供をいたしました。ソリューションを通じて各社の更なる課題を把握し、またメディア運営を通じて様々な行政職員の課題を認識することで、民間企業と自治体をつなぐプラットフォームの可能性を感じ、「BtoGプラットフォーム」を立ち上げるに至りました。

（注）平成26年度の官公需総額15.2兆円（中小企業庁「令和3年度地方公共団体による中小企業者の受注機会

の増大のための措置状況等調査結果)

② プラットフォームを中心とした安定収益基盤

先述した事業展開の結果、当社の売上高の約64%はSTOCK売上(注1)となっており、主にオンラインメディア掲載に係る月額広告掲載料やプラットフォームサービスの月額利用料により安定した収益基盤を構築できております。なお、STOCK売上に含まれる、各サービスの契約期間は原則1年間となっております。また、そのSTOCK売上の中でもプラットフォームサービスが約68%とサービス区分の中で最も高い割合となっております。更に、売上総利益の約48%がプラットフォームの売上総利益(注2)となっており、収益面でも牽引しております。

(注) 1. 主要サービスは「HIKOMA CLOUD」、「ベンチャー通信Online」、「BLITZ Portal」、「BtoGプラットフォーム」等です。

2. 各サービス区分に分類できない売上原価が約11百万円発生したため、メディア、ソリューション、プラットフォームに区分される売上総利益の合計値に対する割合を記載しております。

3. 2024年3月期第3四半期累計数値を記載しております。

4. 主要サービスの解約率は、「HIKOMA CLOUD」(月次解約率:4.2%)、「ベンチャー通信Online」(月次解約率:4.3%)、「BLITZ Portal」(年次解約率:26.4%)、「BtoGプラットフォーム」ライトプラン(年次解約率:55.2%)、スタンダードプラン(年次解約率29.6%)、となっております。

(当社の成長戦略)

当社は公民共創事業を成長領域と位置づけ、同事業の成長によりグループ全体の成長を目指してまいります。また、メディアPR事業及びグローバルイノベーション事業については、STOCK売上の積み上げを中心とした安定成長・収益性を担保いたします。

さらに、新規事業の取り組みとして、既存事業において新たなソリューションを開発、また新たな第4の市場開拓も行うことで、さらなる高い成長を目指してまいります。

収益性の観点では、売上総利益が70%台(注)を維持しており、今後も特に公民共創事業に積極的な投資をしながらも、グローバルイノベーション事業及びメディアPR事業のマーケティングコストの最適化及び、バックオフィス業務の業務効率化を行いコストの最適化を図ることで収益性を改善してまいります。

(注) 2024年3月期第3四半期実績(76.9%)。なお、過去2期間の売上総利益率実績は2022年3月期(76.1%)、2023年3月期(76.8%)と推移。

成長戦略の詳細は以下のとおりです。

① 公民共創事業を成長領域とした売上拡大

企業向けに自治体に対するマーケティング活動を総合的に支援する「BtoGプラットフォーム」、企業向けに自治体に対する営業活動の各プロセスに対する業務支援を行う「テレマーケティング」及び「ウェビナー」サービスに注力し、短期的には契約社数の増加を図り、中長期的には提供サービスの付加価値を高めることで契約社数及びLTV(注)の最大化を図ってまいります。

(注) LTV: Life Time Value(顧客生涯価値)の略称。

具体的な施策及び、設定している重要KPIは以下のとおりです。

戦略		短期 (2024年3月期～2026年3月期)	中長期 (2027年3月期以降)	重要KPI
具体的な 施策	ソリューション	契約社数の増加 <ul style="list-style-type: none"> ● コールセンターの内製化 (高知拠点) による品質向上 (※1) 及び商品力強化 ● 自キャパシティの増加により、対応可能な件数を増やす 	LTVの最大化 <ul style="list-style-type: none"> ● 架電結果のデータベース化により付加価値を高める 	・売上高 ・契約社数
	ソリューション	<ul style="list-style-type: none"> ● 展示会形式のウェビナーにも注力し、参画する自治体や職員数を増加 ● イベントのテーマを広げ、顧客層を拡大させる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加自治体の集客を増やし、イベントを大規模化 ● ウェビナー専属チームを組成し、開催頻度を増やす 	
	プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ● ソリューション顧客へのクロスセル ● メディアリニューアル、掲載コンテンツ拡充によるメディアパワー向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● カスタマーサクセスの強化 ● 継続的なメディアリニューアル ● オプションサービスの開発 	・MRR ・契約社数

(※1) コールスタッフの熟練度を高めることにより、自治体からの回答回収率や資料提供の快諾率等の向上

なお、重要KPIとして設定しているソリューションの実績は以下のとおりです。

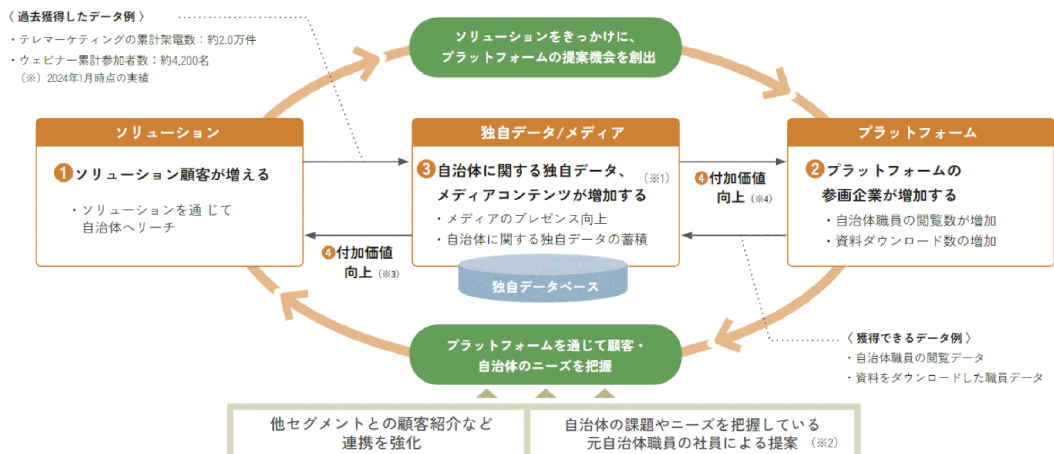
サービス区分	KPI	2024年3月期実績 (第3四半期累計期間)	前年同期比
ソリューション	売上高 (千円)	73,815	127.0%
	契約社数 (社) (注1)	90	118.4%
プラットフォーム (注2)	MRR (千円)	7,429	199.7%
	契約社数 (社)	53	103.9%

(注1) 当該期間に契約した取引先の総数を記載しております。

(注2) BtoGプラットフォームのスタンダードプランとプレミアムプランのSTOCK売上を対象とし、MRRは当該期末時点の各プランの合算数値、契約社数は当該期間に契約した取引先の総数を記載しております。

また、当事業が成長し続けるメカニズムとして、ソリューションをきっかけとしてプラットフォームの取引につながり、またプラットフォームを通じて顧客ニーズを把握することで新たなソリューションを提供する、というクロスセルが発生しやすい構造があります。さらに、各サービスを提供する過程で自治体に関するデータやメディアのコンテンツが蓄積されることや、元自治体職員が多数所属している強みを活かすことでサービスの付加価値向上につながり、LTVが最大化できると考えております。また、当社は複数領域で事業展開をしており、各事業で保有している顧客資産を活かして部門間でクロスセルが可能であることも、事業成長に寄与するものと考えております。

詳細は以下図をご参照ください。



(※1) 自治体に関する独自データとは、自治体ごとのニーズや課題に関する情報、メディアコンテンツは、自治体通信Onlineにウェブナーのアーカイブデータ等を掲載する想定しております。

(※2) 元行政職員が10名以上在籍 (2024年1月時点)

(※3) 顧客ニーズにマッチしたテレマーケティングの架電リストの作成や、メディア (自治体通信Online) での集客力の向上によるウェビナー参加者の増加等により、付加価値が向上する想定しております。

(※4) メディアの閲覧数が増加することで、掲載している資料のダウンロードの増加や、掲載企業の件数向上により、付加価値が向上する想定しております。

② 新しい領域の開発及び、既存領域において新たなソリューションを開発

新規事業開発として、当社のメディア・ソリューション・プラットフォームという独自の事業展開スタイルをGX (注)、生成AI、事業承継、医療など新たな領域へ拡大、また既存の事業領域において営業BPO関連やHR関連サービスなど新たなソリューションを開発することで、継続的な成長を目指してまいります。

(注) GX：Green Transformationの略称。化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動。

③ 適切なコストコントロールによる収益性の改善

当社のコスト構造として、売上総利益率が70%台を維持しており、柔軟で機動的な販管費の設計が可能であると考えております。売上原価については、雑誌発刊に係る各種コストを現状維持し、また公民共創事業で展開するテレマーケティングについては自社のコールセンターの生産性を向上、各プロダクトに係る開発コストは最適化を図ることで、高い売上総利益率を維持してまいります。販管費については、成長領域である公民共創事業に対して営業人員の採用やマーケティングに係る積極的な投資を行いながらも、それ以外の事業についてはマーケティングコストなど最適化及び低減を図ります。また全社共通費についても、各バックオフィス業務の効率化を図ることで、コストの低減を図ります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

(1) 及び(2)に記載の経営方針及び経営戦略を実行していく上で、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

① 組織・管理体制の強化

経営環境の変化に対し、柔軟かつ迅速な意思決定を機動的に対応できる組織づくりを目指し、経営効率化の観点から、管理部門の生産性の向上に努めてまいります。

また管理部門の人員確保と育成強化を充実させ、今後は株主を始めとするステークホルダーに対して、的確な情報を掲示または開示するとともに、財務報告の適正性や経営を継続していく上でのコンプライアンス体制を強化し、企業としての社会的責任に答えてまいります。

② 人材採用及び育成

当社における他社への優位性は、当社理念を体現する「世界的視野を持った事業家たち」にあります。事業家の採用・育成は最も重要な経営課題の一つであり、魅力的な仕事内容や育成環境、報酬体系の整備は欠かせません。また、中期経営計画においても、営業人員の増加及び戦力化を前提とした計画を策定しており、今後、様々な採用チャネルを活用して優秀な人材の獲得を推進してまいります。また入社後の早期戦力化についても、教育制度等を充実し、メンバーの成長をサポートしてまいります。

③ 個人情報の保護及びセキュリティ対応

プラットフォーム事業者の個人情報の取り扱いと保護については、近年世界中で高い関心が寄せられております。当社では各事業において個人情報を取り扱っており、それらの情報保護の観点から情報セキュリティシステムの強化とともに、個人情報保護の社内体制整備を進めてまいります。

④ 財務上の課題

無借金経営を行っていること、安定的な営業キャッシュ・フローにより財務基盤を確保していることから、本書提出日現在において財務上の課題として認識している事項はありません。しかしながら、成長戦略を実現するために資金を必要とする場合に備え、適時に資金調達を実施するために直接金融や間接金融など資金調達手段の多様化を進める必要があります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(サステナビリティに関する基本的な考え方)

当社グループにとって重要なサステナビリティ目標は「人材」、「経済的平等」、「公的機関との適切な関係」であると考えております。

当社グループのサービスにおける主要な生産資源は人材及び人材が有する知識である「知識集約型産業」であることから、人材に関するサステナビリティの推進・サステナビリティ目標の達成は、投資家・財務情報利用者の判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

次に、経済的平等についてですが、都市化が進む現代では、雇用、教育等のあらゆる機会が都市圏へ集中しており、これにより、地方部から都市部への人口流出が進み、人口流出により市場規模が縮小することで、経済的平等が損なわれるという負の循環が存在しております。当社グループの事業目的のひとつである地方創生・公民共創は、こうした社会的課題の解決に寄与するものであり、当社グループによる地方と都市部の経済的平等に関するサステナビリティの推進・サステナビリティ目標の達成は、投資家・財務情報利用者の判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

最後に、公的機関との適切な関係について、当社グループでは、地方創生・公民共創を事業目的として掲げているため、必然的に地方自治体との関係が発生します。こうした中で、贈収賄等により地方自治体との不適切な関係を有することは、当社グループの信用に重大な影響を及ぼす可能性が存在します。

(サステナビリティへの取組・ガバナンス・リスク管理体制・指標について)

上記の「サステナビリティに関する基本的な考え方」のとおり、当社グループにおける重要なサステナビリティ目標は、「人材」、「経済的平等」、「公的機関との適切な関係」に関するものであります。当社グループでは、以下の要素を重要と考え、各種の取組を行っております。

(1) 人材の定着

知識集約型産業である当社グループの事業においては、マニュアル等を作成し、業務知識を文書化することで、いわゆる形式知とすることが可能であります。しかしながら、実務においては非定型作業が頻繁に発生し、形式知だけで対応しえない事態が多々発生することから、暗黙知こそが重要であります。

こうした暗黙知は、個人の経験等にひも付き、個人に蓄積されること及び他社が容易に模倣できないことの二点から、当社の競争優位を決定づける大きな要因である一方で、属人的なものになりやすいため、何らかの要因で暗黙知を有した従業員が退職することは、当社グループの事業継続性に直ちに影響はないものの、当社グループの人的資本に関する投資が失われるという観点から、大きな損失であります。そのため、当社グループは従業員の定着が重要なテーマであると考えており、多様性を持った組織構築を目指しております。具体的には、持続可能な開発目標(SDGs)の「5. ジェンダー平等を実現しよう」、「8. 働きがいも経済成長も」に掲げられているとおり、管理職(部長及び室長職(代理職含む)以上)に占める女性の割合や平均勤続年数等を重要な指標としております。

現在、当社グループは小規模な組織であるため、ガバナンス及びリスク管理体制は、年次で取締役会において上記の指標をモニタリングし、議論するに留まりますが、将来的に組織規模が拡大した際には、サステナビリティ委員会等の専属組織の管轄とすることが考えられます。

(2) 経済的平等

経済的平等については、当社グループの事業に密接に関係しております。持続可能な開発目標(SDGs)の「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」に掲げられているとおり、安くて公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めていけるように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくることが大事であると考えております。「3 [事業の内容]」に記載したとおり、当社グループは公民共創事業において、主に自治体と民間企業を繋ぎ、地域のインフラ整備の体制にも貢献を行いたいと考えております。現在具体的な指標は検討しておりませんが、将来的には、取締役会及び経営会議等の重要な会議体で議論することを検討しております。

(3) 公的機関との適切な関係

公的機関との適切な関係については、定量的把握が困難であるため、指標は想定しておりませんが、持続可能な開発目標(SDGs)の「17. パートナリーシップで目標を達成しよう」に掲げられているとおり、持続可能な開発アジェンダを成功に導くためには、各国政府と民間セクター、市民社会のパートナーシップが必要であると考えております。「3 [事業の内容]」に記載したとおり、当社グループは公民共創事業において、自治体と民間企業を繋ぐ役割を果たしております。そのために、公的機関との適切な関係を構築するために、ガバナンス及びリスク管理体制の一環として、「国家公務員倫理規程」等についてコンプライアンス研修の中で周知・指導を行っております。また、各部署の長がプロセスオーナーとなり、金銭・贈答品等の授受があった場合に、金額に関わらず報告を求めているほか、公的機関との会食等に関しては、内部監査においてもその支出の妥当性を監査しており、代表取締役へ報告しております。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、上記「(1)人材の定着」において記載したとおり、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する当社の目標及び実績は次のとおりであります。

指標	目標	実績（最近事業年度）
管理職に占める女性労働者の割合	2027年3月までに30%	26.7%
平均勤続年数	2027年3月までに4.0年	3.3年

(注) 当該目標及び実績は当社単独のものであり、連結子会社に関しては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

3 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項について、以下に記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容を慎重に判断した上で行われる必要があると考えております。

当社のリスク管理体制に関しましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの概要、② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由、d リスク・コンプライアンス委員会」に記載のとおりであります。

なお、以下の記載は、当社株式への投資に関連するリスクの全てを網羅するものではありませんのでご注意ください。また、本項中の記載内容については、本書提出日現在の事項であり、将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスクについて

① インターネットの利用環境及びインターネット関連市場について

当社グループは、自治体やベンチャー等の様々な業界メディア関連事業を主たる事業の一つとしていることから、インターネットの利用環境の向上及びインターネット関連市場の拡大が当社グループの事業の成長にとって重要であります。当社グループは、高速通信技術の発展、スマートデバイスの普及、中高年齢層のITリテラシーの向上等により、インターネットの利用環境の向上及びインターネット関連市場の拡大は、今後も続いていくものと想定しております。しかし、インターネットの急激な普及に伴う弊害の発生、利用に関する新たな法規制の導入、その他予期せぬ要因により、インターネットの利用環境の向上及びインターネット関連市場の拡大が阻害される場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中)

② 技術革新や顧客ニーズへの対応について

インターネット業界においては、技術革新や顧客ニーズの変化が極めて激しく、当社グループもこれらの変化に対応していく必要があります。当社グループでは、技術革新に対応すべく人的・資本的投資を継続するとともに顧客ニーズの変化に対応すべく営業機能の内製化やカスタマーサクセス機能の強化を行っておりますが、当社グループが予期しない技術革新や顧客ニーズの急激な変化への対応が遅れた場合には、当社グループのサービスの競争力の低下を引き起こし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中)

③ 競合他社の状況及び新規参入について

当社グループが提供する公民共創事業における企業の自治体向けマーケティング支援サービス、グローバルイノベーション事業におけるオープンイノベーションデータベースサービス、メディアPR事業におけるインバウンド型ブランドマーケティング支援サービスは、それぞれの領域において競合他社が複数存在しております。当社グループといたしましては特に公民共創事業を今後の成長の中心となる領域であると想定し、更なる自治体向けマーケティング支援サービスの拡充と開発、付加価値の向上に努めております。しかしながら、競合他社のサービス力の向上や新規参入企業の増加による価格競争の激化により当社の競争力が相対的に低下した場合には、収益性の低下を招き、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大)

④ 検索アルゴリズムについて

当社グループが運営する公民共創事業並びにメディアPR事業の各WEBサイトへのアクセス数は、大手の検索エンジンによる表示結果や検索エンジンそのものの利用状況に大きく作用されます。当社グループは、時流を捉えたテーマやキーワードなど記事の品質の向上とコンテンツの充実に向けて努めておりますが、大手検索エンジンの検索アルゴリズムの変更がなされた場合には、自然検索経由のユーザー流入数の減少を引き起こし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：小)

⑤ 景気の変動について

企業の広告宣伝関連予算は、企業の景況に応じて調整されやすく、景気変動による影響を受けやすい傾向にあります。当社グループにおいても特にメディアPR事業、公民共創事業は顧客の広告宣伝に係る予算を元に発注頂きサービスを提供しており、景況感が著しく悪化した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中)

(2) 事業内容に関するリスクについて

① 記事制作における品質管理について

当社グループは、展開する各事業において記事等のコンテンツ制作を行っております。法令遵守及び高い品質を保つため、社内マニュアルを作成し、これに沿って校閲する体制を構築しております。また、コンテンツ制作において一部外部委託を行っておりますが、その際にも同様のプロセスを経てコンテンツを制作しております。しかしながら、掲載したコンテンツに誤りや著作権法違反等が発生した場合、損害賠償請求を受けることも考えられ、その場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また当社グループのメディアに記事や広告を掲載した企業が不祥事を起こした場合、当社のメディアに対する信頼性の低下や風評被害を受け、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中)

② 新規事業について

当社グループは、現在展開している主要事業に加えて、新規事業の開発と成長により企業価値の向上を目指して参ります。新規事業の開始にあたっては予算を作成し、予実比較を適切に実施するとともに予算から乖離する場合は予算修正や方針の見直しを行うことで、予算からの大幅な乖離の発生を防止しております。

しかし、当初の予測とは異なる状況が発生し、新規事業の展開が計画通りに進まない場合は減損損失の計上が必要になる等、投資を回収できなくなる可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中)

③ システム障害について

当社グループで展開する各事業は、インターネットを利用しているため、自然災害、事故、不正アクセスなどによって通信ネットワークの切断、サーバー等ネットワーク機器の作動不能などのシステム障害が発生する可能性があります。

当社グループでは、稼働状況の定期的なモニタリング、異常発生時の対応方法等の明確化などシステム障害の発生防止のための対策を講じておりますが、このような対応にもかかわらず大規模なシステム障害が発生した場合等には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、事業の重要な分野で外部のサービスプロバイダーに依存しております。特に、クラウドベースのサービスのほとんどは、外部クラウドサーバー(Amazon Web Services社が提供するサービス(以下、「AWS」という。))を利用して提供されております。そのため、顧客へのサービス提供が妨げられるようなシステム障害の発生やサイバー攻撃によるシステムダウン等を回避すべく、アベイラビリティゾーン(注)の利用による冗長性の確保や定期的な脆弱性診断及び各種不正アクセス対策等によるセキュリティの対応、また、システム稼働状況の監視等を実施しております。しかしながら、このような対応にもかかわらず自然災害、事故、不正アクセスなどによってAWS等のシステム障害が発生した場合、又は外部のサービスプロバイダーとの契約が解除される等によりAWS等の利用が継続できなくなった場合等には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中)

(注) アベイラビリティゾーン：リージョンの中の個々の独立したデータセンターの名称のこと。

④ サービスの不具合について

当社グループで展開するサービス「BLITZ Portal」「HIKOMA CLOUD」「RABAN」サービスはソフトウェアやシステムの安定した稼働を前提として運営されております。しかしながら、高度なソフトウェアは不具合の発生を完全に解消することは不可能であると言われており、当社グループのソフトウェアやシステムにおいても、各種不具合が発生する可能性があります。

今後も信頼度の高い開発体制を維持・構築してまいります。当社グループ事業の運用に支障をきたす致命的な不具合が発見され、その不具合を適切に解決できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中)

⑤ 情報セキュリティについて

当社グループの事業活動において、取引先または自治体関係者などの個人情報や機密情報を当社グループの従業員が直接的または間接的に取り扱う場合があります。当社グループでは、当社グループ共通の「情報セキュリティマニュアル」並びに「セキュリティハンドブック」を定め、当社グループ全体の情報管理を統括する権限を管理本部長に付与し、グループ基準に適合した情報の管理体制を構築するとともに、情報の取扱い等に関して従業員等への周知・徹底を図るなど、情報セキュリティを強化する取り組みを行っております。またISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証、ISO27001及びISO27701を取得し、定期的に自社プロダクトの脆弱性診断(外部委託)を実施しており、継続的なセキュリティ対策を行っております。しかしながら、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウイルスの侵入、情報セキュリティの欠陥等により、万一これらの情報が流出した場合や重要データの破壊、改ざん、システム停止等が生じた場合には、当社グループの信用を低下させ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中)

⑥ 為替相場の変動について

当社グループは海外法人及び東南アジアのVC投資に特化したベンチャーキャピタルファンドを保有しており、為替等金融市場の影響を受けます。金融市場の動向によっては、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(発生可能性：大、発生する時期：特定時期なし、影響度：中)

⑦ 与信管理と債権回収について

当社グループのメディアPR事業は、主な顧客は中小・中堅企業であり、顧客数は多数に及びます。顧客との取引開始前には与信調査を行い、取引期間中も継続して与信調査を行っております。また一部の取引においては前受金を収受するなどの対処により、与信リスクの低減に努めております。しかしながら、取引期間中に何らかの事情により顧客の与信が急激に悪化し、同時多発的に多額の債権回収が困難となった場合、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：小)

⑧ 業績の季節変動について

当社グループの四半期における業績は、第2四半期・第4四半期に売上高・営業利益が偏重する傾向にあります。第2四半期は、公民共創事業での自治体の予算編成に合わせたプロモーションニーズの高まり、第4四半期は、事業法人の年度末にかけての予算消化のニーズにより受注が増える傾向にあるためです。季節変動による下振れ幅が想定よりも顕著な場合には当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(発生可能性：大、発生する時期：1年以内、影響度：中)

	第18期 連結会計年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高（千円）	236,601	316,893	249,143	345,367
構成比（％）	20.61	27.60	21.70	30.08
営業利益又は営業損失（△） （千円）	944	57,086	△ 3,823	41,180
構成比（％）	0.99	59.85	△ 4.01	43.17

（注）第18期の各四半期連結会計期間の数値については、PwC Japan有限責任監査法人の四半期レビューを受けておりません。

（3）事業運営体制に関するリスクについて

① 人材の確保、及び育成について

当社グループが安定的な成長を確保していくためには、優秀な人材の確保が必要であります。当社グループの経営理念を理解し、賛同できる人材の確保を重要課題として、新卒採用だけでなく、異業種を含めた中途採用等、優秀な人材の獲得に取り組んでおります。また、人材教育に関しては、実践を通じた教育を通し、プロフェッショナルとなり得る人材を育成しております。しかしながら、当社グループの経営理念を理解し、賛同できる人材の確保及び教育が想定どおり行えない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

② 特定の外部委託先への依存度について

当社グループが展開するソフトウェアを介した各種サービスは、少数の正社員と外部委託のエンジニアでその開発と保守を行っており、外部委託先の高度な専門性を活かした効率的な運用体制を敷いております。外部委託先は、個々のエンジニアの技術力や業務の品質、迅速な対応等を総合的に勘案して選定しており、良好な提携関係を維持しております。

しかしながら、外部委託先と何らかの理由で取引停止等の支障が生じた場合、当社グループの提供サービスの品質の低下を招き、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは当該リスクへの対応策として、現行委託先と安定的な業務委託関係を保持するよう対処する一方、過度な依存を回避するべく複数の外部委託先を検討するとともに、エンジニアの正社員採用等についても選択肢のひとつとして考慮し、リスクの低減に努めております。

（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

（4）事業に関する法的規制等に関するリスクについて

① 不当景品類及び不当表示防止法

当社グループの主にメディアPR事業及び公民共創事業でのメディアを通じた記事広告掲載サービスにおいて、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止が求められております。当社グループは、記事制作に係るマニュアルを作成し記事を制作した部門内での確認と共に、制作部門以外でのダブルチェックを行うことで上記法的規制の遵守を徹底しておりますが、法律に抵触する事項があった場合には、行政処分の対象となることがあり、その場合、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また当社グループが提供する会員サービス「ベストベンチャー100」において、会員企業が消費者向けの商品販売サイト等で「ベストベンチャー100」を有料会員制サービスであることを明示せずに表示している場合、会員企業が法律に抵触し、行政処分の対象となる可能性があります。当社グループは当該リスクへの対応策として、会員企業が「ベストベンチャー100」を利用する際は、有料会員サービスの表示を必須としており、かつ会員企業が商品販売目的で「ベストベンチャー100」を利用することを一切禁止としております。また、当社が意図しない方法で利用されていないかを定期的にモニタリングすることにより、会員企業の法令への抵触防止に努めております。

（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

② 知的財産の侵害について

当社グループは、制作物の制作に当たり、第三者の著作権等の知的財産権を侵害することがないように細心の注意を払っており、今までに第三者の知的財産権を侵害するような重大な問題が生じた事実はありません。

しかしながら、知的財産権の対象は社会や技術の発展とともに増加していくため、網羅的に調査することは難しく、今後、第三者の知的財産権を侵害するような問題が生じて、損害賠償請求等を受けた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中)

③ 個人情報の保護について

当社グループは、メディアPR事業において、求職者の職務経歴書や応募情報等の個人情報を取得、公民共創事業では公務員の所属や連絡先等についての情報を取得しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務が課されております。

当社グループは、個人情報の外部漏洩、改ざん等を防止するため個人情報の管理をサービス運営上の重要事項として捉え、個人情報保護方針を定め、個人情報の取得の際には利用目的を明示し、その範囲内でのみ利用するとともに、個人情報の管理につきましても、役員及び従業員を対象とした個人情報の取扱いに関する社内研修や、社内でのアクセス権限の設定、アクセスログの保存、個人情報管理に関する規程の整備を行っております。

しかしながら、外部からの不正なアクセスや当社グループ関係者の故意又は過失により個人情報が流出するなどの問題が発生した場合には、当社グループへの損害賠償請求や信用の低下等により、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。また、新たな法規制の制定や改正が行われ、又は既存法令等の解釈変更等がなされ新たな規制が生じた場合等には、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

(発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大)

④ 下請代金支払遅延等防止法について

当社グループは、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の適用対象となる取引につき事業者に委託を行う場合は、当該取引の相手方が資本金1,000万円以下の法人事業者であるか、又は個人事業者である場合、下請法の適用があります。提出日現在、下請法に違反する事象は生じておりませんが、下請法違反の状態は各取引担当従業員の判断によって発生する可能性があり、下請法の禁止事項に抵触しないための社内体制整備を進めておりますが、今後、下請法違反が発生し損害賠償請求等を受けた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：小)

(5) その他のリスクについて

① 新型コロナウイルス等の感染症の影響について

新型コロナウイルス等の感染症、伝染病等の流行の影響により、取材活動等への規制が大きく発生した場合は納期遅れ等の事象が発生する可能性があります。そのような事態に備えて、オンラインでの取材活動等の対策を行っておりますが、納期の遅れが加速し、納品の調整が追いつかない場合は当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(発生可能性：小、発生する時期：数年以内、影響度：小)

② ストックオプション行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、役員及び従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を付与しております。また、当社グループでは今後もストックオプション制度を活用していくことを検討しており、これらの新株予約権が権利行使された場合、当社グループの株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

本書提出日現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は98,000株であり、本書提出現在の発行済株式総数1,600,000株の6.13%に相当します。新株予約権の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：小)

③ 配当政策について

株主への利益還元の重要性を認識しておりますが、当社グループは成長過程にあると考えていることから、競争力の確保と更なる成長の継続を経営上の最重要課題としております。また、内部留保の充実を図り、それを原資として中長期的な事業拡大のための投資に充当していくことが、将来的な株主への利益還元につながるかと考えております。将来的には、財政状態、業績、事業計画等を勘案し、株主への利益還元策を決定していく所存であります。配当実施の可能性及びその時期などについては現時点で未定であります。

(発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中)

④ 資金使途について

今回の新規株式公開において、当社グループが計画している公募増資による調達資金はシステム開発費・新規事業開発費・採用関連費・運転資金に充当する予定であります。しかしながら、急速に変化する外部環境その他の事由により、当初の予定以外の使途となる可能性があるほか、当初の予定に沿って資金を充当したとしても計画通りの効果が達成できない可能性があります。

(発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中)

⑤ 当社株式の流動性について

当社の流通株式時価総額及び流通株式比率は、東京証券取引所が定める上場維持基準に近接しております。当社は経営方針・経営戦略に従って、売上高及び利益の成長を通じて企業価値を継続的に向上させることで流通株式時価総額の拡大に努める方針であります。また、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加、当社大株主への一部売出し等の施策を組み合わせることで、流動性の向上を図っていく方針であります。しかしながら、何らかの事情により上場時よりも流通株式時価総額及び流通株式比率が低下する場合には、上場維持基準に抵触し、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中)

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第18期連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は1,080,283千円となり、前連結会計年度末に比べ130,267千円増加いたしました。これは主に年間利用料を前受で収受する契約の増加により現金及び預金が122,838千円、売掛金が10,340千円増加したことによるものであります。固定資産は532,843千円となり、前連結会計年度末に比べ150,712千円増加いたしました。これは主に当連結会計年度の期首より「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)を適用したことによりIshin Global Fund I L.P.で保有する投資有価証券が145,723千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、1,613,127千円となり、前連結会計年度末に比べ280,979千円増加いたしました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は436,815千円となり、前連結会計年度末に比べ52,652千円増加いたしました。これは主に年間利用料を一括で収受する契約形態への切替を推進したことにより前受収益が91,293千円増加した一方で、未払法人税等が34,963千円減少したことによるものであります。固定負債は2,051千円となり、前連結会計年度末に比べ232千円減少いたしました。

この結果、負債合計は、438,866千円となり、前連結会計年度末に比べ52,419千円増加いたしました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は1,174,261千円となり、前連結会計年度末に比べ228,560千円増加いたしました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益83,772千円を計上したことにより利益剰余金が増加したこと、並びに為替換算調整勘定が11,970千円、Ishin Global Fund I L.P.における非支配株主持分が130,336千円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は35.5%(前連結会計年度末は35.6%)となりました。

第19期第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は1,121,586千円となり、前連結会計年度末に比べ41,302千円増加いたしました。これは主に前連結会計年度末に計上したイベント等の大型案件がなかったことにより売掛金が89,772千円減少した一方、現金及び預金が117,768千円、仕掛品が15,863千円増加したことによるものであります。固定資産は502,227千円となり、前連結会計年度末に比べ30,616千円減少いたしました。これは主にIshin Global Fund I L.P.で保有する投資有価証券が30,843千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、1,623,813千円となり、前連結会計年度末に比べ10,686千円増加いたしました。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は401,055千円となり、前連結会計年度末に比べ35,759千円減少いたしました。これは主に年間契約の更新を迎える案件の入金が少なかったことにより前受収益が33,382千円、イベント等の臨時的な案件がなかったことにより買掛金が16,701千円、未払金が15,892千円減少した一方、未払法人税等が32,853千円増加したことによるものであります。固定負債は4,426千円となり、前連結会計年度末に比べ2,375千円増加いたしました。これは主に本社オフィスの複合機入れ替えに伴うリース債務の計上によるものであります。

この結果、負債合計は、405,482千円となり、前連結会計年度末に比べ33,384千円減少いたしました。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は1,218,331千円となり、前連結会計年度末に比べ44,070千円増加いたしました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純利益89,971千円を計上したことにより利益剰余金が増加した一方、Ishin Global Fund I L.P.における非支配株主持分が49,452千円減少したことによるものです。

この結果、自己資本比率は41.0%（前連結会計年度末は35.5%）となりました。

② 経営成績の状況

第18期連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの影響に加え、長期化するウクライナ情勢や世界的な資源・原材料価格の高騰、為替変動など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境下において、当社は「世界的な視野を持った事業家たちが差別化された事業を通じて社会の進化に貢献する」という理念のもと、官公庁と民間企業の共創を支援する「公民共創事業」、グローバルイノベーションをテーマに情報ポータルサービスを提供する「グローバルイノベーション事業」、メディアを通じて成長企業のブランディング・マーケティング支援を行う「メディアPR事業」のすべての事業セグメントがいずれも堅調に推移し、前年同期比を上回る売上高を獲得いたしました。当社を取り巻く環境としては、従来より国が推し進めている地方自治体のデジタルトランスフォーメーション(DX)や民間企業のオープンイノベーションの推進の動きは、引き続き事業の追い風となっており、特に公民共創事業・グローバルイノベーション事業においては業容拡大の機会と捉え、積極的な事業推進・商品開発を継続しております。

この結果、当連結会計年度における当社グループの事業は順調に拡大を続け、売上高は1,148,005千円(前年同期比12.1%増)、営業利益は95,388千円(前年同期比33.5%増)、経常利益は111,047千円(前年同期比4.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は83,772千円(前年同期比13.9%減)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(公民共創事業)

公民共創事業においては、自治体向けのマーケティング支援サービスを一気通貫で提供しております。主力サービスの一つである「BtoGプラットフォームサービス」では、WEBメディア掲載やリード獲得を一つのパッケージとして提供しており、営業組織の強化を図ったことにより新規受注が増加し、解約率も改善したため売上高が伸張いたしました。公民共創事業は積極的な拡大を目指すフェーズであるため、成長のための投資を継続しており、特に中途採用と人員の拡充に資源を集中したことから経費が増加いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は417,140千円(前年同期比14.6%増)、セグメント利益は74,237千円(前年同期比30.2%減)となりました。

(グローバルイノベーション事業)

グローバルイノベーション事業においては、主力サービスである成長産業に特化した情報ポータルサイト「BLITZ Portal」(ブリッツポータル)のサービスにて新規顧客獲得が堅調に進むとともに、解約率の改善が寄与し、売上高が増加いたしました。2023年3月にはデザインや機能の大型リニューアルを実施し、継続的なプロダクトの機能拡充を図っております。また京都府から受託し企画運営をした「ZET New Japan Summit 2023 Kyoto」では、民間企業、行政、大学及びベンチャーキャピタルなど様々な分野から総勢2000名を超える方々にご参加いただき、盛況のうちに終えることができました。コスト面においてはソフトウェアの改修に係る投資を行う一方、海外法人の運営を見直し、経費の最適化を図りました。

この結果、当連結会計年度における売上高は334,942千円(前年同期比22.4%増)、セグメント利益は114,214千円(前年同期比423.0%増)となりました。

(メディアPR事業)

メディアPR事業においては、創業事業であるベンチャー業界メディアの『ベンチャー通信』、成長が期待されるベンチャー企業100社を紹介する有料会員制サービス「ベストベンチャー100」、採用オウンドメディアの制作を支援する「HIKOMA CLOUD」を主力サービスとして提供しております。各サービスとも、成長企業のPR・採用需要を着実に取り込み、売上高は底堅く推移いたしました。また2023年3月に開催した「ベストベンチャー100カンファレンス」では、成長企業の経営者を中心に400名を超える方々にご参加頂き、イベントスポンサーの受注も大幅に伸張いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は395,922千円(前年同期比2.3%増)、セグメント利益は246,139千円(前年同期比7.5%増)となりました。

第19期第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、行動制限解除や海外からの入国制限の緩和等により、社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、中東地域やロシア・ウクライナをめぐる国際情勢の深刻化・長期化によるエネルギー・資源コストの高騰が国内物価にも影響するなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境下において、当社は「世界的な視野を持った事業家たちが差別化された事業を通じて社会の進化に貢献する」という理念のもと、官公庁と民間企業の共創を支援する「公民共創事業」、イノベーションをテーマに情報ポータルサービスを提供する「グローバルイノベーション事業」、メディアを通じて成長企業のブランディング・マーケティング支援を行う「メディアPR事業」の3つの事業を展開しております。

当社を取り巻く環境としては、従来より国が推し進めている地方自治体のデジタルトランスフォーメーション(DX)や民間企業のオープンイノベーションの推進の動きは、引き続き事業の追い風となっております。特に公民共創事業においては業容拡大の機会と捉え、積極的な事業推進・商品開発に努めてまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における当社グループの事業は順調に拡大を続け、売上高は884,903千円、営業利益は129,968千円、経常利益は120,675千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は89,971千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

(公民共創事業)

公民共創事業では、自治体向けのマーケティング支援サービスを一気通貫で提供しております。主力サービスである雑誌『自治体通信』の新規獲得が好調に推移した結果、売上高が伸張いたしました。また、もう一つの主力サービスである「BtoGプラットフォームサービス」では、高単価プランが寄与し、売上高が増加するとともに利益率も向上いたしました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は357,263千円、セグメント利益は102,548千円となりました。

(グローバルイノベーション事業)

グローバルイノベーション事業では、「New Japan Summit 2023 Tokyo」を10月に開催し、イベントスポンサーの受注が好調に進捗した結果、売上高が増加いたしました。また、主力サービスである成長産業に特化した情報ポータルサイト「BLITZ Portal」(ブリッツポータル)において、前期からのアカウントの積み上げに加え、解約率が改善したことにより堅調な収益を確保いたしました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は245,710千円、セグメント利益は80,691千円となりました。

(メディアPR事業)

メディアPR事業では、主力サービスである『ベンチャー通信』に加え、「ベストベンチャー100カンファレンス」のイベントスポンサーの受注が好調に進捗いたしました。コスト面においては「HIKOMA CLOUD」についての運用保守業務の見直しを行い、費用の最適化を図りました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は281,929千円、セグメント利益は174,032千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

第18期連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比較して122,838千円増加し、880,085千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、106,014千円の収入(前連結会計年度は64,827千円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益106,904千円(前連結会計年度は116,692千円)の計上、年間利用料を一括で收受する契約形態への切替を推進したことによる前受収益の増加額88,717千円(前連結会計年度は42,348千円)があった一方、法人税等の支払額72,541千円(前連結会計年度は9,388千円)、為替差益19,791千円(前連結会計年度は25,426千円)があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、17,896千円の支出(前連結会計年度は18,832千円の支出)となりました。これは主に、Ishin Global Fund I L.P.における出資金の払込による支出25,181千円(前連結会計年度は28,982千円の支出)、業務用ソフトウェアの機能追加改修等に係る無形固定資産の取得による支出17,136千円(前連結会計年度は5,845千円の支出)があった一方、Ishin Global Fund I L.P.において投資事業組合からの分配による収入14,321千円(前連結会計年度は4,959千円の収入)があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、788千円の支出(前連結会計年度は757千円の支出)となりました。これは本社オフィスの複合機に係るリース債務の返済による支出であります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

b 受注実績

受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

c 販売実績

第18期連結会計年度及び第19期第3四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第18期 連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第19期 第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
	販売実績(千円)	前年同期比(%)	販売実績(千円)
公民共創事業	417,140	114.6	357,263
グローバルイノベーション事業	334,942	122.4	245,710
メディアPR事業	395,922	102.3	281,929
合計	1,148,005	112.1	884,903

(注) 1. セグメント間の内部振替前の数値によって記載しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が10%未満のため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」及び「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。また、連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

特に以下の事項は、経営者の会計上の見積りの判断が財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えております。なお、会計上の見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症の感染状況が、当社の業績に与える影響は軽微であると判断し見積りを行っております。

(繰延税金資産の回収可能性)

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得を見積り、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

(固定資産の減損)

当社は、固定資産の減損の兆候がある資産または資産グループにつき、将来の収益性が著しく低下した場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。固定資産における回収可能価額の評価は、当社の取締役会が承認した事業計画をもとに作成しており、事業計画における主要な仮定は受注件数及び受注単価並びに人員計画に基づく人件費予測であります。評価にあたっては決算時点で入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、これらの前提条件は長期的な見積りに基づくため、将来の経営環境の変化による収益性の変動や市況の変動により、回収可能性を著しく低下させる変化が見込まれた場合、減損損失の計上が必要となる場合があります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第18期連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(売上高)

当連結会計年度における売上高は1,148,005千円となり、前連結会計年度に比べ123,792千円増加(前年同期比12.1%増)いたしました。これは主に、公民共創事業が自治体向けのマーケティング支援サービス「BtoGプラットフォームサービス」を順調に拡販したことなどにより53,050千円増加(前年同期比14.6%増)したこと、及びグローバルイノベーション事業が「BLITZ Portal」(ブリッツポータル)の新規顧客開拓を堅調に進め、解約率改善の寄与もあり61,213千円増加したこと(前年同期比22.4%増)、並びにメディアPR事業が前年並みの受注確保により底堅く推移し8,832千円増加(前年同期比2.3%増)したことによるものであります。

(売上原価及び売上総利益)

当連結会計年度における売上原価は266,272千円となり、前連結会計年度に比べ21,331千円増加(前年同期比8.7%増)いたしました。これは主に、公民共創事業において雑誌の発刊頻度の増加による印刷・流通・制作人件費の

増加、及び各事業で展開しているソフトウェアサービスの保守開発に係る費用が増加したことによるものであります。

この結果、当連結会計年度における売上総利益は881,733千円となり、前連結会計年度に比べ102,460千円増加(前年同期比13.1%増)いたしました。

(販売費及び一般管理費、営業損益)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は786,344千円となり、前連結会計年度に比べ78,530千円増加(前年同期比11.1%増)いたしました。これは主に、人員増加に伴う人件費が52,080千円増加(前年同期比11.1%増)したこと、並びにその他販管費において管理体制強化に係る支払報酬料が5,060千円増加(前年同期比14.3%増)したことによるものであります。

この結果、当連結会計年度における営業利益は95,388千円となり、前連結会計年度に比べ23,929千円増加(前年同期比33.5%増)いたしました。

(営業外収益、営業外費用及び経常損益)

当連結会計年度において、営業外収益が39,243千円、営業外費用が23,585千円発生しております。

この結果、当連結会計年度における経常利益は111,047千円となり、前連結会計年度に比べ5,645千円減少(前年同期比4.8%減)いたしました。

(法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、親会社株主に帰属する当期純損益)

当連結会計年度において、法人税、住民税及び事業税に29,103千円、法人税等調整額に△14,761千円を計上しております。

この結果、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は83,772千円となり、前連結会計年度に比べ13,498千円減少(前年同期比13.9%減)いたしました。

第19期第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

(売上高)

当第3四半期連結累計期間における売上高は884,903千円となりました。これは主に公民共創事業において雑誌の新規顧客獲得が堅調に推移したこと、並びにグローバルイノベーション事業においてイベントスポンサーの受注が好調であったことなどによる成果であります。

(売上原価及び売上総利益)

当第3四半期連結累計期間における売上原価は204,333千円となりました。高知オフィス開設に伴うテレマーケティング業務の内製化や新型コロナウイルスの5類移行に伴う対面での取材活動の増加などにより、原価部門の人件費や交通費が増加いたしました。一方、事業用システムの運用保守を見直すなどコストの低減にも努めました。

この結果、売上総利益は680,569千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損益)

当第3四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は550,600千円となりました。これは主に、役員報酬及び給与等の人件費410,118千円、コンサルティング契約や監査業務などの支払報酬料25,091千円の計上によるものであります。

この結果、営業利益は129,968千円となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常損益)

当第3四半期連結累計期間において、投資事業組合運用益などの営業外収益が14,586千円、投資事業組合運用損などの営業外費用が23,879千円発生しております。

この結果、経常利益は120,675千円となりました。

(特別損益、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、親会社株主に帰属する四半期純損益)

当第3四半期連結累計期間において、Ishin SG Pte. Ltd.の清算終了に伴う子会社清算益3,330千円を特別利益に計上いたしました。また法人税等に52,009千円、法人税等調整額に△4,545千円をそれぞれ計上しております。

この結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は89,971千円となりました。

③ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

④ 資本の財源及び資金の流動性

当社グループにおける資金需要のうち主なものは、人材獲得及び維持に係る人件費、新規・既存事業拡販のための広告宣伝費及び販売促進費、新サービス提供に係るシステム開発費及びその維持費等の運転資金であります。当社グループは、これらの資金需要に対する資本の財源としてこれまでは自己資金のみにて対応してまいりましたが、今後は必要に応じて金融機関からの借入、エクイティファイナンス等による資金調達も検討し、事業規模の拡大と事業運営上必要な資金の流動性及び財源の安定的な確保を両立させてまいりたい方針です。なお、これらの資金調達方法の優先順位等に特段方針はなく、資金需要の額や用途に合わせて柔軟に検討を行う予定です。

⑤ 経営戦略の現状と見通し

経営戦略の現状と見通しについては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

⑥ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な経営指標」に記載のとおり、主な経営指標として、より高い成長性及び収益性を確保する観点から、売上高成長率、営業利益率を重視しております。また、成長領域である公民共創事業において、ソリューションサービス及びプラットフォームサービスの契約社数及び単価の最大化を目指していることから、ソリューションサービスの受注額及び社数、プラットフォームサービスのMRR及び契約社数を、成長戦略における重要指標としております。これらの指標につきましては今後も継続的に増加させるよう努めてまいります。

各指標についての推移は以下のとおりであります。

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期 第3四半期連結累計期間
グループ			
売上高成長率(%)	5.7	12.1	10.2
営業利益率(%)	7.0	8.3	14.7
公民共創事業			
ソリューションサービス 売上高(千円)	56,055	104,917	73,815
ソリューションサービス 契約社数(社)(注1)	44	91	90
プラットフォームサービス MRR(千円)(注2)	2,557	4,412	7,429
プラットフォームサービス 契約社数(社)(注2)	24	55	53

(注) 1. 当該期間に契約した取引先の総数を記載しております。

2. BtoGプラットフォームのスタンダードプランとプレミアムプランのSTOCK売上を対象とし、MRRは当該期末時点の各プランの合算数値、契約社数は当該期間に契約した取引先の総数を記載しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第18期連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当連結会計年度の設備投資の総額は24,294千円であり、その主なものはグローバルイノベーション事業におけるポータルサイト機能追加改修に係る開発投資18,435千円であります。

また、当連結会計年度において、業務用ソフトウェアの減損損失2,809千円を計上しております。減損処理の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係) ※4 減損損失」に記載のとおりであります。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

第19期第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

当第3四半期連結累計期間の設備投資の総額は4,617千円であり、その主なものは本社部門における複合機3,027千円及び入退室管理機材902千円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

提出会社

2023年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	無形固定資産 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都新宿区)	全社(共通)	本社設備	7,257	444	5,858	13,560	28(5)
本社 (東京都新宿区)	グローバルイノ ベーション事業	ソフトウェア	—	—	68,242	68,242	14(9)

- (注) 1. グローバルイノベーション事業の無形固定資産はソフトウェア、のれんであります。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)を外数で記載しております。
3. 本社事務所は賃借しており、その年間賃借料は15,517千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2024年1月31日現在)

該当事項はありません

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,400,000
計	6,400,000

(注) 2023年10月16日開催の取締役会決議により、2023年11月2日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は、6,300,000株増加し、6,400,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,600,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	1,600,000	—	—

(注) 1. 2023年10月16日開催の取締役会決議により、2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,584,000株増加し、1,600,000株となっております。

2. 2023年11月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権 2020年7月17日臨時株主総会決議及び同日取締役会決議

決議年月日	2020年7月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社使用人 9 (注)5.
新株予約権の数(個) ※	446 [373]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 446 [37,300] (注)1.6.
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	16,000 [160] (注)2.6.
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年7月18日 至 2030年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 16,000 [160] (注)6. 資本組入額 8,000 [80] (注)6.
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4.

※最近事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。さらに上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、従業員の地位を有していた者が定年退職した場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとし、残存新株予約権の新株予約権者に再編対象会社の新株予約権を新たに発行することを保証するものではない。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得
当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
 - ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 付与対象者の退職による権利の喪失及び付与対象者の取締役への就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役4名、当社使用人4名となっております。
6. 当社は2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権 2022年3月29日臨時株主総会決議及び同日取締役会決議

決議年月日	2022年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社使用人 10 (注)5.
新株予約権の数(個) ※	506 [486]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 506 [48,600] (注)1.6.
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	97,087 [971] (注)2.6.
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年3月30日 至 2032年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 97,087 [971] (注)6. 資本組入額 48,543.5 [485.5] (注)6.
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4.

※最近事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。さらに上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、従業員の地位を有していた者が定年退職した場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとし、残存新株予約権の新株予約権者に再編対象会社の新株予約権を新たに発行することを保証するものではない。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得
当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
 - ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 付与対象者の退職による権利の喪失及び付与対象者の取締役への就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役4名、当社使用人8名となっております。
6. 当社は2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権 2022年8月17日臨時株主総会決議及び同日取締役会決議

決議年月日	2022年8月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社使用人 30 (注)5.
新株予約権の数(個) ※	69 [60]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 69 [6,000] (注)1.6.
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	100,453 [1,005] (注)2.6.
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年8月18日 至 2032年8月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 100,453 [1,005] (注)6. 資本組入額 50,226.5 [502.5] (注)6.
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4.

※最近事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。さらに上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権発行時において当社従業員及び当社子会社従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、従業員の地位を有していた者が定年退職した場合にはこの限りではない
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとし、残存新株予約権の新株予約権者に再編対象会社の新株予約権を新たに発行することを保証するものではない。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得
当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
 - ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社及び当社子会社使用人24名となっております。
6. 当社は2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権 2023年8月29日臨時株主総会決議及び同日取締役会決議

決議年月日	2023年8月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社使用人 2
新株予約権の数(個) ※	61
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 6,100 (注)1.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,058 (注)2.5.
新株予約権の行使期間 ※	自 2025年8月30日 至 2033年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,058 (注)5. 資本組入額 529 (注)5.
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4.

※提出日の前月末(2024年1月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。さらに上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権発行時において当社従業員及び当社子会社従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、従業員の地位を有していた者が定年退職した場合にはこの限りではない
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとし、残存新株予約権の新株予約権者に再編対象会社の新株予約権を新たに発行することを保証するものではない。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得
当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
 - ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社は2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2023年11月2日 (注)	1,584,000	1,600,000	—	8,000	—	—

(注) 株式分割(1:100)によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2024年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	7	8	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	7,600	—	—	8,400	16,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	47.5	—	—	52.5	100.0	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,600,000	16,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,600,000	—	—
総株主の議決権	—	16,000	—

- (注) 1. 2023年10月16日開催の取締役会決議により、2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は1,584,000株増加し、1,600,000株となっております。
2. 2023年11月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、配当政策につきましては、当社は成長過程にあることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、事業拡大、事業効率化のための投資を行い、企業価値向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期については未定です。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化、人材への投資及び新規事業展開の財源として有効投資してまいりたいと考えております。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回の中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は経営の効率性と透明性を高め、安全かつ健全なる事業活動を通じ、企業価値の最大化を目指しております。また、企業活動を支えている全ての利害関係者(ステークホルダー)の利益を重視し、長期的かつ継続的な株主価値の最大化を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に取り組んでおります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会及び監査役会設置会社であります。取締役7名(うち、社外取締役2名)で構成する取締役会と社外監査役3名で構成する監査役会が、経営者たる取締役の職務執行を監視・監督する二重のチェック体制をとっております。取締役会が的確な意思決定と迅速な職務執行を行う一方、監査役会は取締役の職務執行の適正性及び適法性の監査並びに監視を行い、経営管理の充実を図り、その実効性を高める体制としております。

当社は業務の適正を確保するため、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、また日常的に業務を監査する内部監査担当を配しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が確保できるものと判断し、この体制を採用しております。

a 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名(うち、社外取締役2名)で構成され、業務執行の最高意思決定機関であり、法令、定款及び当社諸規程に則り、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。経営の意思決定を合理的かつ迅速に行うことを目的として、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会の議長は代表取締役社長であります。

取締役会の構成員につきましては、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧」に記載のとおりであります。

b 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(いずれも社外監査役)で構成され、監査方針・計画の作成、監査の方法、監査業務の分担、監査費用の予算、及びその他監査役がその職務を遂行する上で必要と認めた事項について協議の上、決定しております。監査役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会の議長は、常勤監査役の藤井千敏であります。

監査役は、取締役会及びその他の社内会議に出席するほか、各取締役及び重要な使用人との面談及び各事業部門に対する業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。

監査役会の構成員につきましては、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧」に記載のとおりであります。

c 経営会議

経営会議は、代表取締役会長、代表取締役社長、常勤取締役、各事業部長及び本部長(代理職含む)、各部・室の部長及び室長(代理職含む)で構成され、また、常勤監査役もこれに出席して意見を述べる事ができる会議体となっており、一般的な業務執行について経営上の重要な事項に関して協議しております。また、取締役会が決定した経営の基本方針に基づいて、経営に関する重要事項についての報告を受け、構成員間における情報共有を行っております。経営会議は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。議長は代表取締役社長が務めます。

d リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役会長、代表取締役社長、常勤取締役、各事業部長及び本部長(代理職含む)、各部・室の部長及び室長(代理職含む)で構成され、また、常勤監査役もこれに出席して意見を述べる事ができる会議体となっており、リスク・コンプライアンスに係る体制、取組み等の協議及び決定、コンプライアンス関連情報の収集及び周知、コンプライアンス教育の計画、管理、実施及び見直し、内部通報制度の利用状況や内部通報制度において判明した事態の処理方法等を協議し、決定しております。リスク・コンプライアンス委員会は、原則として四半期に1回開催し、必要に応じて臨時リスク・コンプライアンス委員会を開催しております。委員長は代表取締役社長が務めます。

e 会計監査人

当社は、PwC Japan有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

f 内部監査

当社は、小規模組織であることから、内部監査の専門部署設置及び専任の内部監査担当者を配置せず、経営企画室責任者(1名)が内部監査責任者として、管理本部の担当者(1名)が管理部門以外の内部監査を実施し、管理本部以外の担当者(2名)が管理本部に対する内部監査を実施しております。

g 執行役員制度

当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行っております。執行役員は2名で、任期は1年となっております。

機関ごとの構成員は次のとおりです。

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	リスク・コンプライアンス委員会
代表取締役会長	明石 智義	○	—	○	○
代表取締役社長	片岡 聡	◎	—	◎	◎
専務取締役	吉田 秀明	○	—	○	○
取締役	丸山 広大	○	—	○	○
取締役	西中 大史	○	—	○	○
社外取締役	上山 亨	○	—	—	—
社外取締役	田中 真衣	○	—	—	—
常勤監査役	藤井 千敏	○	◎	○	△(注)2.
社外監査役	鵜田 英之	○	○	—	—
社外監査役	重岡 裕介	○	○	—	—
執行役員	吉川 慶	△(注)2.	—	○	○
執行役員	春見 佳佑	△(注)2.	—	○	○

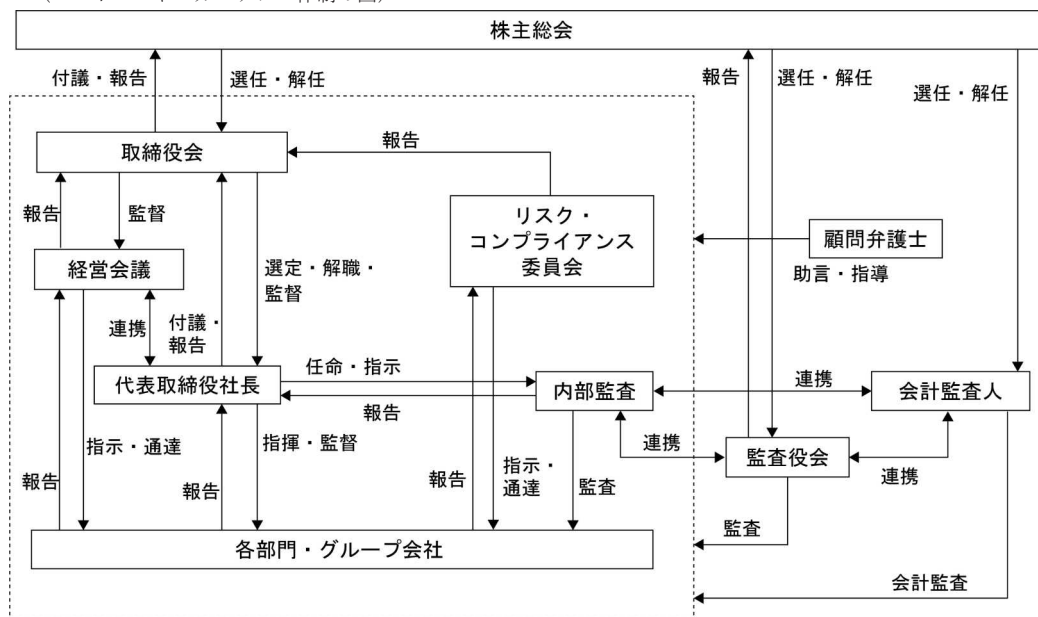
(注) 1. ◎は議長、委員長であります。

2. オブザーバーとして出席しております。

3. 経営会議、リスク・コンプライアンス委員会には各事業部長及び本部長(代理職含む)、各部・室の部長及び室長(代理職含む)も出席しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりであります。

(コーポレート・ガバナンス体制の図)



③ 取締役会の活動状況

最近事業年度において当社は取締役会を20回開催しており、個々の取締役の出席状況については以下のとおりです。

役職名	氏名	取締役会出席状況
代表取締役会長	明石 智義	20回/20回
代表取締役社長	片岡 聡	20回/20回
専務取締役	吉田 秀明	20回/20回
常務取締役	松浦 道生	20回/20回
取締役	丸山 広大	20回/20回
社外取締役	上山 享	16回/16回

(注) 全回数が異なるのは、就任時期の違いによるものです。

取締役会における具体的な検討事項として、法定事項・経営の基本方針並びに経営業務執行上の重要な事項について意見交換を行っています。このほか、毎月、各役員から管掌部門の業績や執行状況についての報告を行っています。

④ 企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

当社は、2022年7月13日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しており、この方針に基づいて、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他会社の業務の適正を確保するための体制を整備し、改善に取り組んでおります。今後も環境の変化等に応じて適宜見直しを行い、より一層の改善・充実を図ってまいります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ コーポレート・ガバナンス

- (イ) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (ロ) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- (ハ) 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。
- (ニ) 監査役は、法令、定款及び「監査役会規程」、「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行を監査する。

ロ コンプライアンス

- (イ) 取締役及び執行役員は、当社「経営理念」及び「行動指針」に則り行動する。
- (ロ) 管理本部及び常勤監査役、第三者機関を情報提供先とする内部通報制度の利用を促進し、当社及び子会社における法令違反や行動指針に反するおそれのある事実の早期発見に努める。
- (ハ) リスク・コンプライアンス委員会は、当社におけるコンプライアンスに係る体制、取組み等の協議及び決定、当社のリスク管理に関する重要事項の方針決定を行い、コンプライアンス体制の充実並びにリスク管理を推進する。

ハ 財務報告の適正性確保のための体制整備

- (イ) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (ロ) 当社の各部門及び子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分担による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

ニ 内部監査

- (イ) 代表取締役社長直轄の内部監査人を設置する。内部監査人は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手續き及び内容の妥当性等につき、定期的な内部監査を実施する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- イ 情報セキュリティについては、「情報セキュリティマニュアル」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立する。
- ロ 取締役、執行役員及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- ハ 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- ニ 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
- ロ 各事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- ハ 各事業部門は、自部門の業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。

- ニ 管理本部は、各事業部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行う。
- ホ リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社のリスク管理の実施について監督する。
- ヘ 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会において報告する。
- ト 各事業部門は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかにリスク・コンプライアンス委員会に報告する。
- チ 内部監査人は、当社のリスク管理体制及びリスク管理の実施状況について監査を行う。ただし、内部監査人を有する子会社については、当該部門と連携して行う。

(d) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- イ 適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。
- ロ 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ハ 取締役会は、当社及び子会社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- ニ 執行役員及び部門長は、取締役会で定めた中期経営目標及び予算に基づき効率的な職務執行をし、取締役は予算の進捗状況について、取締役会に報告する。
- ホ 取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。
- ヘ 執行役員の職務権限の行使は、「執行役員規程」に基づき適正かつ効率的に行う。

(e) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 当社は、当社及びその子会社(企業集団)における人事方針やコンプライアンス方針などの理念体系である「経営理念」、及び「行動指針」を作成し、企業集団に経営理念の共有・浸透を図り、その業務の適正を確保する。
- ロ 子会社は、「関係会社管理規程」に定める協議承認事項・報告事項については、当社へ報告し、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗情報の報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保する。
- ハ 子会社担当取締役は、子会社の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行う。
- ニ 子会社は、当社の内部監査人による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告を行う。
- ホ 当社は、必要に応じて、子会社に対し取締役を派遣又は監査役が赴き、当該役員を通じて、子会社取締役の職務執行を監視・監督する。

(f) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役間で協議する。
- ロ 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けられないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役の同意を得る。
- ハ 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。

(g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - (イ) 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
 - (ロ) 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査人

は内部監査の結果を報告する。

(ハ) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。

ロ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

(イ) 当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した時は、直ちに当社の監査役へ報告する。

ハ 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(h) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める不利益取扱いの禁止に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

(i) 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

(j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。

ロ 監査役は、内部監査人と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査人に調査を依頼することができる。

ハ 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。

(k) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

b リスク管理体制の整備の状況

当社では、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「リスク管理規程」を制定し、原則として四半期に1回、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っております。また、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、全社的にコンプライアンス意識の維持・向上を図っております。

c 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社に取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が子会社における職務執行及び監督を行うことにより、子会社における取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するように努めております。また、当社は、子会社の業務活動全般も内部監査の対象とすることとしており、これにより子会社における不正を発見・防止する体制を整備しております。

d 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

e 責任限定契約の内容

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

f 取締役の定数

当社の取締役の定数は8名以内とする旨を定款に定めております。

g 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

h 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

i 中間配当

当社は、株主への利益配分の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当することができる旨を定款に定めております。

j 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 10%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	明石 智義	1979年1月5日生	2004年3月 特定非営利活動法人ベンチャー通信代表理事就任 2005年4月 株式会社幕末(現当社)設立 代表取締役社長就任 2011年5月 当社代表取締役会長就任(現任) 2012年12月 Ishin SG Pte. Ltd. (旧Bakumatsu Singapore Pte. Ltd.)設立 Director就任 2012年12月 Ishin Group Pte. Ltd. (旧Bakumatsu Holdings Pte. Ltd.)設立 Director就任 2014年1月 GM0ベンチャー通信スタートアップ支援株式会社専務取締役就任(現任) 2015年7月 Ishin USA, Inc. 設立 Director就任 2015年11月 Ishin Global Fund I Limited Director就任 2017年2月 株式会社Bright Stone設立 代表取締役就任(現任)	(注) 3.	1,389,400 (注) 5.
代表取締役 社長	片岡 聡	1980年11月17日生	2004年4月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)入社 2012年10月 株式会社リクルートキャリア転籍(持株会社制への移行に伴う分社化のため) 2013年7月 株式会社幕末(現当社)入社 2013年10月 当社取締役就任 2014年4月 当社専務取締役就任 2015年5月 当社代表取締役社長就任(現任) 2016年4月 株式会社Nメディア代表取締役就任 2016年6月 Ishin Global Fund I Limited Director及び日本における代表者就任	(注) 3.	32,000
専務取締役	吉田 秀明	1981年9月15日生	2005年9月 株式会社テレウェイヴリンクス(現株式会社アイフレッジ)入社 2007年3月 株式会社幕末(現当社)入社 2012年12月 Ishin SG Pte. Ltd. Director就任 2015年4月 同社Managing Director就任 2017年1月 当社専務取締役就任(現任) 2022年4月 Ishin USA, Inc. Director就任(現任)	(注) 3.	16,000
取締役	丸山 広大	1981年4月11日生	2008年3月 株式会社幕末(現当社)入社 2014年1月 GM0ベンチャー通信スタートアップ支援株式会社取締役就任 2015年7月 Ishin USA, Inc. CEO就任 2018年4月 当社取締役就任(現任) 2021年4月 Ishin SG Pte. Ltd. Director就任 2022年4月 Ishin Global Fund I Limited Director就任(現任) 2022年4月 Ishin USA, Inc. Director就任(現任)	(注) 3.	16,000
取締役	西中 大史	1988年6月23日生	2011年4月 株式会社三井住友銀行入行 2015年9月 Ishin USA, Inc. 入社 2017年1月 当社転籍入社 2023年6月 当社取締役就任(現任)	(注) 3.	—
取締役	上山 亨	1977年10月11日生	2000年4月 野村證券株式会社入社 2017年8月 カケルパートナーズ合同会社設立 代表社員就任(現任) 2017年11月 HEROZ株式会社 取締役(監査等委員)就任(現任) 2019年6月 ビープラッツ株式会社社外取締役就任(現任) 2020年2月 株式会社いつも社外監査役就任 2020年6月 同社取締役(監査等委員)就任(現任) 2022年6月 当社社外取締役就任(現任) 2022年12月 株式会社M&A総合研究所社外取締役就任 2023年3月 株式会社M&A総研ホールディングス社外取締役就任(現任) 2023年10月 ヒルトップキャピタルパートナーズ合同会社設立 代表社員就任(現任)	(注) 3.	—
取締役	田中 真衣	1983年2月14日生	2005年12月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2020年10月 AIGATE株式会社 常勤監査役就任 2021年9月 株式会社レアジョブ 入社 2023年4月 公認会計士田中真衣事務所 代表就任(現任) 2023年9月 当社社外取締役就任(現任)	(注) 3.	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	藤井 千敏	1953年2月13日生	1975年4月 三井化学株式会社入社 1982年6月 浮島石油化学株式会社出向 1990年7月 三井化学株式会社 米国子会社へ出向 2009年4月 同社内部統制室副室長就任 2011年4月 同社の子会社である三井化学東セロ株式会社に移籍 常勤監査役就任 2016年9月 リビン・テクノロジー株式会社常勤監査役就任 2016年9月 同社取締役(監査等委員)就任 2021年3月 当社社外監査役(常勤)就任(現任)	(注)4.	—
監査役	鵜田 英之	1972年9月22日生	1998年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2002年4月 公認会計士登録 2018年2月 株式会社鵜田ビジネスパートナーズ設立 代表取締役就任(現任) 2018年3月 鵜田公認会計士事務所(現鵜田公認会計士・税理士事務所) 所長就任(現任) 2018年4月 ナスクインターナショナル株式会社取締役就任 2018年4月 株式会社スタイラジール監査役就任(現任) 2019年2月 株式会社アクトコール取締役(監査等委員)就任 2019年2月 公益財団法人つなぐいのち基金 監事就任(現任) 2019年3月 税理士登録 2019年12月 ナスクインターナショナル株式会社監査役就任(現任) 2020年4月 株式会社鎌倉新書取締役(監査等委員)就任 2021年3月 当社社外監査役就任(現任) 2022年3月 株式会社ハウスボードクラブ監査役就任(現任) 2022年3月 株式会社エイジプラス監査役就任(現任) 2022年4月 株式会社鎌倉新書取締役CFO就任(現任) 2023年6月 東洋埠頭株式会社取締役(監査等委員)就任(現任) 2023年6月 一般社団法人野村芳光財団評議員就任(現任) 2023年11月 株式会社鎌倉新書ライフパートナーズ監査役就任(現任)	(注)4.	—
監査役	重岡 裕介	1975年4月9日生	1998年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2001年4月 公認会計士登録 2009年5月 西村あさひ法律事務所入所 2009年12月 弁護士登録 2012年1月 重岡法律会計事務所開設 所長就任(現任) 2021年3月 当社社外監査役就任(現任) 2021年12月 株式会社TRIVE GROUP(株式会社シアン)監査役就任 2022年3月 株式会社ストラテジーテック・コンサルティング監査役就任(現任) 2022年12月 株式会社ワントゥーテン社外監査役就任(現任)	(注)4.	—
計					1,453,400

- (注) 1. 取締役上山亨と取締役田中真衣は、社外取締役であります。
2. 監査役藤井千敏、鵜田英之及び重岡裕介は、社外監査役であります。
3. 2023年11月17日開催の臨時株主総会終結の時から、2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2023年11月17日開催の臨時株主総会終結の時から、2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役会長明石智義の所有株式数は、同役員の資産管理会社である株式会社Bright Stoneが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
6. 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用しております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役の上山亨氏は、証券会社における勤務経験に加え、上場企業での豊富な役員経験があり、経営と金融等に関する幅広い見識を有しており、これまで培ってこられた知識・経験等をもって当社経営に対し適切なお助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制強化が期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、本書提出日現在、当社と同氏及び同氏が経営する法人との間に人的関係、資本的关系又は取引などの特別な利害関係はありません。

社外取締役の田中真衣氏は、公認会計士としての専門知識を有しており、当社経営に対して適切なお助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス強化が期待できることから社外取締役として選任しております。なお、本書提出日現在、当社と同氏及び同氏が経営する法人との間に人的関係、資本的关系又は取引などの特別な利害関係はありません。

社外監査役の藤井千敏氏は、上場会社及び上場会社の子会社における監査役としての経験が豊富であり、これまで培ってこられた知識・経験等をもって当社経営に対し適切なお助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制強化が期待できることから、社外監査役として選任しております。なお、当社と同氏との間に人的関係、資本的关系又は取引などの特別な利害関係はありません。

社外監査役の鴫田英之氏は、公認会計士としての高度な専門知識と上場企業での豊富な役員経験を有しており、これまで培ってこられた知識・経験等をもって当社経営に対し適切なお助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制強化が期待できることから、社外監査役として選任しております。なお、当社と同氏及び同氏が経営する法人や事務所との間に人的関係、資本的关系又は取引などの特別な利害関係はありません。

社外監査役の重岡裕介氏は、弁護士・公認会計士としての高度な専門知識と監査役としての経験が豊富であり、これまで培ってこられた知識・経験等をもって当社経営に対し適切なお助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制強化が期待できることから、社外監査役として選任しております。なお、当社と同氏及び同氏が経営する事務所との間に人的関係、資本的关系又は取引などの特別な利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外役員は、それぞれ取締役会等への出席を通して、内部監査・会計監査等にて確認された社内管理体制に関する重要事項についての報告を受けており、当該会議体の中で必要に応じて適宜助言等を行うことで当社の内部統制の体制強化に向けた協力を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、監査役3名(いずれも社外監査役)により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。また、社外監査役の錫田英之氏及び重岡裕介氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会における主な検討事項は、監査の方針及び監査計画や、内部統制システムの整備・運用状況の確認、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性や、取締役の職務執行及び経営判断の妥当性についてであります。また各監査役は、取締役会に出席し、意見を述べ、経営の適法性・妥当性について確認するとともに、年間の監査計画に基づいた業務監査等を通じて取締役の職務執行についての監査を行っております。

常勤監査役の活動として、業務監査における主任担当者として経営会議への参加や各事業部へのヒアリング等の活動を行っております。また、常勤監査役が内部監査人の内部監査に同行もしくは報告を受け、内部監査の状況、内部統制の評価結果を共有することで内部監査人との連携を図っております。

なお、当連結会計年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役会の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
藤井 千敏	13	13
錫田 英之	13	12
重岡 裕介	13	13

② 内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役社長により選任された内部監査人4名が内部監査業務を担っております。4名はいずれも兼務で、各々が自己の業務から独立し、客観性を担保する部門の内部監査を担当しております。内部監査人は、内部監査計画に基づいて全部門に対して監査を実施し、監査結果については代表取締役社長に報告する体制となっております。また、被監査部門に対して改善事項の指摘を行い、後日改善状況を確認しております。

内部監査人は、監査役及び会計監査人と定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うことによって情報の共有並びに連携を図っております。また、内部監査部門の責任者が内部監査の実施状況や指摘、課題事項に関して、年に1回、取締役会にて監査報告を実施しております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

b 継続監査期間

3年間

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 若山 聡満

指定有限責任社員 業務執行社員 齋藤 勝彦

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他7名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、会計監査人としての独立性及び専門性を有していること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を有すること、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、更に監査実績などにより総合的に判断いたします。

当社がPwC Japan有限責任監査法人を選定した理由は、前述の事項を審議した結果、監査法人として独立性及び専門性を有しており、当社の監査品質の確保が可能であると判断したためであります。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人から品質管理体制、独立性や専門性、監査計画、監査結果の概要等の報告を受けるとともに、担当部署からもその評価について聴取を行い、同法人による会計監査が適正に行われていることを確認しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	15,000	—	18,500	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Cayman Islands firm of PricewaterhouseCoopers)に対する報酬(aを除く)

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	—	—	—	—
連結子会社	6,000	—	6,000	—
計	6,000	—	6,000	—

(注) 当社の連結子会社であるIshin Global Fund I L.P.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているCayman Islands firm of PricewaterhouseCoopersの監査を受けており、6,000千円の監査報酬を支払っております。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬を決定するにあたり、会社規模や監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得て、取締役会で決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の品質管理体制、監査チームの独立性と専門性、継続した相当な監査状況及び報酬の水準を評価し、適当であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの年間報酬限度額を決議しております。取締役の個別の報酬に係る決定方針は取締役会で決議し、「役員報酬に関する内規」にて明文化しております。なお、取締役の個別の報酬は内規に基づき株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、取締役会で決定しております。

常勤取締役の報酬等については、月額報酬及び役員賞与により構成しております。金銭報酬である一定額の基本報酬を毎月一定の時期に支給することとしており、会社の業績や経営内容、取締役本人の成果・責任の実態などを考慮し、原則として毎年度見直しを行う方針です。なお、業績連動報酬制度は採用しておりません。

社外取締役については、他の上場会社における支給動向等を勘案し、業績要素を一切加味しない固定報酬額を採用しております。

監査役については、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、他の上場会社における支給動向等を勘案し、監査役会の決議により決定しております。業績要素を一切加味しない固定報酬額を採用しております。

b 役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

役員の報酬につきましては、2022年6月29日開催の定時株主総会の決議において、取締役の年間報酬限度額120百万円及び監査役の年間報酬限度額20百万円と決議されております。

当事業年度における当社の役員報酬等の総額、取締役又は監査役の個人別の報酬等の額の決定については、前事業年度に係る定時株主総会終了後の取締役会又は監査役会において決議されております。

c 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会等の手続の概要

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会は設置しておりませんので、該当事項はありません。

d 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

当社の役員報酬等には株式の市場価格や会社業績を示す指標として算定される業績連動報酬を採用しておりませんので、該当事項はありません。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	74,861	74,861	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	15,440	15,440	—	—	—	4

(注) 1. 本表では、2023年3月期に係る役員区分ごとの報酬を表示しております。

2. 監査役3名は、すべて社外役員であります。3名分の報酬額は社外役員に含まれており、報酬総額は11,840千円であります。

③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
 該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】
 該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)及び当連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)及び当事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2023年10月1日から2023年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2023年4月1日から2023年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、各種団体の主催する講習会へ参加するなど積極的な情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	757,247	880,085
売掛金	151,821	162,162
仕掛品	1,098	4,475
貯蔵品	67	54
その他	41,920	36,074
貸倒引当金	△2,140	△2,568
流動資産合計	950,016	1,080,283
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	11,449	11,449
車両運搬具	1,600	—
工具、器具及び備品	5,258	4,785
減価償却累計額	△8,208	△8,532
有形固定資産合計	10,100	7,702
無形固定資産		
ソフトウェア	16,576	22,229
ソフトウェア仮勘定	7,819	5,858
無形固定資産合計	24,396	28,088
投資その他の資産		
投資有価証券	271,854	417,577
関係会社株式	※1 15,275	※1 6,882
繰延税金資産	52,412	65,013
その他	8,314	8,499
貸倒引当金	△222	△921
投資その他の資産合計	347,635	497,053
固定資産合計	382,131	532,843
資産合計	1,332,147	1,613,127

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	44,501	31,065
未払金	78,180	95,033
未払法人税等	44,545	9,582
前受収益	※2 157,579	※2 248,872
賞与引当金	26,470	32,352
その他	32,884	19,908
流動負債合計	384,162	436,815
固定負債		
資産除去債務	2,014	2,051
その他	269	—
固定負債合計	2,283	2,051
負債合計	386,446	438,866
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,000	8,000
利益剰余金	463,082	546,855
株主資本合計	471,082	554,855
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	568	3,048
為替換算調整勘定	3,142	15,113
その他の包括利益累計額合計	3,711	18,162
非支配株主持分	470,907	601,244
純資産合計	945,701	1,174,261
負債純資産合計	1,332,147	1,613,127

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2023年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	997,854
売掛金	72,389
仕掛品	20,338
貯蔵品	58
その他	33,091
貸倒引当金	△2,145
流動資産合計	1,121,586
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	11,449
工具、器具及び備品	2,282
リース資産	3,027
減価償却累計額	△6,235
有形固定資産合計	10,523
無形固定資産	
ソフトウェア	18,946
無形固定資産合計	18,946
投資その他の資産	
投資有価証券	386,733
関係会社株式	6,641
繰延税金資産	71,719
その他	8,583
貸倒引当金	△921
投資その他の資産合計	472,757
固定資産合計	502,227
資産合計	1,623,813

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2023年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	14,364
未払金	79,141
未払法人税等	42,435
前受収益	215,490
賞与引当金	17,853
その他	31,771
流動負債合計	401,055
固定負債	
資産除去債務	2,079
その他	2,346
固定負債合計	4,426
負債合計	405,482
純資産の部	
株主資本	
資本金	8,000
利益剰余金	636,826
株主資本合計	644,826
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	2,313
為替換算調整勘定	19,399
その他の包括利益累計額合計	21,712
非支配株主持分	551,791
純資産合計	1,218,331
負債純資産合計	1,623,813

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
売上高	※1 1,024,213	※1 1,148,005
売上原価	244,940	266,272
売上総利益	779,272	881,733
販売費及び一般管理費	※2 707,813	※2 786,344
営業利益	71,458	95,388
営業外収益		
受取利息	62	28
投資事業組合運用益	25,491	36,868
保険解約返戻金	25,283	—
持分法による投資利益	1,816	1,711
為替差益	8,404	—
その他	1,231	634
営業外収益合計	62,290	39,243
営業外費用		
支払利息	58	27
投資事業組合運用損	16,058	20,140
為替差損	—	2,316
その他	938	1,100
営業外費用合計	17,056	23,585
経常利益	116,692	111,047
特別利益		
事業譲渡益	—	1,000
特別利益合計	—	1,000
特別損失		
固定資産除却損	—	※3 904
減損損失	—	※4 2,809
関係会社株式売却損	—	1,429
特別損失合計	—	5,142
税金等調整前当期純利益	116,692	106,904
法人税、住民税及び事業税	54,912	29,103
法人税等調整額	△37,382	△14,761
法人税等合計	17,530	14,341
当期純利益	99,162	92,562
非支配株主に帰属する当期純利益	1,890	8,789
親会社株主に帰属する当期純利益	97,271	83,772

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
当期純利益	99,162	92,562
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	26,033	124,026
為替換算調整勘定	5,130	12,253
持分法適用会社に対する持分相当額	451	△282
その他の包括利益合計	※ 31,615	※ 135,997
包括利益	130,777	228,560
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	103,373	98,223
非支配株主に係る包括利益	27,403	130,336

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自 2023年4月1日
至 2023年12月31日)

売上高	884,903
売上原価	204,333
売上総利益	680,569
販売費及び一般管理費	550,600
営業利益	129,968
営業外収益	
受取利息	37
投資事業組合運用益	12,725
その他	1,823
営業外収益合計	14,586
営業外費用	
支払利息	88
上場関連費用	2,000
投資事業組合運用損	20,291
持分法による投資損失	241
為替差損	1,259
その他	0
営業外費用合計	23,879
経常利益	120,675
特別利益	
子会社清算益	3,330
特別利益合計	3,330
税金等調整前四半期純利益	124,006
法人税、住民税及び事業税	52,009
法人税等調整額	△4,545
法人税等合計	47,463
四半期純利益	76,543
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△13,428
親会社株主に帰属する四半期純利益	89,971

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自 2023年4月1日
至 2023年12月31日)

四半期純利益	76,543
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△36,758
為替換算調整勘定	4,285
その他の包括利益合計	△32,472
四半期包括利益	44,070
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	93,522
非支配株主に係る四半期包括利益	△49,452

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			その他の包括利益累計額			非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	8,000	365,811	373,811	48	△2,439	△2,391	443,503	814,923
当期変動額								
親会社株主に帰属 する当期純利益		97,271	97,271					97,271
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				520	5,582	6,102	27,403	33,506
当期変動額合計	—	97,271	97,271	520	5,582	6,102	27,403	130,777
当期末残高	8,000	463,082	471,082	568	3,142	3,711	470,907	945,701

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			その他の包括利益累計額			非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	8,000	463,082	471,082	568	3,142	3,711	470,907	945,701
当期変動額								
親会社株主に帰属 する当期純利益		83,772	83,772					83,772
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				2,480	11,970	14,450	130,336	144,787
当期変動額合計	—	83,772	83,772	2,480	11,970	14,450	130,336	228,560
当期末残高	8,000	546,855	554,855	3,048	15,113	18,162	601,244	1,174,261

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	116,692	106,904
減価償却費	11,448	11,554
減損損失	—	2,809
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	484	1,127
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△104	5,881
受取利息及び受取配当金	△62	△28
支払利息	58	27
為替差損益 (△は益)	△25,426	△19,791
持分法による投資損益 (△は益)	△1,816	△1,711
投資事業組合運用損益 (△は益)	△9,433	△16,728
関係会社株式売却損益 (△は益)	—	1,429
保険解約返戻金	△25,283	—
固定資産除売却損益 (△は益)	△71	904
売上債権の増減額 (△は増加)	△7,017	△9,079
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△866	△3,357
仕入債務の増減額 (△は減少)	5,821	△14,445
未払金の増減額 (△は減少)	△30,777	17,256
前受収益の増減額 (△は減少)	42,348	88,717
その他	△27,065	7,087
小計	48,929	178,555
利息及び配当金の受取額	62	28
利息の支払額	△58	△27
保険解約返戻金の受取額	25,283	—
法人税等の支払額	△9,388	△72,541
営業活動によるキャッシュ・フロー	64,827	106,014
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	1,223	—
無形固定資産の取得による支出	△5,845	△17,136
関係会社株式の売却による収入	—	8,872
出資金の払込による支出	△28,982	△25,181
出資金の回収による収入	9,227	1,759
投資事業組合からの分配による収入	4,959	14,321
その他	584	△532
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,832	△17,896
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△757	△788
財務活動によるキャッシュ・フロー	△757	△788
現金及び現金同等物に係る換算差額	34,734	35,509
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	79,972	122,838
現金及び現金同等物の期首残高	677,274	757,247
現金及び現金同等物の期末残高	※ 757,247	※ 880,085

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

Ishin USA, Inc.

Ishin SG Pte. Ltd.

Ishin Global Fund I Limited

Ishin Global Fund I L.P.

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

関連会社の名称

Culture Connection Pte. Ltd.

GMOベンチャー通信スタートアップ支援株式会社

(2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資金は、投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しており、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減しております。

ロ 棚卸資産

仕掛品及び貯蔵品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、当連結会計年度に帰属する支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

イ 一時点で充足される履行義務

当社及び連結子会社において一時点で充足される履行義務には、公民共創事業においては『自治体通信』記事広告掲載料、グローバルイノベーション事業においては研修プログラムやイノベーション情報マネジメントツールの販売、メディアPR事業においては『ベンチャー通信』記事広告掲載料等があります。これらにおける当社及び連結子会社の履行義務は掲載誌の発刊、研修の開催、ツールの販売であり、いずれも出荷又は受渡時点において顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得し、当社及び連結子会社の履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に先んじて一括で受領、又は履行義務を充足した時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

ロ 一定の期間にわたり充足される履行義務

当社及び連結子会社において一定の期間にわたり充足される履行義務には、公民共創事業においては「自治体通信Online」掲載料並びにプラットフォームサービス利用料、グローバルイノベーション事業においては「BLITZ Portal」利用料、メディアPR事業においては「ベストベンチャー100」などの有料会員サービスの会費並びに「HIKOMA CLOUD」利用料等があります。これらの契約において、履行義務は契約期間にわたりオンライン掲載又はポータルサイトを通じて情報提供することであり、当該履行義務は時の経過により充足されるため、履行義務が充足される契約期間に渡り収益を認識しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に先んじて一括で受領、又は履行義務の充足の開始時点である各サービスの利用開始時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

ハ 代理人取引

当社及び連結子会社が当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しており、当社及び連結子会社が代理人として取引を行っている場合には、売上高を純額(手数料相当額)で認識しております。代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、特定された財又はサービスの提供について、当社及び連結子会社が約束の履行に対する主たる責任を有しているか、在庫リスクを有しているか、価格設定の裁量権を有しているかを指標としており、グローバルイノベーション事業におけるイノベーション情報マネジメントツールの販売及びメディアPR事業における求人広告ツールの利用手配等は、これらの財又はサービスが顧客に提供されるように手配を行う履行義務であることから、代理人取引と判定しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に先んじて一括で受領、又は履行義務を充足した時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

Ishin USA, Inc.

Ishin SG Pte. Ltd.

Ishin Global Fund I Limited

Ishin Global Fund I L.P.

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

関連会社の名称

GMOベンチャー通信スタートアップ支援株式会社

当連結会計年度において、持分法適用関連会社であったCulture Connection Pte. Ltd.の全株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため、当該関連会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資金は、投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しており、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減しております。

ロ 棚卸資産

仕掛品及び貯蔵品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、当連結会計年度に帰属する支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

イ 一時点で充足される履行義務

当社及び連結子会社において一時点で充足される履行義務には、公民共創事業においては『自治体通信』記事広告掲載料、グローバルイノベーション事業においては研修プログラムやイノベーション情報マネジメントツールの販売、メディアPR事業においては『ベンチャー通信』記事広告掲載料等があります。これらにおける当社及び連結子会社の履行義務は掲載誌の発刊、研修の開催、ツールの販売であり、いずれも出荷又は受渡時点において顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得し、当社及び連結子会社の履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に先んじて一括で受領、又は履行義務を充足した時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

ロ 一定の期間にわたり充足される履行義務

当社及び連結子会社において一定の期間にわたり充足される履行義務には、公民共創事業においては「自治体通信Online」掲載料並びにプラットフォームサービス利用料、グローバルイノベーション事業においては「BLITZ Portal」利用料、メディアPR事業においては「ベストベンチャー100」などの有料会員サービスの会費並びに「HIKOMA CLOUD」利用料等があります。これらの契約において、履行義務は契約期間にわたりオンライン掲載又はポータルサイトを通じて情報提供することであり、当該履行義務は時の経過により充足されるため、履行義務が充足される契約期間に渡り収益を認識しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に先んじて一括で受領、又は履行義務の充足の開始時点である各サービスの利用開始時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

ハ 代理人取引

当社及び連結子会社が当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しており、当社及び連結子会社が代理人として取引を行っている場合には、売上高を純額(手数料相当額)で認識しております。代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、特定された財又はサービスの提供について、当社及び連結子会社が約束の履行に対する主たる責任を有しているか、在庫リスクを有しているか、価格設定の裁量権を有しているかを指標としており、グローバルイノベーション事業におけるイノベーション情報マネジメントツールの販売及びメディアPR事業における求人広告ツールの利用手配等は、これらの財又はサービスが顧客に提供されるように手配を行う履行義務であることから、代理人取引と判定しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に先んじて一括で受領、又は履行義務を充足した時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	52,412千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる受注件数及び受注単価の予測並びに人員計画に基づく人件費予測であります。受注件数の予測については、過去の実績数値を参照し、増員計画及び市場環境等を考慮して合理的に策定しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

課税所得は、将来の不確実な経済状況や経営環境の変化により影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響が生じ、税金費用が計上される可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

減損損失	—千円
------	-----

有形固定資産	10,100千円
--------	----------

無形固定資産	24,396千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループでは、継続的に収支の把握がなされている、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す内部管理上の最小単位によってグルーピングを行っております。減損の兆候が認められる資産グループについては、当該グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、固定資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。割引前キャッシュ・フローの総額は、取締役会で承認された各社の事業計画を基礎としております。

なお、当連結会計年度において、一部の資産グループについて、継続して営業損失を計上していることから減損の兆候があると判断しましたが、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を上回っていることから、減損損失は計上しておりません。

② 主要な仮定

固定資産の減損損失の認識の判定にあたり、資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、当社の取締役会が承認した事業計画をもとに作成しており、事業計画における主要な仮定は受注件数及び受注単価並びに人員計画に基づく人件費予測であります。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

事業計画に含まれる主要な仮定は見積りの不確実性が高く、将来の経営環境の変化による収益性の変動や市況の変動により、これらの主要な仮定に変更が生じた場合には、当初見込んでいた収益が得られず、翌連結会計年度における固定資産の評価に重要な影響が発生し、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	65,013千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる受注件数及び受注単価の予測並びに人員計画に基づく人件費予測であります。受注件数の予測については、過去の実績数値を参照し、増員計画及び市場環境等を考慮して合理的に策定しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

課税所得は、将来の不確実な経済状況や経営環境の変化により影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響が生じ、税金費用が計上される可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

減損損失	2,809千円
有形固定資産	7,702千円
無形固定資産	28,088千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループでは、継続的に収支の把握がなされている、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す内部管理上の最小単位によってグルーピングを行っております。減損の兆候が認められる資産グループについては、当該グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、固定資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。割引前キャッシュ・フローの総額は、取締役会で承認された各社の事業計画を基礎としております。

なお、当連結会計年度において、一部の資産グループについては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みであることから、減損の兆候があると判断し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を下回っていたため、減損損失を計上いたしました。

② 主要な仮定

固定資産の減損損失の認識の判定にあたり、資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、当社の取締役会が承認した事業計画をもとに作成しており、事業計画における主要な仮定は受注件数及び受注単価並びに人員計画に基づく人件費予測であります。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

事業計画に含まれる主要な仮定は見積りの不確実性が高く、将来の経営環境の変化による収益性の変動や市況の変動により、これらの主要な仮定に変更が生じた場合には、当初見込んでいた収益が得られず、翌連結会計年度における固定資産の評価に重要な影響が発生し、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高及び売上原価が77,772千円減少しております。なお、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。また、1株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる時価の算定方法に重要な変更はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより、従来は取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりました一部の投資信託について、基準価額等を時価として時価評価する方法へと変更しております。

この結果、当連結会計年度の投資有価証券が100,864千円増加、その他有価証券評価差額金が2,016千円増加、非支配株主持分が98,847千円増加しております。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用いたします。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額として、2023年3月期の投資有価証券が100,864千円増加、その他有価証券評価差額金が2,016千円増加、非支配株主持分が98,847千円増加しております。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(新型コロナウイルス感染症による影響)

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、事業によってその影響や程度が異なるものの、全体として重要な影響はありませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(新型コロナウイルス感染症による影響)

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、事業によってその影響や程度が異なるものの、全体として重要な影響はありませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

(連結子会社の解散及び清算決議)

当社は、2022年12月21日の取締役会において、当社の連結子会社であるIshin SG Pte. Ltd. を解散及び清算することを決議し、2023年9月4日に清算終了いたしました。

1. 解散及び清算の理由

Ishin SG Pte. Ltd. は、2012年にアジア地域での事業展開を目的として設立し、日本企業の海外進出を支援するメディア「ヤッパン号」の運営などを行ってまいりましたが、経営の効率化の観点から現在ほぼ全ての事業をイシン株式会社へ譲渡しており、現地法人としての役割を終えたことから同社の解散及び清算を決議いたしました。

2. 解散する連結子会社の概要

(1) 名称	Ishin SG Pte. Ltd.
(2) 所在地	18 Robinson Road, #20-02 18 Robinson, Singapore 048547
(3) 役員	Director 丸山 広大 Director 松浦 道生 Director Yukie Yoshida
(4) 事業内容	アジアを中心とする海外スタートアップエコシステムの調査、協業支援
(5) 資本金	730,000 SGD
(6) 大株主及び持株比率	イシン株式会社100%

3. 解散及び清算の日程

2023年9月4日に現地の登記簿から抹消され清算終了いたしました。

4. 連結業績への影響

本解散及び清算により2024年3月期において子会社清算益3,330千円を計上しております。

5. 当該清算による営業活動等への影響

当該連結子会社の清算に伴う営業活動等への影響は軽微であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
関係会社株式	15,275千円	6,882千円

※2 顧客との契約から生じた契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債は「前受収益」に含まれております。契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.（1）顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	当連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)
役員報酬	118,166千円	102,867千円
給料手当	259,584	302,954
賞与及び賞与引当金繰入額	40,485	53,764
法定福利費	49,359	61,363
貸倒引当金繰入額	484	1,127

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	当連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)
車両運搬具	—千円	872千円
工具、器具及び備品	—	31
計	—	904

※4 減損損失

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

当社グループは、当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
東京都新宿区	事業用資産	ソフトウェア	2,809千円

当社グループは事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において公民共創事業で保有する固定資産(ソフトウェア)について、耐用年数内の営業収益による回収が見込めないと判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額については、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、使用価値を零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	当連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	26,033千円	124,026千円
組替調整額	—	—
税効果調整前	26,033	124,026
税効果額	—	—
その他有価証券評価差額金	26,033	124,026
為替換算調整勘定		
当期発生額	5,130	14,413
組替調整額	—	—
税効果調整前	5,130	14,413
税効果額	—	△2,160
為替換算調整勘定	5,130	12,253
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	451	900
組替調整額	—	△1,182
持分法適用会社に対する持分相当額	451	△282
その他の包括利益合計	31,615	135,997

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	16,000	—	—	16,000
合計	16,000	—	—	16,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
提出会社 (親会社)	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

(注) スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	16,000	—	—	16,000
合計	16,000	—	—	16,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
提出会社 (親会社)	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
提出会社 (親会社)	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 第2回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

2. 第3回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	当連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)
現金及び預金勘定	757,247千円	880,085千円
現金及び現金同等物	757,247	880,085

(リース取引関係)

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産(本社設置の複合機)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産(本社設置の複合機)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については金融機関等からの借入等を行っておりません。

なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、1年内の回収予定であり、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は連結子会社であるIshin Global Fund I L.P.による海外スタートアップ企業への投資事業組合を通じた出資及び投資目的の株式であり、投資先の企業価値変動リスク及び為替リスクに晒されておりますが、定期的に財務内容を把握することにより管理しております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、営業債権について、経理規程及び与信管理マニュアルに基づき、各担当部門が顧客及び取引先との信用状況を定期的に把握し、期日及び残高を厳正に管理すると共に、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、リスク軽減を図っております。営業債務は資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 売掛金	151,821	151,821	—
資産計	151,821	151,821	—
(1) 買掛金	44,501	44,501	—
(2) 未払金	78,180	78,180	—
(3) 未払法人税等	44,545	44,545	—
負債計	167,227	167,227	—

(注) 1. 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2022年3月31日)
投資有価証券(※)	271,854

※ 投資事業組合への出資金であり、市場価格がないことから時価開示の対象とはしていません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	757,247	—	—	—
売掛金	151,821	—	—	—
合計	909,068	—	—	—

3. 金融資産の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	151,821	—	151,821
資産計	—	151,821	—	151,821
買掛金	—	44,501	—	44,501
未払金	—	78,180	—	78,180
未払法人税等	—	44,545	—	44,545
負債計	—	167,227	—	167,227

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、未払金及び未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については金融機関等からの借入等は行っておりません。

なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、1年内の回収予定であり、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は連結子会社であるIshin Global Fund I L.P.による海外スタートアップ企業への投資事業組合を通じた出資及び投資目的の株式であり、投資先の企業価値変動リスク及び為替リスクに晒されておりますが、定期的に財務内容を把握することにより管理しております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、営業債権について、経理規程及び与信管理マニュアルに基づき、各担当部門が顧客及び取引先との信用状況を定期的に把握し、期日及び残高を厳正に管理すると共に、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、リスク軽減を図っております。営業債務は資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 売掛金	162,162	162,162	—
(2) 投資有価証券	325,018	325,018	—
資産計	487,180	487,180	—
(1) 買掛金	31,065	31,065	—
(2) 未払金	95,033	95,033	—
(3) 未払法人税等	9,582	9,582	—
負債計	135,681	135,681	—

(注) 1. 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2023年3月31日)
投資有価証券(※)	92,558

※ 投資事業組合への出資金であり、市場価格がないことから時価開示の対象とはしていません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	880,085	-	-	-
売掛金	162,162	-	-	-
合計	1,042,247	-	-	-

3. 金融資産の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(注) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託については含めておりません。基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位：千円)

期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び決済 の純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末残高	当期の損益に計 上した額のうち 連結貸借対照表 日において保有 する投資信託の 評価損益
	損益に計上	その他の 包括利益に 計上(※)					
191,142	-	118,082	15,793	-	-	325,018	-

※ 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	162,162	—	162,162
資産計	—	162,162	—	162,162
買掛金	—	31,065	—	31,065
未払金	—	95,033	—	95,033
未払法人税等	—	9,582	—	9,582
負債計	—	135,681	—	135,681

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、未払金及び未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2022年3月31日)

投資有価証券に計上しております投資事業組合への出資金(連結貸借対照表計上額 271,854千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	325,018	187,898	137,120
	合計	325,018	187,898	137,120

(注) 投資有価証券に計上しております投資事業組合への出資金(連結貸借対照表計上額 92,558千円)は、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与日時点におけるストック・オプションの単位当たりの本源的価値は零であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社使用人 9名	当社取締役 3名 当社使用人 10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 48,000株	普通株式 50,600株
付与日	2020年7月22日	2022年3月31日
権利確定条件	新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、従業員の地位を有していた者が定年退職した場合にはこの限りではない。	新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、従業員の地位を有していた者が定年退職した場合にはこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。
権利行使期間	自 2022年7月18日 至 2030年7月17日	自 2024年3月30日 至 2032年3月29日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 付与対象者の区分及び人数については、割当日時点の区分及び人数を記載しております。

3. 2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	48,000	—
付与	—	50,600
失効	1,700	—
権利確定	—	—
未確定残	46,300	50,600
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の数を記載しております。

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	160	971
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法によっております。

なお、算定した株式の評価額が権利行使価格以下となるため、付与時点の単位当たりの本源的価値は零となり、ストック・オプションの公正な評価単価も零と算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	32,178千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与日時点におけるストック・オプションの単位当たりの本源的価値は零であるため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社使用人 9名	当社取締役 3名 当社使用人 10名	当社使用人 29名 当社子会社使用人 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 48,000株	普通株式 50,600株	普通株式 7,300株
付与日	2020年7月22日	2022年3月31日	2022年8月31日
権利確定条件	新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、従業員の地位を有していた者が定年退職した場合にはこの限りではない。	新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、従業員の地位を有していた者が定年退職した場合にはこの限りではない。	新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、従業員の地位を有していた者が定年退職した場合にはこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。
権利行使期間	自 2022年7月18日 至 2030年7月17日	自 2024年3月30日 至 2032年3月29日	自 2024年8月18日 至 2032年8月17日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 付与対象者の区分及び人数については、割当日時点の区分及び人数を記載しております。

3. 2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	46,300	50,600	—
付与	—	—	7,300
失効	1,700	—	400
権利確定	—	—	—
未確定残	44,600	50,600	6,900
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の数を記載しております。

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	160	971	1,005
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法によっております。

なお、算定した株式の評価額が権利行使価格以下となるため、付与時点の単位当たりの本源的価値は零となり、ストック・オプションの公正な評価単価も零と算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	39,611千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(2022年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	2,979千円
賞与引当金	9,156
未払役員給与	2,477
減価償却超過額	4,304
貸倒引当金超過額	817
資産除去債務	696
資産調整勘定	32,443
税務上の繰越欠損金(注)	6,392
その他	1,746
繰延税金資産小計	61,013
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△6,392
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△790
評価性引当額小計	△7,183
繰延税金資産合計	53,829
繰延税金負債	
その他の関係会社有価証券	△1,066
その他	△350
繰延税金負債合計	△1,417
繰延税金資産(負債)の純額	52,412

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	6,392	6,392
評価性引当額	-	-	-	-	-	△6,392	△6,392
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
税額控除	△4.5
外国子会社合算所得金額	1.6
分配時調整外国税相当額控除	△0.4
軽減税率適用による影響額	△4.3
親会社との税率差異	△10.1
評価性引当額の増減	△2.3
その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.0

当連結会計年度(2023年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,061千円
賞与引当金	11,190
未払役員給与	2,562
減価償却超過額	4,746
貸倒引当金超過額	1,207
資産除去債務	709
資産調整勘定	24,332
税務上の繰越欠損金(注)	7,495
在外子会社に対する投資に係る一時差異	20,144
その他	4,549
繰延税金資産小計	78,001
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△7,495
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,015
評価性引当額小計	△8,510
繰延税金資産合計	69,490
繰延税金負債	
その他の関係会社有価証券	△1,987
為替換算調整勘定	△2,160
その他	△328
繰延税金負債合計	△4,476
繰延税金資産(負債)の純額	65,013

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	7,495	7,495
評価性引当額	-	-	-	-	-	△7,495	△7,495
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
税額控除	△4.1
外国子会社合算所得金額	3.1
分配時調整外国税相当額控除	△1.2
軽減税率適用による影響額	△0.9
親会社との税率差異	△5.5
評価性引当額の増減	△18.3
過年度法人税等	2.9
関係会社株式売却益の連結修正	2.5
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.4

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(共通支配下の取引等)

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

① TECHBLITZ事業

事業の名称 当社の連結子会社であるIshin USA, Inc.のTECHBLITZ事業

事業の内容 国内企業と海外スタートアップ企業の連携を支援する情報サービス提供

② メディア事業

事業の名称 当社の連結子会社であるIshin SG Pte. Ltd.のメディア事業

事業の内容 「ヤッパン号」「アジアの注目企業100」「特定技能Online」「The South East Asia Startups100」「Japan Business Headline」のメディア運営

(2) 企業結合日

2021年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

Ishin USA, Inc.及びIshin SG Pte. Ltd.を事業譲渡会社、当社を事業譲受会社とする事業譲渡

(4) 結合後企業の名称

イシン株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社にメディア事業を集中させることでグローバルメディアネットワークの強化を図り、より一層の顧客サービスの拡充を図るとともに、グループ経営を効率化し、経営体制の合理化・明確化を企図するものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
売掛金(期首残高)	142,027千円
売掛金(期末残高)	151,821
契約負債	
前受収益(期首残高)	110,417
前受収益(期末残高)	157,579

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、109,722千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
売掛金(期首残高)	151,821千円
売掛金(期末残高)	162,162
契約負債	
前受収益(期首残高)	157,579
前受収益(期末残高)	248,872

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、155,148千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社社屋の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から25.75年と見積り、割引率は当該使用見込期間に応じた国債の利回りを使用しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
期首残高	1,977千円
時の経過による調整額	36
期末残高	2,014

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社社屋の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から25.75年と見積り、割引率は当該使用見込期間に応じた国債の利回りを使用しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)
期首残高	2,014千円
時の経過による調整額	37
期末残高	2,051

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業所及び連結子会社を拠点として事業活動を行っており、事業の内容、役務の提供方法並びに類似性に基づき事業を集約し、「公民共創事業」「グローバルイノベーション事業」「メディアPR事業」の3つを報告セグメントとしております。

各事業の主要な業務は以下のとおりです。

公民共創事業：企業の自治体向けマーケティング支援業務

グローバルイノベーション事業：日系大手企業のグローバルオープンイノベーション支援業務

メディアPR事業：成長企業のブランディング及び採用支援

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益の数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1.	連結財務諸表 計上額 (注) 2.
	公民共創事業	グローバルイ ノベーション 事業	メディアPR 事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	231,335	33,125	74,307	338,768	—	338,768
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	132,754	239,908	312,782	685,444	—	685,444
顧客との契約から生じる収益	364,089	273,033	387,089	1,024,213	—	1,024,213
外部顧客への売上高	364,089	273,033	387,089	1,024,213	—	1,024,213
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	694	—	694	△694	—
計	364,089	273,728	387,089	1,024,908	△694	1,024,213
セグメント利益	106,303	21,838	228,920	357,061	△285,602	71,458
セグメント資産	78,315	232,346	65,781	376,443	955,704	1,332,147
その他の項目						
減価償却費	4,253	5,575	—	9,828	1,619	11,448
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	—	7,819	—	7,819	—	7,819

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△285,602千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない本社部門等で生じた販売費及び一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額955,704千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

(3) 減価償却費の調整額1,619千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業所及び連結子会社を拠点として事業活動を行っており、事業の内容、役務の提供方法並びに類似性に基づき事業を集約し、「公民共創事業」「グローバルイノベーション事業」「メディアPR事業」の3つを報告セグメントとしております。

各事業の主要な業務は以下のとおりです。

公民共創事業：企業の自治体向けマーケティング支援業務

グローバルイノベーション事業：日系大手企業のグローバルオープンイノベーション支援業務

メディアPR事業：成長企業のブランディング及び採用支援

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益の数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1.	連結財務諸表 計上額 (注) 2.
	公民共創事業	グローバルイ ノベーション 事業	メディアPR 事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	283,896	35,966	84,841	404,704	—	404,704
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	133,244	298,976	311,080	743,300	—	743,300
顧客との契約から生じる収益	417,140	334,942	395,922	1,148,005	—	1,148,005
外部顧客への売上高	417,140	334,942	395,922	1,148,005	—	1,148,005
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	417,140	334,942	395,922	1,148,005	—	1,148,005
セグメント利益	74,237	114,214	246,139	434,591	△339,203	95,388
セグメント資産	56,931	168,201	64,838	289,970	1,323,156	1,613,127
その他の項目						
減価償却費	4,253	5,861	—	10,114	1,440	11,554
減損損失	2,809	—	—	2,809	—	2,809
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	—	18,435	—	18,435	5,858	24,294

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△339,203千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない本社部門等で生じた販売費及び一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額1,323,156千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
- (3) 減価償却費の調整額1,440千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額5,858千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る資産の増加額であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	明石智義	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接39.3 間接47.5	債務被保証	不動産賃貸借契約に対する債務被保証	13,287	—	—
役員	片岡聡	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接2.0	債務被保証	不動産賃貸借契約に対する債務被保証	13,287	—	—

(注) 当社は、不動産賃貸借契約に基づく債務について、代表取締役明石智義並びに代表取締役片岡聡より其々債務保証を受けております。不動産賃貸借契約の取引金額は、債務保証を受けている物件の月額賃借料の11ヶ月分を記載しており、当該債務保証は2022年2月を以て解消しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
1株当たり純資産額	296.75円
1株当たり当期純利益	60.79円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	97,271
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	97,271
普通株式の期中平均株式数(株)	1,600,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2020年第1回新株予約権 新株予約権の数 463個(普通株式46,300株) 2022年第2回新株予約権 新株予約権の数 506個(普通株式50,600株) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

	当連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)
1株当たり純資産額	358.14円
1株当たり当期純利益	52.36円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	83,772
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	83,772
普通株式の期中平均株式数(株)	1,600,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2020年第1回新株予約権 新株予約権の数 446個(普通株式44,600株) 2022年第2回新株予約権 新株予約権の数 506個(普通株式50,600株) 2022年第3回新株予約権 新株予約権の数 69個(普通株式6,900株) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(新株予約権の発行)

当社は、2022年8月17日開催の臨時株主総会及び定時取締役会において、当社の従業員に対し、2022年8月31日を割当日とする第3回ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、ストック・オプションの概要につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載しております。

当連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(新株予約権の発行)

当社は、2023年8月29日開催の臨時株主総会及び定時取締役会において、当社の役員及び従業員に対し、2023年8月30日を割当日とする第4回ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、ストック・オプションの概要につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載しております。

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2023年10月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年11月2日をもって株式分割を行っております。また、2023年11月17日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付けで定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2023年11月1日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有株式を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式

株式分割前の発行済株式総数	16,000株
今回の分割により増加する株式数	1,584,000株
株式分割後の発行済株式総数	1,600,000株
株式分割後の発行可能株式総数	6,400,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2023年11月2日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. その他

(1) 資本金額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を2023年11月2日以降、以下のとおり調整いたします。

新株予約権の名称	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
第1回新株予約権	16,000円	160円
第2回新株予約権	97,087円	971円
第3回新株予約権	100,453円	1,005円
第4回新株予約権	105,727円	1,058円

4. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の変更)

連結子会社であったIshin SG Pte. Ltd. の清算手続きが終了したことに伴い、第2四半期連結会計期間より、同社を連結の範囲から除外しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(連結子会社の解散及び清算決議)

当社は、2022年12月21日の取締役会において、当社の連結子会社であるIshin SG Pte. Ltd. を解散及び清算することを決議し、2023年9月4日に清算結了いたしました。

1. 解散及び清算の理由

Ishin SG Pte. Ltd. は、2012年にアジア地域での事業展開を目的として設立し、日本企業の海外進出を支援するメディア「ヤッパン号」の運営などを行ってまいりましたが、経営の効率化の観点から現在はほぼ全ての事業をイシン株式会社へ譲渡しており、現地法人としての役割を終えたことから同社の解散及び清算を決議いたしました。

2. 解散する連結子会社の概要

(1) 名称	Ishin SG Pte. Ltd.
(2) 所在地	18 Robinson Road, #20-02 18 Robinson, Singapore 048547
(3) 役員	Director 丸山 広大 Director 松浦 道生 Director Yukie Yoshida
(4) 事業内容	アジアを中心とする海外スタートアップエコシステムの調査、協業支援
(5) 資本金	730,000 SGD
(6) 大株主及び持株比率	イシン株式会社100%

3. 解散及び清算の日程

2023年9月4日に現地の登記簿から抹消され清算結了いたしました。

4. 連結業績への影響

本解散及び清算により第2四半期連結会計期間において子会社清算益3,330千円を計上しております。

5. 当該清算による営業活動等への影響

当該連結子会社の清算に伴う営業活動等への影響は軽微であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
減価償却費	10,405千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1.	四半期連結損 益計算書計上 額 (注)2.
	公民共創	グローバルイ ノベーション	メディアPR	計		
売上高						
一時点で移転される財 又はサービス	249,257	17,165	54,161	320,584	—	320,584
一定期間にわたり移転される財 又はサービス	108,005	228,545	227,767	564,318	—	564,318
顧客との契約から生じる収益	357,263	245,710	281,929	884,903	—	884,903
外部顧客への売上高	357,263	245,710	281,929	884,903	—	884,903
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	357,263	245,710	281,929	884,903	—	884,903
セグメント利益	102,548	80,691	174,032	357,272	△227,303	129,968

(注)1. セグメント利益の調整額△227,303千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない本社部門で生じた一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり四半期純利益	56円23銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	89,971
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	89,971
普通株式の期中平均株式数(株)	1,600,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

⑤ 【連結附属明細表】(2023年3月31日現在)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	788	269	4.3	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	269	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,058	269	—	—

(注) 1. リース債務の平均利率については当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	359,439	587,341
売掛金	※ 151,803	※ 146,752
仕掛品	1,098	4,475
前払金	167	—
前払費用	26,467	23,084
未収入金	※ 103	※ 2,097
その他	1,216	123
貸倒引当金	△2,140	△2,568
流動資産合計	538,156	761,306
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	11,449	11,449
工具、器具及び備品	4,785	4,785
減価償却累計額	△7,092	△8,532
有形固定資産合計	9,142	7,702
無形固定資産		
のれん	61,350	46,012
ソフトウェア	16,576	22,229
ソフトウェア仮勘定	7,819	5,858
無形固定資産合計	85,746	74,101
投資その他の資産		
その他の関係会社有価証券	12,220	14,562
関係会社株式	43,092	43,092
敷金	6,900	7,040
繰延税金資産	52,412	71,719
長期前払費用	807	488
破産更生債権等	445	921
貸倒引当金	△222	△921
投資その他の資産合計	115,656	136,903
固定資産合計	210,544	218,706
資産合計	748,701	980,013

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	42,523	30,168
未払金	※ 76,858	※ 92,277
未払費用	249	476
未払法人税等	27,144	8,992
前受金	368	—
前受収益	※ 142,221	※ 232,312
預り金	1,569	3,856
未払消費税等	28,663	14,743
リース債務	788	269
賞与引当金	26,470	32,352
その他	1	37,757
流動負債合計	346,860	453,207
固定負債		
リース債務	269	—
資産除去債務	2,014	2,051
固定負債合計	2,283	2,051
負債合計	349,144	455,258
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,000	8,000
利益剰余金		
その他利益剰余金	391,557	516,755
繰越利益剰余金	391,557	516,755
利益剰余金合計	391,557	516,755
株主資本合計	399,557	524,755
純資産合計	399,557	524,755
負債純資産合計	748,701	980,013

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
売上高	981,251	1,129,190
売上原価	237,397	260,447
売上総利益	743,853	868,742
販売費及び一般管理費	※2 674,563	※2 790,800
営業利益	69,290	77,942
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	※1 43,550	※1 52,753
保険解約返戻金	25,283	—
投資事業組合運用益	2,173	2,342
その他	1,035	634
営業外収益合計	72,043	55,730
営業外費用		
支払利息	58	27
支払補償費	—	1,100
為替差損	1,710	722
その他	35	0
営業外費用合計	1,805	1,850
経常利益	139,528	131,822
特別利益		
事業譲渡益	—	1,000
特別利益合計	—	1,000
特別損失		
減損損失	—	2,809
特別損失合計	—	2,809
税引前当期純利益	139,528	130,012
法人税、住民税及び事業税	30,542	24,121
法人税等調整額	3,171	△19,307
法人税等合計	33,714	4,814
当期純利益	105,814	125,198

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)		当事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)		
		金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)	
I. 労務費						
1. 給料手当		56,243			63,318	
2. 法定福利費		9,332			11,396	
3. 賞与		5,152			6,149	
4. 賞与引当金繰入額		5,330			5,876	
5. その他		1	76,059	31.9	—	86,741
II. 外注費						
1. 業務委託費		91,556			72,904	
2. 外注加工費		4,460	96,017	40.3	3,758	76,663
III. 経費						
1. 荷造運賃		20,834			26,557	
2. 印刷費		27,977			24,513	
3. 減価償却費		9,459			9,972	
4. 賃借料		3,113			18,329	
5. その他		4,839	66,224	27.8	21,069	100,441
小計			238,301	100.0		263,846
期首仕掛品棚卸高			226			1,098
合計			238,528			264,945
期末仕掛品棚卸高			1,098			4,475
他勘定振替	※		△31			△22
売上原価			237,397			260,447

原価計算の方法は、個別原価計算を採用しております。

※ 期末仕掛品に含まれる販売費及び一般管理費への振替高であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	8,000	285,742	285,742	293,742	293,742
当期変動額					
当期純利益		105,814	105,814	105,814	105,814
当期変動額合計	—	105,814	105,814	105,814	105,814
当期末残高	8,000	391,557	391,557	399,557	399,557

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	8,000	391,557	391,557	399,557	399,557
当期変動額					
当期純利益		125,198	125,198	125,198	125,198
当期変動額合計	—	125,198	125,198	125,198	125,198
当期末残高	8,000	516,755	516,755	524,755	524,755

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、当事業年度に帰属する支給見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 一時点で充足される履行義務

当社において一時点で充足される履行義務には、公民共創事業においては『自治体通信』記事広告掲載料、グローバルイノベーション事業においては研修プログラムやイノベーション情報マネジメントツールの販売、メディアPR事業においては『ベンチャー通信』記事広告掲載料等があります。これらにおける当社の履行義務は掲載誌の発刊、研修の開催、ツールの販売であり、いずれも出荷又は受渡時点において顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に先んじて一括で受領、又は履行義務を充足した時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 一定の期間にわたり充足される履行義務

当社において一定の期間にわたり充足される履行義務には、公民共創事業においては「自治体通信Online」掲載料並びにプラットフォームサービス利用料、グローバルイノベーション事業においては「BLITZ Portal」利用料、メディアPR事業においては「ベストベンチャー100」などの有料会員サービスの会費並びに「HIKOMA CLOUD」利用料等があります。これらの契約において、履行義務は契約期間にわたりオンライン掲載又はポータルサイトを通じて情報提供することであり、当該履行義務は時の経過により充足されるため、履行義務が充足される契約期間に渡り収益を認識しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に先んじて一括で受領、又は履行義務の充足の開始時点である各サービスの利用開始時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 代理人取引

当社が当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しており、当社が代理人として取引を行っている場合には、売上高を純額(手数料相当額)で認識しております。代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、特定された財又はサービスの提供について、当社が約束の履行に対する主たる責任を有しているか、在庫リスクを有しているか、価格設定の裁量権を有しているかを指標としており、グローバルイノベーション事業におけるイノベーション情報マネジメントツールの販売及びメディアPR事業における求人広告ツールの利用手配等は、これらの財又はサービスが顧客に提供されるように手配を行う履行義務であることから、代理人取引と判定しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に先んじて一括で受領、又は履行義務を充足した時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として認識しております。

7. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、当事業年度に帰属する支給見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 一時点で充足される履行義務

当社において一時点で充足される履行義務には、公民共創事業においては『自治体通信』記事広告掲載料、グローバルイノベーション事業においては研修プログラムやイノベーション情報マネジメントツールの販売、メディアPR事業においては『ベンチャー通信』記事広告掲載料等があります。これらにおける当社の履行義務は掲載誌の発刊、研修の開催、ツールの販売であり、いずれも出荷又は受渡時点において顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に先んじて一括で受領、又は履行義務を充足した時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 一定の期間にわたり充足される履行義務

当社において一定の期間にわたり充足される履行義務には、公民共創事業においては「自治体通信Online」掲載料並びにプラットフォームサービス利用料、グローバルイノベーション事業においては「BLITZ Portal」利用料、メディアPR事業においては「ベストベンチャー100」などの有料会員サービスの会費並びに「HIKOMA CLOUD」利用料等があります。これらの契約において、履行義務は契約期間にわたりオンライン掲載又はポータルサイトを通じて情報提供することであり、当該履行義務は時の経過により充足されるため、履行義務が充足される契約期間に渡り収益を認識しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に先んじて一括で受領、又は履行義務の充足の開始時点である各サービスの利用開始時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 代理人取引

当社が当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しており、当社が代理人として取引を行っている場合には、売上高を純額(手数料相当額)で認識しております。代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、特定された財又はサービスの提供について、当社が約束の履行に対する主たる責任を有しているか、在庫リスクを有しているか、価格設定の裁量権を有しているかを指標としており、グローバルイノベーション事業におけるイノベーション情報マネジメントツールの販売及びメディアPR事業における求人広告ツールの利用手配等は、これらの財又はサービスが顧客に提供されるように手配を行う履行義務であることから、代理人取引と判定しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に先んじて一括で受領、又は履行義務を充足した時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として認識しております。

7. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 52,412千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項 (重要な会計上の見積り) 1. 繰延税金資産の回収可能性」と同一のため、記載を省略しております。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

減損損失 一千円

有形固定資産 9,142千円

無形固定資産 85,746千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項 (重要な会計上の見積り) 2. 固定資産の減損」と同一のため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 71,719千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項 (重要な会計上の見積り) 1. 繰延税金資産の回収可能性」と同一のため、記載を省略しております。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

減損損失 2,809千円

有形固定資産 7,702千円

無形固定資産 74,101千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項 (重要な会計上の見積り) 2. 固定資産の減損」と同一のため、記載を省略しております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することといたしました。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高及び売上原価が77,772千円減少しております。なお、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に与える影響はありません。また、1株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる時価の算定方法に重要な変更はありません。

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(新型コロナウイルス感染症による影響)

新型コロナウイルス感染症による当社への影響は、事業によってその影響や程度が異なるものの、全体として重要な影響はありませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(新型コロナウイルス感染症による影響)

新型コロナウイルス感染症による当社への影響は、事業によってその影響や程度が異なるものの、全体として重要な影響はありませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
流動資産		
売掛金	9,064千円	1,326千円
未収入金	50	4
流動負債		
未払金	4,360	1,994
前受収益	12,946	26,806

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	当事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)
関係会社からの受取配当金	43,550千円	52,753千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度6%、当事業年度3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度94%、当事業年度97%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	当事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)
役員報酬	84,302千円	90,301千円
給与手当	253,393	297,080
賞与及び賞与引当金繰入額	39,848	49,603
法定福利費	47,677	60,098
減価償却費	1,619	1,440
貸倒引当金繰入額	484	1,127

(有価証券関係)

前事業年度(2022年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式33,092千円、関連会社株式10,000千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当事業年度(2023年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式33,092千円、関連会社株式10,000千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度(2022年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	2,979千円
賞与引当金	9,156
未払役員給与	2,477
減価償却超過額	4,210
貸倒引当金超過額	817
資産除去債務	696
資産調整勘定	32,443
その他	1,746
繰延税金資産小計	54,526
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△696
評価性引当額小計	△696
繰延税金資産合計	53,829
繰延税金負債	
その他の関係会社有価証券	1,066
その他	350
繰延税金負債合計	1,417
繰延税金資産(負債)の純額	52,412

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.3
税額控除	△3.8
のれん償却額	3.8
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.2

当事業年度(2023年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,061千円
賞与引当金	11,190
未払役員給与	2,562
減価償却超過額	5,413
貸倒引当金超過額	1,207
資産除去債務	709
資産調整勘定	24,332
関係会社株式評価損	24,690
その他	3,577
繰延税金資産小計	74,745
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△709
評価性引当額小計	△709
繰延税金資産合計	74,035
繰延税金負債	
その他の関係会社有価証券	1,987
その他	328
繰延税金負債合計	2,315
繰延税金資産(負債)の純額	71,719

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△13.3
税額控除	△3.3
のれん償却額	4.1
評価性引当額の増減	△19.0
その他	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.7

(企業結合等関係)

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(共通支配下の取引等)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(新株予約権の発行)

連結財務諸表「注記事項 (重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(新株予約権の発行)

連結財務諸表「注記事項 (重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(株式分割及び単元株制度の採用)

連結財務諸表「注記事項 (重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】(2023年3月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物附属設備	11,449	—	—	11,449	4,191	879	7,257
工具器具備品	4,785	—	—	4,785	4,340	560	444
有形固定資産計	16,234	—	—	16,234	8,532	1,440	7,702
無形固定資産							
のれん	76,687	—	—	76,687	30,675	15,337	46,012
ソフトウェア	29,080	18,435	2,809 (2,809)	44,706	22,476	9,972	22,229
ソフトウェア仮勘定	7,819	18,196	20,157	5,858	—	—	5,858
無形固定資産計	113,588	36,631	22,967 (2,809)	127,252	53,151	25,309	74,101
長期前払費用	1,570	488	—	488	1,570	807	488

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 業務用ソフトウェア BLITZ PORTAL機能改修 18,435千円

2. 当期減少額欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	2,362	3,267	860	1,279	3,490
賞与引当金	26,470	32,352	26,470	—	32,352

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は個別引当債権及び一般債権に係る洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2023年3月31日現在)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1.
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う) 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://ishin1853.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使する事ができない旨定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2022年3月31日	2022年8月31日
種類	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 50,600株 (注)6.	普通株式 7,300株 (注)6.
発行価格	971円 (注)3.6.	1,005円 (注)3.6.
資本組入額	485.5円(注)6.	502.5円(注)6.
発行価額の総額	49,132,600円	7,336,500円
資本組入額の総額	24,566,300円	3,668,250円
発行方法	2022年3月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2022年8月17日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)2.

項目	新株予約権③
発行年月日	2023年8月30日
種類	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 6,100株 (注)6
発行価格	1,058円 (注)3.6.
資本組入額	529円(注)6.
発行価額の総額	6,453,800円
資本組入額の総額	3,226,900円
発行方法	2023年8月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2.

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書類の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の基準事業年度の末日は、2023年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	971円	1,005円	1,058円
行使期間	2024年3月30日から 2032年3月29日まで	2024年8月18日から 2032年8月17日まで	2025年8月30日から 2033年8月29日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5. (1) 新株予約権①に関し、新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失(従業員1名)により、発行数は48,600株、発行価額の総額は47,190,600円、資本組入額の総額は23,595,300円となっております。(2) 新株予約権②に関し、新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失(従業員6名)により、発行数は6,000株、発行価額の総額は6,030,000円、資本組入額の総額は3,015,000円となっております。
6. 2023年10月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
片岡 聡	東京都江東区	会社役員	9,600	9,321,600 (971)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
吉田 秀明	東京都練馬区	会社役員	6,400	6,214,400 (971)	特別利害関係者等 (当社の専務取締役)
丸山 広大	千葉県千葉市稲毛区	会社役員	6,400	6,214,400 (971)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
吉川 慶	埼玉県所沢市	会社員	5,500	5,340,500 (971)	当社の従業員
西中 大史	東京都目黒区	会社役員	5,500	5,340,500 (971)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
福井 俊平	東京都中野区	会社員	2,300	2,233,300 (971)	当社の従業員
柿崎 裕夢	東京都豊島区	会社員	2,300	2,233,300 (971)	当社の従業員
清水 大暉	東京都世田谷区	会社員	2,300	2,233,300 (971)	当社の従業員
滝沢 健次	東京都世田谷区	会社員	2,300	2,233,300 (971)	当社の従業員
伊藤 史行	埼玉県戸田市	会社員	2,000	1,942,000 (971)	当社の従業員
春見 佳祐	東京都世田谷区	会社員	2,000	1,942,000 (971)	当社の従業員
堀井 達也	東京都文京区	会社員	2,000	1,942,000 (971)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 2023年10月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
小原 悠貴	神奈川県川崎市多摩区	会社員	300	301,500 (1,005)	当社の従業員
岩下 友揮	アメリカ合衆国カリフォルニア州	会社員	300	301,500 (1,005)	当社の従業員
大野 こなみ	東京都練馬区	会社員	300	301,500 (1,005)	当社の従業員
吉沢 翔太	東京都稲城市	会社員	300	301,500 (1,005)	当社の従業員
福島 康二	東京都調布市	会社員	300	301,500 (1,005)	当社の従業員
朴 秀隆	東京都世田谷区	会社員	300	301,500 (1,005)	当社の従業員
小濱 理恵子	神奈川県横須賀市	会社員	300	301,500 (1,005)	当社の従業員
阿部 良志子	神奈川県川崎市中原区	会社員	300	301,500 (1,005)	当社の従業員
内藤 高文	東京都中野区	会社員	300	301,500 (1,005)	当社の従業員
佐野 啓介	東京都中野区	会社員	300	301,500 (1,005)	当社の従業員
井口 真理子	東京都杉並区	会社員	300	301,500 (1,005)	当社の従業員
吉田 幸恵	東京都杉並区	会社員	300	301,500 (1,005)	当社の従業員
光田 安友真	東京都武蔵野市	会社員	200	201,000 (1,005)	当社の従業員
間瀬 亜弥	東京都品川区	会社員	200	201,000 (1,005)	当社の従業員
菊地 大輔	千葉県我孫子市	会社員	200	201,000 (1,005)	当社の従業員
大塩 拓弥	東京都板橋区	会社員	200	201,000 (1,005)	当社の従業員
大沼 雄次	東京都大田区	会社員	200	201,000 (1,005)	当社の従業員
小荷子 祐樹	東京都東久留米市	会社員	200	201,000 (1,005)	当社の従業員
熊谷 笑美	東京都板橋区	会社員	200	201,000 (1,005)	当社の従業員
古市 歩	東京都板橋区	会社員	200	201,000 (1,005)	当社の従業員
倉林 俊輔	埼玉県さいたま市中央区	会社員	200	201,000 (1,005)	当社の従業員
福永 大輝	東京都板橋区	会社員	200	201,000 (1,005)	当社の従業員
大石 秋太郎	神奈川県横浜市栄区	会社員	200	201,000 (1,005)	当社の従業員
二本柳 里美	埼玉県戸田市	会社員	200	201,000 (1,005)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 2023年10月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
西中 大史	東京都目黒区	会社役員	2,800	2,962,400 (1,058)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
阿部 良志子	神奈川県川崎市中原区	会社員	2,000	2,116,000 (1,058)	当社の従業員
春見 佳祐	東京都世田谷区	会社員	1,300	1,375,400 (1,058)	当社の従業員

(注) 2023年10月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社Bright Stone (注) 1. 2.	東京都目黒区東山三丁目22番3号	760,000	44.76
明石 智義 (注) 1. 3.	東京都目黒区	629,400	37.07
松浦 道生 (注) 1. 7. 8.	東京都新宿区	72,000	4.24
村口 和孝 (注) 1. 8.	東京都世田谷区	53,300	3.14
片岡 聡 (注) 1. 4.	東京都江東区	51,200 (19,200)	3.02 (1.13)
吉田 秀明 (注) 1. 5.	東京都練馬区	32,000 (16,000)	1.88 (0.94)
丸山 広大 (注) 1. 5.	千葉県千葉市稲毛区	32,000 (16,000)	1.88 (0.94)
松本 大 (注) 1. 6.	東京都新宿区	21,300	1.25
西中 大史 (注) 5.	東京都目黒区	10,000 (10,000)	0.59 (0.59)
吉川 慶 (注) 7.	埼玉県所沢市	7,200 (7,200)	0.42 (0.42)
春見 佳佑 (注) 7.	東京都新宿区	5,000 (5,000)	0.29 (0.29)
伊藤 史行 (注) 7.	埼玉県戸田市	3,700 (3,700)	0.22 (0.22)
堀井 達也 (注) 7.	東京都文京区	3,700 (3,700)	0.22 (0.22)
福井 俊平 (注) 7.	東京都中野区	2,300 (2,300)	0.14 (0.14)
柿崎 裕夢 (注) 7.	東京都豊島区	2,300 (2,300)	0.14 (0.14)
清水 大暉 (注) 7.	東京都世田谷区	2,300 (2,300)	0.14 (0.14)
滝沢 健次 (注) 7.	東京都世田谷区	2,300 (2,300)	0.14 (0.14)
阿部 良志子 (注) 7.	神奈川県川崎市中原区	2,300 (2,300)	0.14 (0.14)
小原 悠貴 (注) 7.	神奈川県川崎市多摩区	300 (300)	0.02 (0.02)
岩下 友揮 (注) 7.	アメリカ合衆国カリフォルニア州	300 (300)	0.02 (0.02)
大野 こなみ (注) 7.	東京都練馬区	300 (300)	0.02 (0.02)
吉沢 翔太 (注) 7.	東京都稲城市	300 (300)	0.02 (0.02)
福島 康二 (注) 7.	東京都調布市	300 (300)	0.02 (0.02)
朴 秀隆 (注) 7.	東京都世田谷区	300 (300)	0.02 (0.02)
小濱 理恵子 (注) 7.	神奈川県横須賀市	300 (300)	0.02 (0.02)
内藤 高文 (注) 7.	東京都中野区	300 (300)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
佐野 啓介 (注) 7.	東京都中野区	300 (300)	0.02 (0.02)
井口 真理子 (注) 7.	東京都杉並区	300 (300)	0.02 (0.02)
吉田 幸恵 (注) 7.	東京都杉並区	300 (300)	0.02 (0.02)
光田 安友真 (注) 7.	東京都武蔵野市	200 (200)	0.01 (0.01)
間瀬 亜弥 (注) 7.	東京都品川区	200 (200)	0.01 (0.01)
菊地 大輔 (注) 7.	千葉県我孫子市	200 (200)	0.01 (0.01)
大塩 拓弥 (注) 7.	東京都板橋区	200 (200)	0.01 (0.01)
大沼 雄次 (注) 7.	東京都大田区	200 (200)	0.01 (0.01)
小荷子 祐樹 (注) 7.	東京都東久留米市	200 (200)	0.01 (0.01)
熊谷 笑美 (注) 7.	東京都板橋区	200 (200)	0.01 (0.01)
古市 歩 (注) 7.	東京都板橋区	200 (200)	0.01 (0.01)
倉林 俊輔 (注) 7.	埼玉県さいたま市中央区	200 (200)	0.01 (0.01)
福永 大輝 (注) 7.	東京都板橋区	200 (200)	0.01 (0.01)
大石 秋太郎 (注) 7.	神奈川県横浜市栄区	200 (200)	0.01 (0.01)
二本柳 里美 (注) 7.	埼玉県戸田市	200 (200)	0.01 (0.01)
計	—	1,698,000 (98,000)	100.00 (5.77)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
3. 特別利害関係者等(当社の代表取締役会長)
4. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
5. 特別利害関係者等(当社の取締役)
6. 特別利害関係者等(金融商品取引業者等並びにその役員)
7. 当社の従業員
8. 当社の元取締役
9. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
10. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月9日

イシン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイシン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イシン株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月9日

イシン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイシン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イシン株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月9日

イシン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝彦

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイシン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イシン株式会社及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月9日

イシン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイシン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イシン株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月9日

イシン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイシン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イシン株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

